

區畫は五十四戸分八十一万坪にして、即ち大農を移住せしむべく計畫なりとす。此の大中小に區畫したる測定方法は、所謂米國の殖民地疎尻制を摸倣せしものなりと云ふにあらずや。雨紛原野は比較的率少なりし丈け第一着に此の一行の爲めに測量を遂げられ、追ふて近文。比布。忠別。愛別等の原野は明治廿四年より紹繼して測定を告げ、漸次殖民招徠の方法を講じたり。

惟ふに開拓使廳より三縣時代を経て、明治十九年北海道廳官制を制定せらるゝに至り、第一期の長官岩村通俊は先づ以て殖民經營の第一歩として、土地撰定の必要を稽へ時の第二部長理事官堀基氏に命じて原野の踏査を行へ其の撰定を爲さしめき。其の踏査とする處の主眼は、地勢。地質。及土壤の性質を熟察したるのみならず。水害の有無、交通運輸の關係などを調査して地圖を製せしめ、精彩なる説明を挿入して之を印刷に附し世人に頒布せしめんと欲す。即ち樂山氏をして之を切言せしめば、一種の殖民的羅針盤とも謂ふべき也。一種の殖民移住の案内とも謂ふべき也。要するに本道に移住を奨勵し、殖民を鼓舞すべく道廳官制の煥發に伴ふ殖民政策の開始にして、將來の移民が本道原野の撰定を謬まらしめ、折角土地の拓發に資本を投じたるに關せず、拓殖の効果を一朝畫餅に飯せしめざらんと欲する趣旨に外ならず。明治十九年八月下旬より道廳五等技師内田靜氏をして之れが殖民地撰定主任として實地踏査に着手したりき。明治十九年調査を了したる個處は空知。夕張。千歲。勇拂の諸原野に過ぎざるのみ。明治廿年柳本通義。福原鐵之輔外助手二名を増加し、前年其の補助を命ぜられたる十河定道と俱に六人三組に分れ、石狩河沿岸を跋渉して悉く其の殖民地を踏査し、之れが結了を告げぬ。これ道廳官制の煥發せられしと同時に神風發の威を鼓しつゝ、探險時代より未だ何等の殖民地を石狩河畔に選定せられざりしに關せず、道廳五等技師内田靜氏が殖民地選定主任としての石狩河踏査は眞に俱体的なる地勢。地質。土壤等より水害の有無と交通運輸とに關する形勢を、一目の下に瞭乎たらしむるに到りし也。況んや前叙三組の内福原鐵之輔一行の如き、上川原野を擔任しつゝ、

殆んぞ半歳を閲みして漸く結了を告げ、其の實査を達したるに於てをや。福原鐵之輔一行が初めて上川原野の殖民地を踏査し、其の内容を明瞭ならしめたる者は其の移民の先導たり、其の開發の先驅たりしは論を俟たず。其の際明治十九年は滿目の映ずる處悉く蕪々たる草原と、參天の老樹とが陰森として原野を鎖さしあるのみ。固より未だ道路の開鑿わらざる也。一葉の丸木舟に駕しつゝ、札幌より石狩河を溯り、神居古潭より舟を捨て徒歩して鹿道を辿りつゝ、九日を経て上川原野に達するを得るのみ。殖民地選定一行の親しく踏破して查明せる原野を擧ぐれば左の十二個所と做す。

- ゑたんべつ原野
- おさらつべ林野
- おさらつべ草原
- うつべち原野
- ちがつふに原野
- あいべつ原野
- ししり原野
- うししべつ原野
- ちゆべつ原野
- ふしちゆべつ原野
- びゑ原野
- たきけなしめむ原野

爾來廿一年四月屯田兵大尉榎内元吉及道廳技師佐藤勇等をして、忠別。永山。伊香牛。比布。近文。おさらつべ等の上川原野を調査せしめしは、主として其の目的は屯田兵用地の撰定にあり。

三五 屯田兵舎と雨紛建築材

明治廿三年三月に於て屯田兵第三大隊を永山に設置する事と爲り、之れが建築に従ひたりしかば其の用材の伐採、造材、運材等に着手するに就ては、總べて監獄の囚人を要したるもの、如し。乃ち神居古潭監獄の囚人外役所が明治廿二年雨紛西六線に置かれしかば、永山屯田兵舎の建築用材を伐採するに就き、雨紛原野に万古鬱葱として暢茂せるト、松を使用せんが爲め、囚人を驅使しつゝ、之れに斧斤を入れしめ、殆んど同監獄の囚人は約五十人も存在して伐木に造材に運材に製材に工事に着手しつゝ、屯田兵營の建築に關する準備的の任務に就きし也。明治廿四年六月永山村に屯田兵四百戸を移住せしめたりき。兎に角明治廿三年に於ては七月雨紛原野百〇九區畫地の測量を設定したるのみならず、九月廳令第六十一號を以て旭川。神居。永山の三村を設置せらる。全年六月に於ては神樂岡を以て離宮豫定地と奠められし程なれば、神居村の開發漸く其の端を開かんとする場合たりし也。要するに明治廿三四年の交に當り樺戸監獄署の典獄安村治孝氏の活躍は、寔に人目を驚嘆せしむる進取的行動なくんばあらず。乃ち當時の樺戸監獄に於ては囚人をして道路を開墾せしめたるのみならず。農作物の試験より建築工事に到る迄、殆んど同監獄の手を経ざるはなし。農商工一般の組織は監獄内に設置せられしを以て、大工あり左官あり裁縫師あり、監獄内に有ゆる社會一般の農商工を網羅せざるはなく、殆んど殖民地の指導として其の摸範を垂れ、名は監獄たりしと雖も行政官廳の本能を發揮せるの感化は尠しとせず。

雨紛より伐採せるト、松建築材は主として柱及梁柱等を製造し、永山屯田兵營の用材に供ふ。明治廿四年春季に於て雨紛に建設せられたる囚人外役所は、端なく野火の延焼する處と爲り殆んど之れが烏有に歸せるを傳ふ。

豐藏鏐吾氏の神居村及神樂村發達に關する殖民

創業時代の回舊的感懷

神居村の忠別太及美瑛町の如きは雷に上川の關門たる要區のみならず、其の劈頭に發達したる史的變遷を印しつゝあることは既に前叙に徴憑して其の然るべき脈絡を識るべきにあらずや。されど忠別太及美瑛町に於ける創業時代を描寫するに就ては、叙して未だ之を盡くさざるものあり語りて未だ之を詳かにせざるものあり。筆して未だ之を全ふせざるものあり、何となく龍を畫きて其の睛を点せざるの憾みなくんばあらず。否な草分け時代に於ける開發の全体を窺ふに由なく、殆んど其の睛を點せざるは未だしなれど、僅かに其の片鱗を描くに足りし憾みなくんばあらず也。されど總篇の末尾に於て久しく美瑛町に居住し、明治廿一年上川測候所に勤続しつゝ、神居村草味時代の一斑を實施に目撃せし豐藏鏐吾氏の精到警拔を極めたる觀察を載せ開發變遷の足らざる處を補ふと俱に、他の有り觸れたる史乘に漏れし史實を加へ上川關門の神居初期に於ける草分時代を叙し、同氏が牢乎として抜けざる腦裡の記憶と其の双眼に映せし殖民創業の神居村は如何なる状態にして如何なる發達の歩を辿りつゝありし乎を審かにし、以て村史開卷の首尾を完ふせんと欲する微意に外ならず。今次に札幌測候所長技師豐藏鏐吾氏の目に映せる史的變遷の感想を掲げ、更らに之を編年體的に其の要核を洩さず詳叙すべし。第一神居村忠別太及美瑛町の草分時代に豐藏鏐吾氏は叙して曰く、忠別太に初めて農事試験場を置きしは蓋し明治十九年に翔まり、明治二十年に及んでは樺戸集治監出張所を設置して囚人を督役し以て、上川農業上に於ける發育状態の如何を試みんが爲めに、蔬菜及穀類を播種したりし也。されば其の結果として従來北海道廳の設置せる試作場を廢止するに至れるもの、如し。要するに忠別太に設置したる農事試験場の施業に關しては上川原野の探險として、開拓使時代より土人と密接な

る關係を有し北海道廳技手として、上川の事業に従へたる高畑利宜に對して、明治廿一年以前の開發狀態を尋ねよ、同氏は兎に角殖民當初の進歩に就き充分に熟知しつゝ、あれば也。高畑利宜氏の談は本篇に詳述せり、予が上川原野に到來したるは明治廿一年六月にして、當時は樺戶集治監の出張所ありしが。其の構造や宛然たる草小屋に過ぎず、囚人約三十名を驅役しつゝ、あると俱に看守長看守等を併せて五六名を有し、其の開墾反別は約三町を耕作しつゝありし也。然かも上川測候所の如きも元農事試作場の建物を充用して、明治廿一年七月より事務を開始すると同時に、氣象の觀測を行ふ當時上川測候所裏及四方伊野澤との間にある山膨は青巒を起伏せしめ、千歳の翠氣を漾ふ、老樹古木は林樾鬱蒼として四邊を掩ふ、其の他に於ける一帶の原野は菀々たる草生地を以て充たされし也。樺戶集治監の出張所は上川測候所の西方に位して、約三町を隔つる處にありし爾來其の跡地は墓地案内人としての法華僧が一堂の草菴を構へし處と爲り、其は同地殖民の率先家たる掛場吉右衛門の如き、大河内三千太郎氏の如き孰れも克く之を熟知し、殆んど歴々として指し得べきにあらすや。又商人としては鈴木龜吉の如き中島に居住しつゝ土人と物品の交換を爲し、物々交易を行ふの時代たりしかば、土人の如きも日本語に通じ、大和言葉を談ずる者僅かに「モサク」と「コノサ」等の會長あるのみ、蓋し「モサク」は石狩部落の會長にして、「コノサ」は忠別部落の會長たり、「イナラサン」の如きは愛別。比布等の部落會長を兼ねつゝありて、蝦夷土人社會は參々伍々として到る處に點綴し、落々たる殘星のそれに似て纔かに一道の微光を放てるに過ぎざるものあらんとす。明治廿一年は蝗虫簇生しつゝ上川原野に蔓衍したるが爲め、農作物を蠶食して剩へ菅笹等の草葉さへも殆んど其の生色を剩さざる慘害に遭ふ。豈惟た上川原野のみの發生ならんや、併せて之れと同時に雨龍原野にも續發して蝗虫の大襲來を逞ふしたるが爲め、一時騒然として人心恟々たりしかば北海道廳は其の撲滅策を講じ、官吏を派遣して熾んに驅除に従ふ一度蝗虫の襲來するや、天地晦冥と化し、暗澹として物凄さよ、殆んど草木もな

く葉もなしと云ふべき慘狀なりしを以て、之れが驅除を行ふも、容易に剴絶の功を奏せず、此の驅除約一万圓を消糜したりと云ふにあらすや。此の歳岩村長官は御料局長に轉じ、永山將軍は更らに進んで北海道廳長官に兼任と爲り、偏へに上川原野の拓發を唱導し、屯田政策を施さんことを計畫しつゝ世人の迷霧を覺醒して前途囑望の地なることを説き、其の遺利の埋没しつゝ、あれば、江湖諸彦の來りて速かに珠塊金光を拾はんことを慫慂せしこと一再にあらす。されば御料地選定として或は將來の師團準備として或は一大農場を經營せんと欲する者、朝野の鉅公貴顯にして殆んど踵を接して到來したる狀態なくんばあらず。乃ち明治廿一年五月蜂須賀侯爵の一行と爲り、同年七月參謀長小澤中將の視察と爲り、陸軍次官桂將軍の上川探檢と爲り、宮内省の高官としては藤波主馬頭の上川踏破と爲り、香川皇太后宮大夫の一行と爲りしにあらすや。同年八月に及んでは陸軍側よりは永山將軍を首め屯田兵司令部參謀兒玉少佐。荒木少佐。朽内少佐の一行と俱に安村典獄及札幌の實業家も隨伴したりし也要するに八月は上川の炎天熱砂の季節にして、片岡侍從の御料地選定と爲り、尾張藩主徳川義禮侯の觀察と爲り、しにあらすや。孰れも石狩河の碧潭や渦紋を畫きつゝ、ある長流に掉し、端なく兩岸の蒼樹天を蔽ふ間より涼氣颯爽として一道の清風を身に浴するが爲め、何となく避暑を兼ね上川原野を漫遊的に觀察せるやの狀態なくんばあざる也。總べて當時上川に於ける日用品さへも皆是れ石狩河の舟運に憑らざるはなし。然かも此等總べての物貨は樺戶より携帶しつゝ、更らに集治監は川崎船を舩し瀧川迄運び、又更らに丸木舟を繰り神居古潭瀧の下に於ける釣橋の處に流漕するを例とす。是れより陸上を運搬するに春志内迄之を眷負ひ、更らに丸木舟に憑りつゝ、忠別太に運搬せり、されば商人輩の如きは常に土人を備へ、丸木舟に掉し樺戶に流送したるが故に、予等の日用品物貨の總べては集治監の幸便に托せざるはなし、又例年の例なりとせん乎、毎年十一月より翌年四月迄は全く推雪の爲め交通を杜塞しつゝあるを以て、此の期間に要する日用品は總べて十月中に樺戶より豫め仕込みを行ふ

を例とせり。要するに當時は野獸として熊。狼。狸。狐。兎等は晝夜とも横行し、出沒しつ、狐の如きは總べて殆んど人を恐れず尾行して群遊せるが、野禽類としては鷺。雁。鴨。白鳥。梟などは無我無心にも山河湖沼に翱翔しつ、所謂天然の風景美を裝飾し、一種の風景鳥たりし也。狼の如きは毎年二月三月の交に到らん乎、即ち交尾期なるを以て深山大澤より草野に至る迄闇夜に遠吠を爲し移住民をして何となく凄然たらしめき、上川測候所附近には常に出沒すること絶えず、次ぎに安村典獄と渡邊典獄との道路開鑿に就て之を陳べんと欲す。抑々樺戸集治監に於て上川道路の開鑿に従へたるは明治廿一年にして、明治廿一年には瀧川より音江法華に至る迄、既に坦々として砥の如き道路は開鑿せられたれど音江法華より内大部に至る間は、漸く伐木に着手しつ、道路開鑿の最中にありしが爲め、集治監外役所は瀧川に音江法華に神居古潭に忠別太に設置せられしが、更らに進んで明治廿二年北海道廳土木課技手仁科信藏氏は内大部より忠別太に至る道路を實測し、集治監は之れが開鑿に従へ、明治廿三年十一月に至りて其の工を竣ふ、又一面市來知より瀧川に至る道路は空知集治監に於て、明治廿二年開鑿を遂けたりしかば、上川道路の總べては茲に漸く全部首尾相連するの曙光を見るに到れり。其は輒ち安村典獄が幾多の苦辛を経て囚人を叱咤し、部下を董督しつ、克勵の致せる處たらすんばあらず明治廿三年四月空知集治監渡邊典獄は忠別太より北見に通ずべく道路を開鑿し、其の衝に當りしが今の曙遊廓の點より北見の國境に至る迄は明治廿五年中に開通せられし也。然かも北見の國境より網走に至る道路は網走集治監に於て之を分擔し、之を開鑿せるが孰れも囚人を驅役して、殖民的經營の下に未開の道路政策を成功せるに飯せずんばあらず。明治廿三年九月に至り北海道廳理事官第二部長淺羽靖氏は到來せられ、其の足跡殆んど上川原野に洽ねく其の總べてを踏破し視察せられし也。要するに明治廿二年の時代は上川原野開發の初期とも云ふべき時代にして上川測候所の如きは樺戸集治監の倉庫に遷り、其の建物は驛遞に充てられ、高畑利宜氏が道廳技手を辭し、市來知より忠別太に至る迄

の驛遞全部を請負ひたる場合なりしかば、其の代人森山門吉郎氏來りて其の驛遞を經營せられき。されば上川測候所たりし、建物は高畑利宜氏の驛遞所に化せる程なれば、當年朝野知名の十が續來せるもの頗る多かりしが、予が今に至りて記憶に存する者は參謀本部次長陸軍少將川上操六氏。横須賀鎮守府司令長官海軍中將仁禮景範氏。海軍中將榎本武揚氏。川崎會計監督長。實業家岩谷松平等にして上川の關門たる神居村美瑛町を去來したりし也。工學士時任靜一氏の上川市街豫定地區畫を行ふや、長官の命を奉じ助手として、北海道廳技手田中千代吉氏を従ひ相與に其の局に膺り、時任工學士は當時北海道廳囑託技師の任にありしが同氏は米國紐育大學の卒業生にして夙に米國の未開より漸次大都會を形成せる歴史に鑒み、將來上川の大原野が全く開拓を遂ぐるに同時に全道開拓の功成らん乎、上川は全道の忠点にあるを以て、必ずや四通八達の衝と爲り其の繁盛を窮はむるに到るべし、然かも米國に於ける市衢の多くは孰れも河系に建設せられざるはなく、鐵道の便は兎も角も舟輪の便宜に因るを以てなれば也、故に石狩河。忠別川。美瑛川の三流合又点を基本として大市街を豫定するの最も得策ならんと思料し、美瑛町。旭川町。近文町の三區域に計畫したり之を上川豫定市街と稱せり。當時神樂は既に御料地と豫定しあるが爲め之を除外したり、而して道路の幅は十五間と十一間との二種別を爲し、其の内十五間幅のものを主要道路と定め、十一間幅のものは其の間に入れ、以て大小二線制を採れり、乃ち上川の市街區畫は米國の市街區畫を縮小したる設計を採りし也。蓋し時の一部長理事官湯池定基氏は大通の如き廿間幅にすべき計畫なりしかば、時任工學士は餘りに廣大に過ぎるを以て十五間幅に縮小したりと云へり、時任工學士曰く上川市街の設計は殆んど未だ曾て本道に見ざる處の大計畫なり、其は是れ吾輩が米國の市街設計を見て、何れも三百年乃至五百年後に於ける大規模の下に計畫を樹てつ、今日に至りては、白壁層樓は楯比し街路は潤如として井然たること棋局の如く、充實せるを見るに就けても、將來上川は全道中最も有望にして樞要の地位にあれば、五百年後に於ても更

らに市區改正を要せざる程の大計畫を樹てたり。乃ち十五間道路は將來電車を通すべく道路にして、十一間道路は單に人馬車の通すべく道路に適せしめんと欲する抱負たりし也。是れ豈時任工學士先見の明にあらざるや、要するに道路は兩側に人道二間と植樹地二間つゝを控除して、十五間道路は七間を車馬通行路とし、十一間道路は人道二間植樹地一間を控除し、五間を車馬道路に定めて之を區畫したるならんかと想ふ、兎に角神居村は上川の關門なるを以て先づ劈頭に神居村の市街區畫に着手し、測量を遂げ御料地より旭川に出づる道路を測り、亞いて旭川市街の區畫測量を果たしつゝ、以て、大体の區畫測量を完ふするに臻れり。因みに記す、明治廿三年は時任工學士が道廳の囑託技師を辭したるが爲め土木課技師農學士佐藤勇氏は其の補助として、技手田中千代吉を隨へ上川市街豫定地を踏査しつゝ其の精測に従ふ、其の際近文町の區畫は中止せられ之を殖民地に編入したりし也。永山將軍及桂將軍の上川探檢に關する殖民計畫に就ては吾輩の未だ見聞せざる處なりと雖も、爾來明治三十二年上川鐵道開通後に於て、桂將軍の陸軍大臣として到來するや、親しく將軍に接して懷舊の談を聞くを得たるが其の概要を掲ぐれば、桂將軍曰く明治廿一年初めて上川原野を探檢するや北海道開拓に就き、永山將軍と種々熟議を凝らしたるが、當時は到る處廣漠たる荒原森林のみを以て充たされ、空しく罷熊狼狐の跋扈する處と爲り、猛獸の巢窟たりしかば如何程北海道が土地沃饒にして、將來有望なりとせんも到底單獨移住者の來りて開墾に従ふものなかるべし、寧ろ如かんや、三五里の間隔を置きつゝ、屯田兵を遷さんには斯くすれば、兵村の開拓に伴ひ漸次人馬の往來頻繁と爲り、相連絡すべきを以て各兵村との間及其の附近には單獨移住者の安して來り、開墾に従ふに至ること恰も棋局を打つが如く、竟には全道悉く開拓するに至るべしとの意見は端なく一致したるに因り、爾來大に屯田兵制を擴張して北見地方迄之を設置したる所以なり也。然るに今や來りて其の開墾一斑を觀るに豫想外の成績を擧げ快絶壯絶に堪へざるなりと桂將軍は意氣軒昂の態度にて語られし也。次ぎに美瑛町四圍の狀況と並

に神居村の發達に對して、密接の關係ある史的變遷に就ては、吾輩の見聞する處に基き其の管見を述べれば、明治廿三年永山屯田兵屋の建築と爲り、亞て明治廿四年東旭川の屯田兵舎建築と爲り、其の工事の經營は乃ち神居村に於ける發達の最初の動機にして、忠別太にありし今の曙遊廓の處に各商店の開かるゝと同時に、神居村にも店舗を開くもの漸く増加せんとする形勢を勃興せり。臺場ヶ原煉瓦工場開始に於けるも相俱に神居村發達の動機たらんばあらざる也。然かも劈頭上川原野に於て第一着に殖民地の貸附を施したるは雨紛原野にして明治廿三四年の時代とす、されば雨紛原野には單獨移住者の來りしもの殆んど踵を絶たざるのみか、日用品の需要も從つて増加の趨勢を呈したる結果は何時しか現今の美瑛橋通の一帶は、殆んど市街を形成するに至れり、是れ豈神居村の發達は最初には屯田兵舎の建築工事に其の嚮勃てふ端を發し、中頃に至り雨紛殖民地の開發に伴ひ、愈々順風に帆を駕するの趨勢たりしにあらざるや。明治廿三年神樂離宮豫定地に關する踏査に就ては殆んど其の委員は名さへも識るに由なく概況も今記憶に存するものなし、明治三十一年上川鐵道の布設に關する事項は北海道拓殖鐵道史の第一頁を飾る史料たるが故に、北海道廳に就き慎重精到なる調査を遂げ、更らに之を申明せんと欲す。但し明治廿四年北海道廳長官として北垣國道氏の來るに及び、上川鐵道は計畫せられしものに係はり、當時北海道廳に鐵道部を設置したり其は暫く措き、兎に角神居村史の發達上に於て最も密接なる關係を維き、齒唇輔車てふ脈絡を有するものは雨紛の鬱葱たる森林と、其の建築材なるべしと想はる。要するに永山、東旭川の屯田兵舎建築材は概して普雨紛川の上流より伐木造材せるのみならず、神居村に於ける移住殖民の家屋用材さへも、旭川大市街を構成すべき家屋建築材さへも皆悉く雨紛川の上流水源より伐採したるものたらんばならず。顧ふに神居村雨紛川の水源たる雨紛山脈の森林蓄積は如何に豊富なりしかを識るに足るべしと與に重疊せる青巒は常にトド松。エゾ松等の針葉樹が流翠滴らんとして松韻怒濤を聽くものありし也。

殖民發達餘論

我が神居村及神樂村の拓地殖民の業に於けるや、一朝一夕の間に成立したるにあらず、之を切言せば明治三十一年旭川外三ヶ村時代戸長時代は最も發展を鞏めたりし也。亦孤立的に偶爾にも發達したるにあらずして幾多の原因と根柢を伏在しつゝあるは固より論を俟たず。秦の始皇帝が霸權と威武と富彊を以てさへも天下の偉觀たりし、阿房宮は一朝の間に突忽として蒼穹に聳いたるにあらず。咸陽の都を作らんが爲め、洛陽の富を遷せるが如き、万里の長城を築けるが如き、孰れも幾多の犠牲を拂へ幾多の星霜を閲みしたるは蓋し論を俟たず。秦始皇の霸權を以てすらも猶且つ斯の如し、況んや我が神居村と神樂村との拓地殖民の經營難たるに於てや、固より永山村。東旭川村の如き、屯田兵村の恩賚と保護とを得たるにあらずんば尠焉たる一介の殖民が偏へに寒雪と戦ひ、偏へに朔風の獵々たるを戦ひ偏へに瘴癘蠻雨の間に惱みつゝ幾多の辛酸を嘗め竭くしつゝ、晨に星を戴いて出で夕に月を踏んで歸へり、漸く一挺のプラオを以て開墾の手綱と頼み、漸く一頭の牧馬を驅使しつゝ原野を拓き、最早や郷國を出でし時の資本さへも蕩盡せんとして、僅かに糧米を備へ残したる境遇に際したるを顧みよ、屯田兵の給與米の如く毫も政府の保護あるにあらず、さればとて神居村の拓地經營は他村のそれと異にして勿論團體移住とは罕れなるのみならず、相應の資本ある者にもせよ、相應の資本あらざる者にもせよ。彼等の多くは要するに單獨移住の殖民にして、絶て團體の組織を爲せる者極めて尠しと謂はざるべからず。豈惟た神居村の殖民のみならずや、神樂村の農區は謂ふ迄もなく帝室の御料地に隸屬しつゝあれば、神居村の國有原野と異り成功附與の恩典あるにあらず、依然として御料の處有權たれば也。只だ夫れ土地の使用權と收益權を有するのみと謂ふも不可にあらず、故に殖民創業の

時代に遡りて之を釋ねんか、茫渺たる曠野に道路を開き殖民の便を圖りし位は、殆んど國有土地の拓發と其の轍を同ふするのみ。別に殖民發達の初期に遡れば何等の保護的便宜を賦與せるものあらざる也。要するに我が神居村及神樂村の殖民は、荒煙繚々として幽かに一抹の黒雲を大森林の中より棚引かし、冲天せしむる未開の原野に參々伍々として、隨所に開墾小屋を建てつゝ、ありし場合は頗る困厄に苦み轉た悽慘の感慨なくんばあらず。彼等は團體移住とは尠く概して單獨移住なりしが爲め、相互に之を扶翼して相互に有無通することなく、孤立の状態たるを免かれず、之を喻へば數拾行の賓雁や一文字を畫き、聲々斷雲を洩れて其の方向に指しつゝ、一雁さへも後くれざる團體的殖民なりとせん乎。渡道の便宜は謂ふ迄もなく、一定の原野に移住せる後に於ても、殆んど何等の差支へなしと雖も單獨的の個人的に係はる殖民なりとせば、其の憐れ果かなきこと遠く四國邊の暖帶地より、凍天に掩ふ天涯一角の北海道に飄來しつゝ、孤影寂寥の下に西行然として芭蕉然として抵らざれば餘儀なき移住者が概して多きが爲め、團體移住者の最も多かりし鷹栖村の勃興や、屯田兵村としての永山村及東旭川村の勃興やと相比し、固より神居村は明治二拾三年九月北海道廳令第六拾一號を以て旭川。永山神居と三村を設置せられ、明治二拾五年二月北海道廳令第五號を以て神樂。鷹栖の二村を設置せられたること其の年月を同ふしたるが爲め、敢へて先達の開村と後達の開村との區別を認むるに由なけんも、殖民發達の遲速に關しては既に論及したるが如く、永山。旭川。鷹栖。東旭川などの駿速なりし發展さには雁行すべからず。ればにや明治二拾六年七月旭川村に戸長役場を置き旭川。神樂。神居。鷹栖の四村を管せしめ、間もなく明治二拾八年六月鷹栖村の獨立と爲り、戸長役場を設置したり。更に翻つて其の獨立せる旭川村と鷹栖村とが、明治二拾四年八月永山村外三ヶ村戸長本多親美の下に管轄せられ、燦理せられ統治せられし上川創業時代は、我が神居村の殖民經營と相同じく頗る萌芽時代たるを免かれず、然るに焉んぞ識らんや旭川村が僅かに二ヶ年の星霜を閱みせるに關せず、永山村

の管轄より脱して、其の羈絆を離れ獨立自治の一村を經營したり、嘗に之れのみならず、我が神居及神樂。鷹栖を統轄すべく行政上の首腦地位に到達せるにあらずや。勿論其は旭川の如き地勢。位置。廣袤等に於て、當初より永山長官が明治二拾一年五月第二部雇工學士時任靜一氏をして、神居旭川の市街豫定地を設計せしめたるに際し、大規模の區畫を樹てつゝ、神居を第一第二市街地と爲し、旭川を第三市街地と定め、道路の如き歐米大都府の制に模倣しつゝ、頗る宏濶なりし計畫設計たるのみならず中央を車道と爲し、左右を人道と爲し概して之を三條に劃分せんと欲したるもの、如し、是れに由りて之を觀んか、明治二拾一年永山長官の懷抱は神居村を上川の關門としての起點と爲し其の間碧流を漾はし、白砂一帯の趣きは宛ながら銀線を以て畫したる忠別川の中間に隔てつゝあるに係はらず、北門の大都府を建設せんが爲め、第一第二第三市街地を通じて出來得べくんば神居をも旭川をも、鷹栖をも神樂をも打つて一大團地と爲し、石狩河畔の一大都府を創創せんと欲する設計なりしことは上川市街地と總稱せるにて因り明か也。否な永山將軍の大經綸は札幌よりも、小樽よりも函館よりも上川原野の地勢に鑒み、より以上の北門に於ける大繁華の都府を建て隠然たる綺繡てふ、文化を遂げしめ石狩河系の天然の造化の作用に成りし京都の地形に酷似しつゝありと謂ふべく、久しく蝦夷地として抛擲せられし新天地を開發せしめんと欲せる鴻圖ありしは論を俟たず、是に於て乎旭川の蔚然てふ發展は永山屯田兵村の羈絆にありしかと、當初上川市街の名稱を賦與せし丈けありて、僅かに二年を経過せざるに永山を凌駕して、寧ろ上川的首腦的行政の地位に樹つゝ、神居。神樂。鷹栖を統轄せるは當然の成り行き變遷なりと謂ふべき也。當初永山將軍の市街計畫を豫期して、其の發達興起を期待しつゝありし處也。されど熟々其の殖民發達に赴ける成績と實態を察するに空しく神居。神樂。永山。旭川。鷹栖。東旭川。美瑛。東川などの村名のみ難然として設置し、區畫し瓜分したるは幾多の難局なりし事態の存在せるにもせよ、輒ち殖民政策として餘義なき次第の下に上川市街の大規模なる都府を

建設するを得ざるのみならず、神居より旭川に通ずる井然たる楯比とも隣次とも謂ふべく白雲層樓の盤礴てふ北門の大都府たるに達せず、道路の如きさへも折角中央を車道として左右を人道とすべく、歐米大都府に模倣せる効だもなく、一條、二條通りと師團道路のみ稍都府の市區らしき發達を見るのみ、此の一点より觀察せん乎我が神居も第一第二市街と稱しつゝ、旭川を第三市街と稱しつゝ、總べて冠するに上川市街てふ大規模の設計區畫に添はず、殆んど永山將軍の宏圖と雄略の下に畫策せられし大都府の樹立は何時しか畫餅に飯したりし也。従つて我が神居及神樂も明治三拾一年上川線鐵道の貫通せざる以前の繁華に似ず、更らに言ひ換ふれば最初上川の關門としての要區に類せず、其の車馬輻輳たりし賑かさに似ず、鐵道以後は頓んに其の發達を殺ぎ、諸種の行政機關さへも撤廢せられしと與に市區的の發達を遂げずして、農村經營のみに傾住する状態と爲り、永山將軍當初に於ける第一第二市街地の神居と爲し、第三市街地の旭川とは全然其の歩調を異にし、我が神居及神樂は農村經營たるべく幕往したれど、旭川は市區としての發達に向つて奮躍したり、されば神居。旭川。鷹栖などを冠するに上川市街地と施定せる都府建設は最後に及んで其の遠圖に添はず、幾多の紆餘曲折を辿りつゝ、捧程希ふて針程の適ひを遂げ、漸く旭川區を仕上げたるのみ。其の他は村名の如く農村經營としての興起すべく事實と形勢は沛然として禦くべからざる傾向と爲れり、上川一大都府の建設や將來はいざ識らず、殆んど虎を描いて猫に類したりと評せんのみ。我が神居も第一第二市街と稱して旭川と道連れを爲したるが爲め、餘計なる市街の眞似を爲したるが爲め、徒らに變遷と曲折のみを有する史的を孕みつゝ、明治廿三年の村名設置なりしに拘はらず、旭川よりも鷹栖よりも其の發達は後くれ其の獨立は後くれ、舊く久しく先達先進の設置村なりしに關せず、明治廿四年永山村外一ヶ村役場の管轄に屬せられ、明治廿六年旭川村外三ヶ村の管轄換と爲り、戸長木多親美氏の統治を経て、戸長武市清行の時代より戸長筒井侃の時代より、戸長宇佐美俊治郎の時代より旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代に至

る迄殆んど拾有二年の史的變遷を閲みし、獨立すべく實質を備ふる一村と爲り、初めて行政上に於ける戸長役場を設置すべく公共團體と爲り、兎に角他村の管轄として、其の羈絆を受けざるのみか、自營自活の本能を發揮しつゝ、敢へて他村の籬下に就かず、漸く獨立せる一大農村の資格を備ふるに到れり、何ぞ外れ發達の遅々たりしこと斯の如きや、然かも我が神居村と神樂村との比較的旭川。鷹栖。永山などの諸村より獨立不羈。身と爲り、獨立の行政機關たる戸長役場を組織すること遅きや、種々なる原因を存じ、一概に律すべからざらんも、忠別川を隔てつゝ、一葦帶水の間にありしかば、其の位置の上より其の地理の上より、寧ろ久しく旭川町の管轄に隸屬せしむるを以て、得策なるに若かずと認めたるに歸すべくして、其の實質的獨立の要素を備へざるにあらざる也。否な戸口水田より一村の財政状態に至る迄既に我が兩村發達興隆の要素を兼備するに拘はらず、久しく獨立組織に至らざる主因は旭川町と密接に近邇しつゝ、恰も大銀杏樹の珊瑚色を帯びつゝ、ある椶枒翠蓋の下に生育しつゝある幼樹の如く、其の擁護を享け風餐雨虐を凌ぎ自然的に我が兩村の發達し、誘掖せらるゝを切望したるも也。鷹栖村の如きは我が兩村と反對の歩調的趨勢を呈し、地理上に於て餘りの遠隔にありしが爲め其の開發富力の如何よりも、其の實質的要素よりも行政上に於て旭川町より分離せしめ、其の獨立的なる役場を新設し殖民拓發の經營を行ふに若かざる趨勢たれば也。要するに我が殖民發達は既に總篇に於て論及したるが如く、乃ち湖村の變遷大綱と其原因と題せる要素こそ、重なる動機なれど開拓使廳時代に於けるが如く、屯田兵組織に於けるが如く、何等政府の擁護と補助的殖民の聲援あるにあらずんば概して身に擔石の貯ひたもなく、眞に頂天脚地の意氣凜々たる氣魄と獨立濶歩の活動に基き不毛の地を拓發せるのみ。其は是れアングロサクソン人種が加奈太に濠洲亞弗利加の殖民地に其の成功を遂げたるよりも難中の難たらざるはなし、然かも兩村の殖民發達に赴ける建設家の經營は總代人の變遷と題し、開發の月桂冠を荷ふ一頁を看よ、此等拓發に關する諸彦の功勳を感謝せざるべからず

勿論率先家と首唱家との偉勳は偉勳なれど建設家の功に倚らずんば、殖民發達は得て期すべからず、南洲翁謳ふて曰く建業唯期華盛頓。鬪爭獨翼奈破倫。半宵提劍望山月。古今興亡兩眼中蓋世偉人の眼に映する處然りとせば、一國と一村との大少ころあれ、一村の殖民的建業と其の興亡とは組織的人物の存否如何にありと謂はんのみ、要するに當村殖民創業の場合に於て、率先して移住を首唱せる冒險家はあらんも、水草を追ふが如く禽放し、獸奔じつゝ土着的思想なきに際し、長く其の原野を第二の故郷と爲し、諸種の經營は頗る難關たるに關せず、水田開發に灌漑溝に土功組合に教育上に道路經營に於て、有ゆる組織的に建設的に盡くしたる建設家の功業にありしは史上の變遷歴々として指點すべき也。

第二 殖民發達

(自永山村外一ヶ村戸長時代
至旭川町外三ヶ村戸長時代)

一 永山外一ヶ村戸長本多親美時代

我が神居村及神樂村の初期殖民の場合を察するに、第一總篇に於て畧ぼ其の形勢の一斑を叙し之を曲盡したるが如く、札幌より上川原野に通貫すべく道路は築造せられたるのみならず。樺戸監獄は有ゆる行政的自般の施設を營み、着々として神居村忠別太より粗笨ながらも殖民開發の端緒を爲し、上川關門として明治廿三年永山北海道廳長官が銳意しつゝ、其の屯田兵政策を經營せんとする場合とす。公然神居村の設置せられしが如きは、明治廿三年九月北海道廳令第六十一號に創制したりと謂へど、當時は全年九月北海道廳令第六十一號を以て旭川。神居。永山の三村を設けたれば、未だ永山村役場の設置さへも見ずして、月形村の一範土に過ぎざりし也。兎に角神居村の名稱あれど創業の時代とて頗る太古の儘に渾沌たる瘴煙の氣風を脱せざるは論を俟たず。されば明治廿三年三月に於て屯田兵第三大隊を永山に設置せんが爲めに、其の建築用材をば我が神居村雨紛原野より伐採し、樺戸監獄外役所の囚人をして熾んに其の伐採に造材に運材に着手せしめ、永山屯田兵營の建築に忙殺せられ、陸軍屯田歩兵少佐荒城重雄氏が董督の下に、本田親美氏の如きは陸軍省附屬として根室屯田建築部より轉じて其の工に従ふ時代たりし也。然かも明治廿四年六月に至り、初めて永山將軍の姓を採り、永山村と命名したる程なりしが、未だ全村役場の設置なき場合とす。されば其の間明治廿四年春神居村雨紛に於て杉澤繁吉は、眇焉たる一杓夫の身を持って、永山屯田兵營の建築材伐採の爲めに建設せられし全地西五線の杓小屋をトシ、畑地を耕作しつゝありし傍ら、溪流湖水の邊に殆んど五畝歩の水田を試作し、約一斗五升の粳米を收穫したるが之を上川産米の鼻祖とす。全年六月より永山村に屯田兵四百戸

の移住殖民ありしより、明治廿四年八月に及んでは永山村に戸長役場を置き、上川郡に於ける各村を管轄せしめたりと謂へば頗る範圍の廣漠たるあれど、其は測量區畫地たりし森林原野地の外は稍々水村山廓てふ資格を備へ、村落らしき村落たるべきものは神居。永山。旭川の三ヶ村に過ぎざるのみ。就中明治廿四年六月は屯田兵第三大隊本部を札幌より永山に移轉せしめたる時代なりし丈、農商工の移住者頗る多く難居し、頓に般賑を促がしたるのみならず、殆んど上川郡の中心點たらんとする物興を見んとす。屯田兵第三大隊本部の設置あるとともに永山村役場を置き、行政上の樞機を握れる機關を備ひたりしが爲め、當時の永山兵村は殆んど永山長官時代の「上川原野」に於ける殖民發達の經營に就ての中心點たりし也。其は全年六月屯田兵司令官兼北海道廳長官たりし場合也。我が神樂村の如きは未だ公然其の設置さへも見ざりしと雖も、神樂岡。離宮御造營の踏査に従ふありしのみ、然かも神居村は上川の關門たりし丈、殖民拓地の業も進歩しつつ、明治廿四年八月永山村外一ヶ村戸長本多親美の統轄の下に屬し、其の鞭撻を受け殖民の萌芽的なる發達に向ふあるのみ。蓋し之を永山村外一ヶ村戸長の支配に屬したる第一歩と見做さるべからず。兎に角神居村は神居古潭より忠別太に至る地方の總稱にして「カムイ」は神「コタン」は村の意なり、更らに之を意譯して神居村と稱したりき。實に明治廿三年九月北海道廳令第六十一號を以て、旭川。神居。永山の三村を設置せられしを以て公然の村名を起せる淵源とす。

明治廿五年二月に及んでや、北海道廳令第五號を以て鷹栖村及び神樂村を設置せらる、其は北海道廳長官渡邊千秋の時代たりし也。乃ち神樂とは土人語の「ヘツチエウシ」を意譯したるものなり。蓋し「ヘツチエウシ」は「ヘイチエウシ」の急言にして、「ヘイ」とは歌を聴きてのハヤス聲なり、歌を唄ふて興に入る時は「ヘイ」「ヘイ」と感嘆しつ、囀を懸ける聲なり。要するに神樂村名は古昔神あり、神樂岡に於て雅樂を奏す。土人之を聴き感嘆禁へず、節を撃て囀したる處なりと云ふに基き、神樂岡より興れ

る村名に外ならず。明治廿五年の此の場合に於て屯田政策の結果として、全年八月には東旭川に屯田兵四百戸の移住あるのみならず、上川開發の率先たる我が神居村の殖民經營を觀よ、全年八月には依然工學士時任靜一の區畫設計に成りし神居第一第二市街地と稱して、未だ美瑛の名さへあらざるのみか、單に二通りと唱ひたる程なり。全年八月以後に及んでや美瑛には二通り一號より、四丁目の左八號より同じく八丁目右六號と及二通り八丁目左八號に至る迄は、寂々寥々として僅かに八九戸の殖民ありしのみ。其の他美瑛一丁目番外地と十丁目番外地とに於ては約十六戸の移住殖民ありしのみ。其の荒煙と蠻風を脱せざること亦識るべきあらんか。此等の移住殖民は開墾を施し畑作を行ふの傍ら、概して荷馬車棧などを使用して運送業に従ふ、兎に角二通りなりし美瑛の最初は上川國道の關門として左もあるべき状態なると俱に、運輸に従ふは當然と謂はざるべからず。要するに神居村字美瑛の初期殖民時代は二通貨下地約二百戸を容る、市街豫定の計畫なりと雖も、永山村外一ヶ村戸長本多親美氏の時代は、神居村字美瑛町の發達すら斯かる遅々として振はざる荒寥てふ未開を脱せざるものあらんとす。神居村美瑛町と相連接しつゝありし神樂村神樂町には、明治廿五年御料上川試驗場を置き、之れに苗圃を開き本邦産の赤松。落葉松。花柏。羅漢柏。杉。樺。扁柏。榲等の子實を試播し、以て御料に於ける上川地方の農業試作に供ふ。全年十二月雨紛原野の貸下と爲り、殖民を移住せしむる計畫なりしと與に、全年神居村字臺場ヶ原に約百町歩の貸下を爲し、廣嶋縣人安藝則恭に許可せられし也。管に之れのみならず、臺場ヶ原には其の際より辰口久治郎が煉瓦工場を設置し、漸く開發の端緒を得たり。然かも殖民計畫の全体より之を觀ば、明治廿五年神居村の戸數僅かに九十三戸にして、人口二百三十九人を算するのみ。全年神居村七十五人の總代として大河内三千太郎。正田新助等は將來の全村財源たる全村忠別太原野の貸下を北海道廳長官北垣國道に申請したり。其は乃ち神居村今日の基本財産を形むる端緒と謂ふべきにあらずや。明治廿六年四月永山村當麻に屯田兵四百戸の移住ありしが

殖民經營は漸く拓發の歩を加ふる毎に、歩一步毎に其の起色を顯はしつゝあり。全年上川御料試驗場に札幌御料果樹園より苹果數千本を移して相俱に試培せるが、當初創立の際現存せし樹苗九十五万本の多きに達したりと雖も、善く風土に適せるもの落葉松。苹果のみ、赤松。花柏。落葉松等は大半枯死又は賣却せり。此の試培の成績に就て考へよ、上川地方の互寒にして凜烈を逞ふするが爲め、村史を筆にする樂山氏をして驚かしむるのみならず、樹苗九十五万本の内生存し得るもの僅かに落葉松。苹果の二種に過ぎざらんとは。明治廿六年五月小樽區石橋彦三郎氏が雨粉原野に石橋農場を起して溝路を開き、其の延長一千八百間にして一千八百五十圓の資金を投せぬ。試みに翻つて明治廿六年神居村の發達如何を看よ、神居村戸數百六十四戸にして人口五百三十八人を以て數ふ。されば前年度より七十一戸の増加と爲り、二百九十九人の増加と爲る。全村の殖民創業時代に於ける移住者の増加や殆んど端倪すべからず。明治廿四年より明治廿六年に至る迄の神居村總代人は秋山清美。柴田源平。大河内三千太郎。疋田新助などの篤志家とす。然るに豈料らんや明治廿六年七月永山村の管轄を割きて新に旭川村戸長役場を置き、以て旭川。神樂。神居。鷹栖の四村を管理せしむる事に定められ、本多親美氏は轉じて之れに戸長たり、蓋し叙上を以て永山外一ヶ村戸長本多親美氏の初期殖民の時代なりと謂はんか。

二 旭川村外三ヶ村戸長本多親美時代

願ふに明治廿四年八月に於ては永山村に戸長役場を置き、郡各村を管轄せしめたる丈けありて、殆んど行政上の中心點たるやの觀ありしかど、其の間滿二ヶ年の星霜を経て旭川村に戸長役場を置き、四ヶ村を管轄せしめ、我が神居村及神樂村さへも之れが行政上に於ける管轄換へど爲りし變遷を來たしたるにあらざや。更らに之を反言せば行政上に於ける中心點は何時しか二ヶ年の間に旭川村に一轉化

發したりと謂ふも敢へて不可にあらす。明治廿六年八月雨粉原野を富山團體に貸下を爲せるのみならず、全年九月には私設雨粉水利組合の計畫と爲り、約百町歩の灌漑溝を開鑿し、辻崎五右衛門。中河淺次郎等の水田試作と爲り、石橋農場を起せるなど神居村の發達は驚くべきものあり。豈惟だ是れのみならんや、神樂村の如きも漸く此の時代より殖民の端緒を企てつゝ、明治廿六年神樂村東西御料地を實測し、農區畫五百を設け毎區五町歩として全年十二月より貸下を施し、美瑛西農業區たる即ち西御料地の如き第一號より第十七號に至る迄は、同年十二月の貸下區畫に係はり、美瑛東農業區たる即ち東御料地の如きも、廿六年の實測を遂げ十二月貸下と爲る、然かも明治廿六年より漸く殖民移住の計畫に第一歩を進めたるものは神樂村の初期殖民の状態にあらすや。明治廿七年四月に及んでや、神居村神居古潭に於ける未開原野の貸下と爲り、同部落の發達を促がせる根蒂と做さずんばあらす。併せて同年には神居村忠別太原野に於ける貸下許可を得て、大河内三千太郎。疋田新助外七十餘名の希望を達したるのみか、同村基本財産の造營に漸く創手を染るを得たりき。明治廿七年石橋農場は雨粉の原野に六十町歩の水田を開鑿せるのみならず、同年伊ノ澤原野百二十町歩の貸下と爲り、富山團體之れに殖民して今日の伊ノ澤部落を形成せしむるの端緒と爲り、同年には進んで忠別太原野の貸下を施し、同じく富山團體廿名の殖民と爲り、神居村の發達は漸く各部落の殖民計畫を實施せる場合たりし也。然かも神居村美瑛豫定地は廿七年解除して百町餘の耕作地を設定し、百五十戸の區畫を包容したるが、廿九年に至り六十戸を移住すべく區畫を設け、約卅二町四反歩の貸下を行ふ。明治廿九年二通りを美瑛町と命名したり。又一面神樂村の殖民計畫を觀るに、明治廿七年度に於ては東御料地貸下を斷行せるもの同地第一號より第十九號に至る迄の區畫面積一千五百町歩にして、農戸數五十を包容すべく計畫を達したり。西御料地の如きも由來連綿として貸下を爲し、明治二十九年より卅年に至りて拓殖殖民の一段落を告げたり。水稻試作に就ては明治廿八年神樂村西御料地に於て三宅宗吉。神山音

五郎等は熾に之を行ふと同時に、利根川伊太郎は第二私設灌漑溝を組織したり。廿八年神居村總代人大河内三千太郎氏が雨紛原野に於て、基本財産貸下の申請を爲し、同年九月廿七日二万二千三百廿五坪の貸下認可を得たるにあらずや。要するに此の基本財産は雨紛尋常小學校の基本財産と爲り、同年中に開校の設置を見たるが、男廿四人女十人を有したるに過ぎざりしのみ、明治廿八年六月に至り初めて神樂村東御料地に道路を開き、交通の便を擧げし程なれば其の未開状態は識るべきあらんのみ。されば斯る不毛未開の下にありし東御料地は、明治廿九年に至り同地第三號三ツ井又三郎が約二反歩の水稲試作を行ふて、二石四斗の收穫米を得たるのみならず、明治三十年に至り同地第一號水野喜代次氏が雨紛米の種子を試作して二石五斗の收穫米を得、漸く水田開發の端緒を開きし也。故に殖民拓地の方面より之を觀るも、東御料地は東一番一號より十八號十四番の原野に迄拓發を爲し、畑作時代の經營を行ふに過ぎず、然るに之に反して西御料地と神居村との發達は、東御料地よりも先驅を爲し明治廿九年五月佐竹清次郎。立見中藏。柳澤某等と協戮しつゝ、西御料地第十七號に水稲栽培を經營したると同時に、同年七月五日神居村伊ノ澤灌漑溝の開鑿と爲り、同年一月十日神居村臺場ヶ原水利組合の計畫と爲りしにあらずや。然るに神樂村東御料地忠別北の原野は、明治廿八年六月再度の貸下と爲り、同原野十二號北一番の拓地殖民を見るに瘳れり。明治廿九年より三十年に及んで同原野の貸下計畫は一段落を告げんと欲す。神樂村に於ける美瑛町と相貫通したる神樂町は、未だ數戸の移住民あらざりしかど、明治廿八年一月一日には御料上川出張所を設置せられ、果樹園八町歩を設け廿九年十六町歩を増設して、苹果樹數三千六百五十本に及びたり。然るに當時我が兩村以外に於ける四圍の形勢を看よ。明治廿八年六月には鷹栖村は殖民の勃興と爲り、旭川村外四ヶ村戸長役場の籬下を脱して獨立の戸長役場を置かれ、明治三十年七月に及んで上川郡役所を旭川村一條十三丁目に設置し、同年十二月十一丁目に新築せられ、磯部正勝之れに郡長たりしかど、同年十一月上川郡を廢して北海道廳

上川支廳を置き、林顯三氏之れに支廳長たり。同年七月愛別村の新設と爲り、同年十二月東川村の新設と爲り、明治三十年度に至り旭川の隆運と俱に四圍殖民の經營を躍如たらしむるものなくんばあらず。明治廿九年十一月に至り神居村は非常なる駿足の發達を遂げしが爲め、兼ねて廿九年伊納に警官を置き、鐵道線を取締りしが警察事故の頻繁と爲り、神居村美瑛町に巡查駐在所を設置せられ、三十年八月三十日神居分校の設置と爲り、旭川忠別小學校より分離し、獨立の教育機關を設けしのみならず、三十二年六月口通り右六八通りに堂々たる尋常小學校を組織せるにあらずや。三十一年に至り神居古潭の如き先移住民の力に依り、殆んど全帯の開發を見んとして戸數十五戸を尙有しぬ。西御料地さへも何時しか開發の進歩を極め、三十年邊別の實測と爲り、其の設計區畫を行ふ地位に達したりし也。

三 旭川村外三ヶ村戸長武市清行時代

旭川村外三ヶ村戸長武市清行時代に於て、最も我が神居村に密接の關係ある事項を掲ぐれば、明治廿三年三月神居村に上川測候所を建設せしかど、明治三十年武市戸長時代に於て之を旭川村六條通り十丁目に移したるにありき。然かも同年度に於ては神居尋常小學校の設置と爲り、男廿七人女十三人の就學兒童ありしのみ、未だ同村教育の萎微として振はざることも亦以て識るべき也。明治三十年神樂村總代人を選舉せしが、松浦治平氏は之れが當選の榮を得たり。兎に角旭川村外三ヶ村戸長武市清行時代に於ては、神樂村の總代人たりし者は時岡寛樹氏と大崎三之榮氏と松浦治平氏とは、交々總代人制度の下にありて殖民的初期の發達に對して、其の活躍しつゝ、村行政の爲めに一臂の力を揮ふこと尠しとせず。要するに戸長武市清行時代は頗る短期間の就任なりしが爲め、顯著なる事績の存在せざるは蓋し論を俟たず。されば稍々目醒ましくして、世間の視聽を聳おしむるものとし、謂へば東第一校の學田地五町歩の無料貸附を得たるは、實に明治三十一年十一月廿五日御料局より認可せられしが如き

同年十一月西第二校の學田地四町九反歩の貸下認可せられしが如き。明治三十年九月廿九日東第二校の學田地四町四反歩の貸下申請を行ふが如き、明治三十一年九月廿九日西第一校の學田地四町六反六畝歩の貸下許可を得たるが如き、孰れも旭川村外三ヶ村戸長武市清行時代の畫策する處にして、闔村教育界に於ける學校將來の基本財産を樹て之を設定し、之を經營し扱めたる功や、此の時代こそ九鼎大呂の重きを教育上加へたるものあらんと謂はんか。

副 願 書

當上川郡ハ全道ノ中央ニ位シ地味肥沃且灌溉ニ便ニシテ農業ニ望アルハ勿論去ル二十二年十二月他日上川ニ於テ一都府ヲ立テ 離宮ヲ設置セラル、ノ議アリテヨリ世人大ニ望ヲ屬セシカ翌二十三年來屯田兵屋ノ建築及道路開鑿工事續々起リシニ元ヨリ有望ノ土地ナルヲ以テ皆先ヲ争フテ此處ニ移住シ加フルニ本年三月市街宅地貸下ノ舉アリ爾來日ニ月ニ移住者増加シ益繁盛ノ域ニ進ミ今ヤ市街戸數モ百數十戸皆商業ヲ營ムト雖トモ其需用者ニ至リテハ只永山旭川兩兵村及工事ニ従事スル多少ノ人民アルノミ然ルニ供給者斯ノ如ク多キノミナラズ日ヲ追フテ益増加セントス爲メニ需用供給其權衡ヲ失シ方ニ競争場裡ニ傾カントスルノ勢アリ且又移住者ノ増加ニ從テ學齡兒童モ漸ク多キヲ加ヘ目下小學校設置ノ必要アルニ移住日尙ホ淺キ薄資ノ人民今日ノ生計ニ吸々トシテ又此負擔ノ重キニ堪ユベケンヤ況ンヤ 離宮建設モ未ダ期スベカラス兵屋建築モ本年ニシテ全ク結了スルニ於テオヤ今後我々移住者ハ如何ニシテ生計ノ途ニ就カンカ如何ニシテ兒童ヲ就學セシメンカ未ダ雨降ラザルニ當リ網謬セスンバ方ニ危急ノ秋ニ至リ生計ノ途ニ苦ミ徒ニ拱手悲境ニ陥キルハ鏡ニ掛ケテ見ルカ如シ故ニ是ニ先シテ宜シク生計ノ途ヲ立テ甘シテ村費ヲ負擔シ益上川ノ隆盛ヲ企圖セント千思万考スルニ各々農業ニ依テ之ヲ補スルノ外良策ナシ依テ茲ニ一同協議ノ上數日間山野ヲ跋涉シ別紙略圖ノケ所ヲ撰定シ一心共力以テ開墾ニ従事シ一ニハ自家ノ繁榮ヲ計リ二ニハ一村ノ幸福ヲ計ラ

ントス閣下幸ニ右情狀御洞察ノ上土地貸下ノ議速ニ御許容被成下度此段奉悃願候也

明治廿五年

神居村柏幸吉外七拾五名惣代

大河内三千太郎
疋田新助

北海道廳長官 北垣國道殿

明治廿八年九月五日旭川ニケ村臨時總代人會

議 案 聯 合 部

- 一、忠別小學校區域學務委員ニ田中敬造氏選定ノ件 (原案可決)
- 二、忠別小學校授業助手壹名豫算定額内ヲ以テ雇入ノ件 (原案可決)
- 三、忠別小學校授業助手秋永勝豫算内ヲ以テ月俸壹圓増給ノ件 (原案可決)
- 四、村費賦課等級ハ昨年度ノ例ニヨリ實施スル件 (原案可決)
- 五、現在戸別調ハ所屬惣代人立會之ヲナシ賦課段階ヲ定ムルノ件 (原案可決)
(調査時日 神居村七日、旭川村六日)
- 六、清潔法組合設置ノ件
(清潔法實施ニ付組合選定ノ上組長會議ヲ起シ實施スルコトニ決)

一、旭川村共有金ヲ以テ揭示場三ヶ所新設ノ件 (原案可決)

但シ一ヶ所ニ付費用豫算壹圓五拾錢以内
戸 長 本 田 親 美

明治廿八年九月五日

殖民發達篇

一等西二番地
四西二番
一四同
四同

五三二五五五五五三三四四一一二二二
五番組々頭
同八

宮野中上藤奧中桃南一野本山稻尾折中高村東
島村村野松田澤內本野村田本葉平堀本河木田
勇吉九德半鎮友伊加文勇左源利淺吉榮
次之兵利太次太秋太藤三五工太三次次
郎助衛藏郎郎郎郎藏郎松郎郎門郎郎郎郎吉

五四五三二四四二四五五二二一四五四三三五
同同西同同同同同同同同西同同同同同同
同區外番番番番番

一三二
大西中西西中稻中湯盛伊稻尾辻伊本宗坂上宮
島田田田田村垣川上安東葉崎崎東庄方口野野
竹榮九藤喜久德淺彥助淺太左右初三松右藏次太
松次次七四十四次工次五助次工工三三工藏次太
藏郎郎郎郎郎郎門郎郎郎作郎門門郎郎門八郎

石狩國上川郡神居村雨紛西五線一番地甲號	一等	石崎	藤吉
富山縣越中國下新川郡上野方村大字大海寺野村五千七百六十七番地平民佐竹松次郎二男	一等	佐藤	米吉
當時石狩國上川郡神居村字雨紛西四線二番地乙號寄留	五等	佐竹	與次郎
石狩國上川郡神居村字雨紛西四線二番地甲號	三等	廣田	喜要松
同國同郡同村同字字線一番地乙號寄留	五等	岩崎	龜次郎
同國同郡同村同字同線一番地乙號寄留	五等	里初	次郎
石狩國上川郡神居村字雨紛西三線二番地已號	四等	山崎	吉馬
同國同郡同村同字同線二番地已號	五等	宮本	長五郎
同國同郡同村同字同線二番地戊號	四等	坂井	善松
同國同郡同村同字同線二番地乙號	五等	纓坂	源七
同國同郡同村同字同線二番地丙號	四等	殿山	榮太
同國同群同村同字同線一番地號寄留	五等	高見	太郎
同國同郡同村同字同線同番地同號寄留	五等	吉野	乙五郎
同國同郡同村同字同線三番地已號	一等	石崎	瞭作

四 旭川村外二ヶ村戸長筒井侃時代

戸長筒井侃氏の時代に於て明治三十年神樂村の御料地は、一大貸下を斷行せられ其の面積二千五百七

十五反にして、小作者の移住四百四十三戸の激増せるあり、明治三十一年四月に於ては旭川市街道路の開鑿工事に従ふと共に、同年八月十五日空知太より旭川に於ける上川線鐵道の成りしを告げし程なれば、旭川の發達は殆んど冲天旭日の觀なくんばあらず。同年四月御料局に於ては農業課上川派出所を新設し、以て神樂村御料地一帶の農業に關する業務は同派出所の管轄に移されたり。同年五月に及んで札幌御料支廳札幌出張所々管圓山養樹園に於て栽培の外國種針葉樹苗「ビシアエキセルザ」外七種五千四百本を、神樂村所管内の美瑛川沿岸なる防風林へ移植せること一町歩に及ぶ、明治三十一年神居村の基本財産貸附方法を規定したるが、其の貸借期間は明治三十一年より三十五年乃至三十七年の長期に定め、小作人各自の契約に基き一千五百坪若くは二千坪の開墾方法なるもの、如し。而かも筒井戸長時代に於ては忠別太の基本財産に屬する土地を貸借せるもの、殆んど二十四人に過ぎずして、謂はゞ其が總面積は二十二万五千六百七十六坪に達しぬ。明治三十一年七月本道未曾有なる洪水あり、石狩河系より支川脈に至る迄悉く氾濫し、忠別川及美瑛川も漲溢して損害を受くること頗る多く爲めに杉田北海道廳長官の巡視し、親しく水害地を踏み其の復舊費を要請したる程なりと云ふ。我が神居村の如きも神樂町より國道に接せる河川の橋梁を修繕するなど、陥没し流亡し欠潰したる個處多きが爲め村費を消糜すること尠しとせず。試みに明治三十一年戸長筒井侃氏時代の村財政を看よ當時の神居村總代人大河内三千太郎。佐々木定多等の評決書を読みせんに、同年度經常部歳出額は八百一圓八十五錢の總額と做す。其の内譯の重なる豫算にして教育費訓導俸給のみにては三百六十圓と基本財産造營費百八圓七十錢に過ぎざりしのみ。若し夫れ歳入に就ては授業料二百四十圓と、戸別割賦課額四百四十一圓八十五錢を其の重要な収入額とす。然らば一面明治三十一年二月神樂村の財政状態を看よ、當時の神樂村總代人松浦治平。大崎三之榮の評決せし戸長筒井侃氏時代の歳入出豫算額を看よ、明治三十一年度神樂村歳出總額二千三百廿六圓四十三錢にして、其の内譯支出額を掲載せん

乎、經常部一千三百四十六圓四十三錢にして、臨時部九百八十圓とし其は主として教育費校舍新築の支出にてありし也。同年度歳入額の重要項目を擧ぐれば雜收入額二百四十圓と、補助額一千一百七十四圓と授業料二百四十圓と村費戸別割賦課額九百十二圓四十三錢等の收入額と做す。三十一年旭川外三ヶ村戸長筒井侃氏時代に於ては、駿足なりし旭川の興隆時期と與に、我が兩村の進展を顯はし、同年十月に於ては東旭川村の設置を見るに達せんとす。

五 旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎時代

旭川鐵道の相貫通するに及んでや、明治三十一年十勝線鐵道の蜿蜒として美瑛川と忠別川との間にあ
る御料地を縫ひつゝ、神樂村邊別停車場を設置したりき。されば明治三十二年三月に至り邊別農業區本
通第十九號より第廿六號に至る迄の土地貸下を斷行したるが故に、西御料地一帶の畑作農家は如何に
此の邊別停車場を設置したるが爲め、農産物の運輸上に就ても經濟上に就ても、其の鴻益を與ふるこ
と蓋し莫大なるものありしは論を俟たず。明治三十二年二月第七師團を鷹栖村に設置せらるゝ事に確
定するや、旭川を中心の開發として四境にある農村は益々殖民を増加せしめ、開發の動機を促がせる
もの尠しとせず。同年四月廿五日侍從武官渡邊湊氏の來旭と爲る。同年六月廿日陸軍中將與保章の來
旭と爲る。同年七月廿六日野津陸軍大將や八月三十日桂陸軍大臣やの視察と爲る。同年十月片岡侍從
の往來と爲るなど、殆んど名星織るが如く旭川に踵を接しつゝあり。第七師團設置の餘響あること斯
の如くして、明治三十一年より漸く神樂村東御料地第十三號忠別南なる農業區の貸下と爲り、明治三
十二年度に至り同地第十九號迄は、八十餘戸の殖民を移住せしむるに到れり。明治三十一年に於ては
神居村内大部原野の貸下と爲り、第一號より第四十號に至る迄開發を見んとするにあらずや。就中鐵
道の開通と第七師團の設置とに關しては、其の顯著なりし移住殖民を押し寄せ、戸數人口の如き明治

三十一年度に於て神樂村六百四十戸二千六百五十一人と爲り、神居村五百七十一戸人口二千三百五十
八人と爲り、其の殖民的の勃興を爲せること何となく一驚を喫せしむる勢あり、されば神居村忠別太
原野の如き明治三十二年一万坪より一万二千坪の貸借を爲さしめ、其の小作人十一人に達したると同
時に、五万八千八百二十五坪を開墾せしむる程に進みたり。戸長宇佐美俊治郎時代に於ては豈唯だ是
れのみならんや、明治三十二年三月三日神居村美瑛町に於ける郡村宅地の成功附與ありしが、同年三
月三日神居小學校の敷地及學田地を附與せられしも宇佐美戸長時代たりし也。同年六月五日神樂村基
本財産として美瑛原野の未開地百三十三万六千九百九十三坪に對する貸下を稟請し、總代人坂嘉次郎。同
大石惣市と俱に戸長宇佐美俊治郎は時の北海道廳長官園田安賢に提供したりし也。明治三十二年三月
廿二日西第一校の設置認可に於ける、同年四月一日雨紛小學校の増築に於ける、同年六月十七日東一
校の新築に於ける、同年六月十七日東二校の設置認可に於ける、孰れも戸長宇佐美俊治郎時代の經營
たらずんばあらず。殊に教育上の施設として閉却すべからざるものは、東第二校を神樂村東御料地第
十三號に設置すべく總代人會議を開き決議せしも、亦此の戸長時代たりし也。試みに宇佐美時代に於
ける歳入出豫算を看よ、乃ち明治三十二年四月神居村總代人疋田新助。本間利右衛門の評決せし神居
村三十二年豫算を閱みするに、收入豫算の總額は一千一百四十四圓四錢なるが、其の内貸地料二百
圓、授業料百三十八圓と戸別割八百六圓四錢の決議なりしと雖も、同年度の實收額如何を觀察するに
貸地料たる忠別太の收入は二百七十六圓八十五錢三厘と、授業料實收入四十六圓三錢五厘と、教育費
の神居小學校の新築寄附金は六百四十六圓十錢の收入額にして、戸別割實收額は七百八十九圓九十錢
は其の重要な費目たらずんばあらず。教育費九百三十圓四十錢二厘に於ける、村費徵收費百十七圓
四十四錢に於ける、基本財産造營費八百十五圓廿七錢に於ける、孰れも實際的歳出たらざるはなし。
其は三十二年豫算整理簿に憑據せるに係るものとす。然らば翻つて明治三十二年神樂村の村醫補

助額九十一圓にして戸別割は一千三百八十五圓八十二錢五厘なりしが、教育費は東一校と東第二校と西第一校との新築を營むが爲め、其の實際的支出額は殆んど一千三百二十八圓三十八錢四厘を要したるが如き、初期殖民時代の經營として已むを得ざる教育機關の設備たりしは謂ふを俟たず。基本財産造營費の如き宇佐美戸長時代に於て僅かに三十一圓六十六錢七厘のみを計上せるのみ、村費取扱費の如き、是れ亦一百一圓廿二錢六厘を計上せるのみ。されど戸別割の如き一千三百八十五圓八十二錢五厘の收入豫算にして、教育寄附金は七百七十一圓六十七錢の多きは、蓋し鉅額中の鉅額たるを識るべきあらんのみ。明治三十二年五月空知支廳管内の富良野村を割き、増毛支廳管内の劍淵。士別。名寄を上川支廳管轄に屬せしめたる場合なれば、其の範圍は擴張せられ、明治廿四年永山村外一ヶ村戸長役場をして上川全郡を變理せしめたるに比較せん乎、其の間八ヶ年の星霜を閱みせざるに關せず、永山村の屯田兵村に換ふるに旭川村外三ヶ村戸長役場は行政上の中心點たるやの觀あり。

六 旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代

旭川が急轉直下てふ勢を以て其の發達の速かなりしことや、殆んど駿馬千丈の峻坂を下る觀ありしかば、明治三十三年八月旭川村が旭川町と改稱せられき。荒寥と寒煙に掩はれつゝありし旭川村が一變して漸く殖民的市街を構へつゝ大賈を櫛比せしめ、鉅商相並んで鱗次せんとする機運に達しぬ。戸長仁科養氏時代に於て旭川町と改稱せられしは蓋し偶爾にあらざる也。然かも其の變遷に至る迄の間に明治三十二年神樂村西御料地第十六號及第十八號の篤志家は、私設水利組合を組織し、邊別川の流水を牽き灌漑溝を開鑿したりき。其は今日に於ける西土功組合の幹線たれば也。神樂村東御料地なりし忠別原野に殖民八十戸の移住ありしは、蓋し明治三十二年戸長仁科養氏の時代たりし也。要するに明治三十二年ペンケローネナイ原野に於ける測量設計を開きしのみならず、進んで三十四年三月に及ん

で同原野貸下の開始に於ける。明治三十二年より神樂村西御料地邊別本通は漸く拓發しつゝ第十九號より第六十九號に至る迄一帶の原野は拓地殖民の計畫を遂成せしなど、戸長仁科養氏に於ける時代たりし也。又一面神樂村西御料地新區畫の貸下を爲りしは明治三十二年にして、明治三十三年より同地が私設灌漑溝を開き、優に四百廿町歩の水田を勃興せしめたるも、戸長仁科養氏の時代たりし也。更に眼を一轉しつゝ我が兩村教育界の状態を看よ、明治三十二年西御料地第十八號に於て西第二校の敷地を下附せられしが如き、明治三十三年神樂村邊別簡易教育所を設置したるが如き、同年神樂村東第一校西第一校並に西第二校の設置せられしが如き、亦是れ戸長仁科養氏の時代たりし也。明治三十二年四月雨紛尋常小學校の設立認可と爲り、明治三十三年七月東第三校の新築計畫と爲り、四百六十圓を消糜せるが如き、或は明治三十二年六月其の經費四百九十六圓を計上せしめ、神居尋常小學校を新築せしが如き、孰れも戸長仁科養氏の時代に經營せるものにあらずとせんや。其の他三十三年四月二日上忠別教育所を本通南三番に仮校を建築せる、同年七月建築費四百六十圓を投じて東二校を新築開校せる、同年三月西一校の新築認可を得たる孰れも戸長仁科養氏時代の施設たらずんばあらず。故に神居村及神樂村が未だ獨立の發達を遂げず、旭川町外三ヶ村の管轄に屬し、校舎の設計より其の新築に至る迄戸長仁科養氏が初期殖民時代に於ける、教育行政に負ふ治績の功は牢乎として抜けざるものあり。更らに進んで俱体的に之れが例證を掲ぐれば、三十三年四月十二日園田長官より上忠別に西第一校の分教場たる簡易教育所設置の認可を得たるのみならず、是れより先き同年三月廿三日神居村伊ノ澤簡易教育所の設置認可を得しなど、殆んど戸長仁科養氏時代は殖民開發に伴ひ、當村教育界に於ける建設的創業の場合たりし也。否な校舎の新築及設置を要すべく最中たりしにあらずや。當に我が園村の教育行政上のみならず、神居村美瑛町の發展と進歩を看よ、同町の如き上川關門要路に當り先達の市街地なるが、明治廿五年に於て同町附近を通じ、面積百七町歩を貸附せるに殖民的の施設を

始めしより、其の間九ヶ年の星霜を閱みし明治三十三年に至り、戸長仁科養氏の時代に及んでは殆んど成功検査の域に進みしかば、明治三十四年四月十日神居士功組合を計畫せしめ、阡陌を開き水田を興し漸く畑作より一轉化せるも、戸長仁科養氏の時代たりし也。同村雨紛に於ける本間利右衛門。中河淺次郎。上野利藏。館入榮次郎。青山平右衛門等の私設雨紛水利組合の設置を爲りしも、明治三十三年にして、神居村の基本財産たる忠別太共有地に對して第一回の附與を得たるも、同じく明治三十三年度と倣せり。況んや神樂村基本財産たる美瑛川の西南に沿ふ未開地四十四万坪の無償貸附を申請したる、同村總代人大崎三之榮と戸長仁科養氏とに對して之れが許可を與へたるも、旭川村外三ヶ村戸長役場の下に直隸しつゝありし場合たりしに於てをや。戸長仁科養氏の管轄時代は神居村水田經營の初期にありしこと既に論及せる處なるが、神居水利組合は第一着手として明治三十三年灌漑を起工し、二十餘万坪の原野に測量を開始したるのみならず、雨紛水利組合に於ては三百五十町の土地を擔保に供へ、拓殖銀行より一万三千圓を貸借し資本と爲し、三百八十町歩の灌漑溝を開墾せるも、戸長仁科氏の時代たりし也。明治三十三年に於ける調査を觀るに神居村雨紛原野は、最早や開墾せる耕作土は五百三十八町五反歩を奄有しつゝありしかど、旭川町の豪商其他に土地所有權を移轉せし面積二百廿八町九反歩に垂んとする状態なりしもの、如し。是れ豊殖民時代に於て早くも商業地に吸飲せられ、土地兼併の一端を顯せる例證ならざるはなし。明治三十四年に及んでや神居村内大部に香川縣人三十六戸の移住民あり、娶するに同内大部は明治廿二年の頃、幾多の上川探險家が往還し宿泊しつゝありし地名にして、土人時代より顯著なるが漸く明治三十四年戸長仁科養氏時代に於て殖民の經營を得たるもの、如し。此の時に方も神樂村の基本財産たる、美瑛共有地の原野は既に明治三十三年に於て貸附認可を得たれど開墾の機運に到らず、明治三十五年より其の榛莽を伐り、其の不毛を闢かんと欲したりと雖も、小作人との契約締結に至らず明治三十六年に至りて漸く之れが開墾すべく締

約するに達しぬ。然るに翻つて旭川に於ける發達を看よ、明治三十四年戸長仁科養氏の時代に於て同町より第七師團への通路を開墾し、同年三月廿九日其の工を竣ふ。師團工事の進捗しつゝあると俱に旭川の興起も亦従つて進歩しつゝありしは掩ふべからざる事實なり。されば明治三十四年三月勅令第十七號を以て、北海道會議員選舉令を定められ、上川選舉區には議員二人と定められ八月十一日道會議員の選舉を行ふ、友田文次郎。武市清行は投票得點の多數に因り當選せられき。旭川が道會議員二名を選出せしむる程の状態と爲り、當時の進歩や眼目張膽に値ひせずんばあらず。要するに旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代に於ける明治三十二年より、明治三十四年に至る迄神居村總代人は佐々木定多。大河内三千太郎。掛場吉右衛門。中河淺次郎等の諸氏にして、殖民創業時代の村治に功あること頗る多し。今此等當村總代人に依り評決を遂げられし村歳出入に於ける要項目を掲ぐれば、明治三十一年度神居村戸別割は六百九圓六十錢にして、納稅者二百八十六人に過ぎざりしと雖も、明治三十一年度に至り同村戸別割八百六圓四錢の賦課にして、其の納稅者三百人に進みたり。明治三十三年度に至り同村戸別割八百二十九圓二十六錢の増額と爲れり。同年度神居村豫算總額を擧ぐれば二千三十六圓十錢の計上なれど、其の實收額は一千六百六十七圓八十三錢五厘より實際上の收斂なかりしを察知すべし。明治三十四年度豫算額は二千百一十一圓七十錢の計上なりしかど、其の實收額は九百八十九圓九十一錢一厘の減收に至りしにあらずや。明治三十一年度神樂村に於ける戸別割は九百十二圓四十三錢にして、納稅者三百八十三人なるが之を神居村に比較せんか、既に明治三十一年より賦課額及納稅者の多くして遙かに優逸の地歩を占めつゝあり。然るに更らに翻つて明治三十二年六月現在上川郡に於ける各殖民地の發達と我が神居村及神樂村との進歩的形勢を對照すべし。輒ち左の統計の資料に鑒み沈思默想すべき也。

村名	戸数	人口	村名	戸数	人口
神樂村	六〇八	二、七六六	東旭川村	八〇五	三、五七六
神居村	四二八	一、九六一	鷹栖村	一、〇七九	五、〇九二
劍淵村	三三七	一、四六五	旭川村	一、一二二	三、七九一
多寄村	四	二〇	永山村	一、四四四	六、二八三
東川村	三五七	一、六六二	愛別村	三三七	一、四六五
士別村	二五	一三四	富良野村	一七〇	七九五

神居村は明治廿三年の設置なりしに關せず、所謂上川の先進開村なること殆んど上川の關門にして、殖民地の先驅たる名聲を博しつゝ、あれど、其の戸口の増殖は遅々として進まず、永山村は兵村なりし丈け戸長仁科養氏時代に於て戸数は第一位を占め、旭川。鷹栖は之れに亞ぎ、東旭川さへも後進の殖民地なるに關せず、兵村なりし丈け我が神居及神樂村に比して戸數人口は優に凌駕せんとす。其は固より屯田兵を配置せる殖民地と否らざる殖民地とは一概に律すべからざりしと雖も、獨立的移住民の力の上に基き、開發と進歩を促がせる我が神居及神樂村とは比較すべく内容の立脚點を異にせるものあり。さればとて永山。東旭川。劍淵等の屯田兵村の殖民の勃興せるに相校量すべきは固より不倫の譏。なきにあらす。故に眼光一轉して兵村にあらざりし鷹栖。旭川に比するも是亦後へに啞若たらざるばあらざる也。鷹栖及旭川は第七師團の設置と鐵道線の焦點なりとは謂へ、戸口の繁殖せざることを我が神居村神樂村の如きは上川殖民地に於て劣等の地位にありと云ふも不可にあらす。兎に角此等後進諸村の發達に比し、前きの雁は後の雁に爲りしやの觀なくんばならず。戸長仁科養氏時代の我が神

比及神樂村の殖民戸口や既に此の如し。猶ほ明治三十二年度に於ける神居村及神樂村の農産收穫物を居較するに、戸長仁科養氏時代には旭川。神樂。劍淵を除き、神居。東川。永山。東旭川。鷹栖。愛別。富良野等の諸村は試作時代若くは萌芽時代もあらんも、概して稻禾發育と水田の開發は隨所に起りつゝあるものゝ如し。明治三十二年神居村の粳米は其の作付反別六十八町六反歩にして、收穫高百九石八斗にして反當生産額一石六斗の收量を擧げつゝあり。大麥の作付反別は二十町歩にして收穫高十二石を擧げ、一反歩當り五斗九升の收量と做す。若し夫れ神居村及神樂村の比較を表はし、農産種類毎に其の收穫を登載せん乎。亦以て戸長仁科養氏時代に於ける農産の收量を明かにし將來の參考とするのみならず、當時畑作時代の農家經濟を識らしむる便宜あると俱に、水田に比して如何程の收益ある乎の問題は頗る講究に値するものなとせす。

旭川町外二ヶ村戸長仁科養氏時代に於ける、明治三十二年度の農産收穫物を願一考せよ。神居村畑作時代の生産額を徐ろに想起しつゝ、一種の興味を惹くものなとせす。輒ち旭川町の管轄の下にありし開拓せる畑作總計面積は二千四百六十七町九反（内水田七十七町を含む）に達したるのみならず、其の生産物價格は十一万八千七百八十五圓の收益なるものゝ如し。更らに同村戸數四百廿八戸に配當せん乎、實に農家一戸の收得は二十七圓七十五錢三厘に當りしと謂はざるべからず。左の統計に就て之を觀察するも、耕作反別の廣大なるものは稻黍の六百町にして、一千二百石の收穫を博しつゝ、其の價格三千六百圓に至りしと雖も、玉蜀黍の耕作反別百町歩にして六千六百圓の收穫と爲り、蓋は僅かに二十二町歩の耕作にして、七千一百四十圓の收穫と爲りしに及ばず。且つや旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代に於て、神居村の耕作反別にして比較的多大なりしは大豆三百町歩にして、一万六千五百圓の收入を擧げ、小豆は五百町歩にして三千二百圓の收入を擧げしを以て、畑作時代の收穫物中に於ける巨臂なりと謂はんのみ。水田の開發に就ては僅かに六十八町六反の耕作に過ぎずんば、未だ以て稻

殖民發達篇

田穰々の讃辭を謳ふ時機に達せざれど、其の價格一万七百七十圓の收入を得たれば、漸次水田將來の曙光を眩射せしめんとする機微を漏らしつゝあり。是れ豈神居村明治三十二年旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏の畑作状態にあらざるや。若し夫れ神樂村の畑作時代の農産物を列擧すれば、園村に於ける耕作總反別は三千五百二町四反步にして、四万八千六百六十石に伴ふ價格は十七万四千五十一圓の收入なるものゝ如し。之を當時の戸數六百八の農家に配當せしめん乎、一戸當り二十八圓六十二錢六厘餘の收穫を見るを得べき也。されど神樂村は旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏時代に於ては、醇乎たる畑作時代にして、水田の開発は神居村よりも一籌を輸せるものなくんばあらず。畑作中の重なる農産は大豆三百四十町步にして二万二千四百四十圓の收入を博し、小豆は七百七十八町步の耕作反別を尙有しつゝ六百二十三石四斗の收穫と爲り、四万九千七百九十二圓の收入を擧げつゝあるにあらずや。豈豆の産出に至りても殆んど之れと軒輊し易からざるのみか、百二十町步の耕作反別を有して百二十石を生産せしめ、其の價格一万四千四百圓の收量ありしを觀んとす。稻黍の如き玉蜀黍の如き殖民農家の主要農産物たるやの觀ありし丈けありて、稻黍は耕作面積八百町步にして百七十六石を産出し、其の價格五百二十八圓の少額なりと雖も、玉蜀黍は三百五十町步の耕作地より生産するもの八百五石にして三万四千五百五十圓の鉅額を擧げつゝ、大小豆に亞ぎ隱然として虎の咽を負ふが如き殖民農家に取れば重要農産物たるは論を俟たず。旭川町外三ヶ村戸長時代に於て明治三十二年の畑作時代に關する農産界の一斑を解するを得ば望外の至りに堪へずんばあらず。

明治三十二年農産物收穫

神居村

種類	作付反別	收穫高	一反當收量	價格
粳米	六八、六	一〇九八	一、六〇〇	一〇、七七〇

殖民發達篇

種類	作付反別	收穫高	一反當收量	價格
糯米	八、四	二九一	一、四〇〇	一、二五八
大麥	二〇、〇	一一〇	五九〇	六六〇
裸麥	九七、〇	五五三	九七〇	四、三四八
小麥	三〇、〇	二一三	七一〇	一、三八五
燕麥	一〇〇、〇	二〇〇	二、〇〇〇	五〇〇
蕎麥	七〇、〇	五六〇	八〇	一、六八〇
大豆	三〇〇、〇	三〇〇	一、〇〇〇	一六、五〇〇
小豆	五〇〇、〇	四〇〇	八〇〇	三二、〇〇〇
虹豆	四〇〇、〇	四〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇
豌豆	四〇〇、〇	四〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇
蠶豆	七五、〇	八二五	一一、〇〇〇	四、九五〇
粟	三五〇、〇	八七五	二、五〇〇	二、四五〇
稻	六〇〇、〇	一一〇〇	二、〇〇〇	三、六〇〇
玉蜀黍	一〇〇、〇	二二〇	一、二〇〇	六、六〇〇
藍	一一、〇	二〇七	一、三〇〇	一、四四九
藍	一一、〇	二〇七	一、三〇〇	七、一四〇
葱	一、〇	一五〇	一、五〇〇	三七五
總計	二四六七、九	三三〇〇二石 二〇四〇貫		一一八、七八五

種類	明治三十二年農產物收穫		神樂村	
	作付反別	收穫高	一反當收量	價格
種類				
糯米	三六、〇	二五六	七一〇	一、四〇八
大麥	九二、八	八八二	九五〇	六、六一四
小麥	四七、五	四二三	八五〇	二、六五〇
燕麥	一五〇、〇	三〇〇〇	二〇〇〇	七、五〇〇
蕎麥	三五〇、〇	三五〇〇	九〇〇	九、四五〇
大豆	三四〇、〇	四〇八〇	一二〇〇	二二、四四〇
小豆	七七八、〇	六二三四	八〇八	四九、七九二
豌豆	一二〇、〇	一二〇〇	一〇〇〇	一四、四〇〇
蠶豆	四五、〇	四〇五	九〇〇	二、八三五
粟	六〇、〇	六〇〇	一〇〇〇	三、六〇〇
稻	二六〇、〇	七八〇	三〇〇	二、一八四
玉蜀黍	八〇〇、〇	一七六〇	二二〇〇	五、二八〇
馬鈴薯	三五〇、〇	八〇五〇	三三〇〇	二四、一五〇
薯蕷	五〇、〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一、〇〇〇
藍	一八、〇	三〇九六	一七、二〇〇	一〇、八三六
玉葱	一、五	二二五〇〇	一、五〇〇	五六二
總計	三五〇二、四	四〇八六〇 三〇九六		一七四、〇五二

七 美瑛町の開發一班

藍	一八、〇	三〇九六	一七、二〇〇	一〇、八三六
玉葱	一、五	二二五〇〇	一、五〇〇	五六二
總計	三五〇二、四	四〇八六〇 三〇九六		一七四、〇五二

美瑛町最初に於ける移住者の何人なりしかは前章に詳記せる處なるが、明治廿五年八月小泉。掛場氏等の字美瑛町に移住せる際は、未だ神居村の開發を遂げざる状態にて創業時代に屬し、美瑛町の名稱さへも命名せられざる場合なりき。抑も永山北海道長官が明治廿一年五月第二部雇工學士時任靜一氏をして、廿年岩村長官の上川原野に札幌以上とすべく北海第一の大都會を創創せんが爲め、市街地設定の後を紹ぎ、更らに市街豫定地の區劃設定を爲さしむ。該設計圖に依れば當時神居。旭川等の名稱あらずして神居を第一第二市街地。旭川を第三市街地と爲し、之を上川市街地と稱しぬ。然かも道路の如きは概ね之を三條に區別し、中央を車道とし左右を人道とし、歐米の大都會に倣ひ頗る大規模の計畫なりき。爾後明治廿三年旭川。神居。永山の三村を置くに及び其の規模を縮少し現在の如く之を改定するに及ぶ。イ 最初の美瑛町居住者。されば明治廿五年八月の神居村貸下には、依然として工學士時任靜一氏の區劃設計たりし神居第一第二市街地と總稱して、美瑛町の如きは美瑛なる名稱すらあらずして、二通りと唱ひたる程なりき。而して貸下以前に係はる移住者は無願開墾を行へつ、茅屋を構へ隨所に棲居したるも、明治廿五年八月貸下以後に於ける現在の概畧を叙すれば、二通り零號には田中辨藏氏。二通り一丁目右一號には高宮與七郎。全一丁目六號には佐々木佐吉等の諸

氏之れに居住せるが、二通り四丁目の左八號には飯田良音。全七丁目右三號には正津正之助。全八丁目左八號には佐々木定多。全八丁目右六號には馬場孫左衛門の諸氏居住しつゝ、漸次山村水廓の形勢を勃興せんとするに至る。前記の諸氏は概して二通りの移住者なりと雖も、其の他番外地に棲息しつゝある者尠しとせず、乃ち一丁目番外地に於ては杉谷宇右衛門（石狩河水測を擔任せる土木部奉職）西村莊助。大河内三千太郎。吉田八重吉。加藤佐助。我孫子作太郎等の諸氏各居をトして耕作に従事せるが、其の他十丁目番外地に於ては福玉仙吉、河嶋藤三郎。畠山林三郎。川守田清吾。梅本爲藏。山岸富藏。大澤富之助。近藤一。伊藤藤太郎。但木行厚等の諸氏は點綴錯綜して拓殖開墾に従ふ。要するに明治五年時代にある二通りの居住者たるを問はず、將た番外地たるを問はず、畑作農業を経営しつゝあるの傍ら、總べての移住者は大概荷馬車の如き、棧の如き、鞍馬の如きを使役して運搬業に従事したるもの、如し。何んとなれば前章に於て詳叙したるが如く、當時の神居第一市街第二市街に於ける二通りの市街創業の時代は、上川道路の貫通せられて札幌に達すべく樞要の位置にありて、所謂上川の關門とも云ふべかりし往來頻繁の市街なりしかば、運搬業の隆興を發生したるは蓋し自然的の趨嚮なれば也。是に於てか荷馬車の如き、運搬業の興りたる結果ならずんばあらざる也。

□ 貸下當時の状態 明治廿五年八月二通り貸下の市街地は、約二百戸を容るべく豫定の市街區劃なりしが、樹林原野の蕭條たる内に一條の廣濶なりし道路を築き、中央は車道と爲し左右は人道と爲せる事は既に前叙せる處の如し。當時美瑛町市街地及び耕地の全帯よりせば、樹林の繁茂地は八分を占め、原野草生地は二分の範圍を占めつゝありしもの、如し。原野には萱。蔞。蓬等の雜草を叢生せしめ、樹林にはヤチタモ。ハンノキ。赤タモ等の如き濶葉樹を鬱葱せしめたるものありき。又一面二通り即ち美瑛町市街地ありしの外、開墾とすべく貸下地は明治廿七年美瑛町豫定市街地を解除して面積約百町歩餘の耕作地を設定し、百五十戸位の區劃を包容せしめつゝありしが、明治廿九年に至り

更らに六十戸を入るべき區劃を設定し、約三十二町四反歩の貸下を施行したりき。然かも全年二通り市街地を稱して初めて美瑛町と命名したり。蓋し美瑛町豫定市街地の解除せる部分は當時十戸分は五反四畝歩に相當したりし也。

ハ 畑地の耕作 明治廿五年より全廿七年並びに明治廿九年に於ける三ヶ年間の貸下地は、濕潤地多くして畑耕作に適好せざるものありしかど、寧ろ水田地に適好せるものあらんとは、一般貸下人の想見しつゝありし處なりと雖も、全耕作地の約四分の一は泥炭地を潜伏しつゝありしかば、往々稻作水田にも適せざるが爲め、時々不成功検査に了はりしこと偶爾にあらす。當時美瑛町に移住せる開墾家は大小豆。唐黍。馬鈴薯の三種を栽培せるが、移住當初に於ける二三ヶ年間は大豆は反當り二石二斗、小豆は一石三四斗の收穫を擧げつゝありしに過ぎざるのみ。是れ乃ち明治廿五年時代の畑作收穫の状態なりしかど、漸次増收して馬鈴薯の如き一反歩の收量三十俵乃至三十五俵と爲り、粟の如き一反歩二石六斗の收穫を擧げ、裸麥の如き一反歩四石二斗の收穫を擧げ、漸く畑作の蔗境に入らんとす。要するに美瑛町附近を通せる全面積は百七十町歩にして、明治廿五年貸下開始してより明治三十三年迄に大概成功検査の域に達し、明治三十四年に及んで水田を開墾して水稻を挿秧せしめ、明治三十六年に及んで灌漑溝の堀鑿を行ふに至る。二 移住の成功 美瑛町に移住せる殖民にして、成功家の列に加ふるもの大概左記の諸彦なるが。此の成功せる者にして或は他に移轉せる者あり。或は既に黄泉の客と爲りし者あり。されど明治廿五年以後に於て美瑛原頭に茅屋を建てつゝ、一挺のプラオを運轉し、牧馬を驅役して拓殖の功を擧げたるものは極めて少數の成功者を有するのみ。他は乃ち常鱗凡介の徒に過ぎず。

殖民發達篇

全 美 瑛 町 掛 場 吉 右 衛 門 石 川 縣
 全 山 形 源 八 兵 庫 縣
 土 田 金 作 山 形 縣
 一四七

全	高倉武右衛門	富山縣
全	中嶋政八	富山縣
全	小泉又三郎	石川縣
全	上樂淺次郎	富山縣
全	宮川太助	石川縣
全	青木八藏	富山縣
全	下牧清兵衛	福井縣
全	疋田新助	滋賀縣
全	大河内三千太郎	千葉縣

明治廿九年十一月美瑛町巡查駐在所を九丁目に設置せられ、明治三十五年全町五丁目に新築せらる。神居分校は明治三十年八月三十一日設置せられ、明治三十二年六月十五日全町通り右六八通りに神居尋常小學校を新築したり。明治四十年高等科を併置せしめ、教育の隆興せしむと同時に美瑛町の基礎を鞏固にし、明治三十四年四月十日神居士功組織の計畫を遂げ、忠別太原野を拓發し村債を起して明治三十六年に至り灌溉溝を開鑿せるが爲め、目下は基本財産の造營を全ふせること別に詳叙したるが如く、美瑛町の發達を促がし、市街は明治三十一年以前上川線の貫通せざる國道繁華に比すべからざれど、農村としての基礎を盤平たらしめつゝあり。

八 神居村各部落の發達

美瑛川及び石狩の巨流河畔を繞りて長形に開展しつゝある神居村各原野の殖民發達は、蓋し河水の恩資に浴し其の潤澤に預かりしこと掩ふべからざる事態に屬す。乃ち河水の碧潭が濶漾する通過脈は悉く全村水田と唇齒輔車の關係ある灌溉溝の開鑿をして之れが導水門の源流たらしむるを以てのみ。今左に各部落の殖民起源と其の發達を畧叙せん。

一 雨紛 雨紛とは蝦夷語にて吹雪の飛び舞ふ意義を反譯せるに出でたり。當部落は明治廿四年青森縣弘前市の杉澤繁吉氏は、明治廿三年永山屯田の兵營建築材を伐採せる拙工にして、其の造材小屋を譲り受け、之れに移住して無願開墾を刑起せしめたるに其の端を發し、米作の率先成功家を以て名聲を博したる人なるが、明治廿五年十二月國有未開地處分法に據りて貸附の許可あるに際して、約十六七名の移住殖民あり、主として石川。青森。新潟。徳島等の縣民なるが、明治廿六年八月富山縣殖民團體の貸下個處西一線より西五線に至る百町歩は、小樽區奥澤村石橋彦三郎氏が農場を興し開鑿溝路を畫し、明治廿七年六十歩の水田を開發しぬ。明治三十三年本間利右衛門。中河淺次郎。上野利藏。館入榮次郎。青山平右衛門の諸氏は私設雨紛水利組合を設置して、益々水田の勃興を圖りぬ。抑も全地は尤も好良なる沃土にして、水力之れに伴ひ夙に稻田の開拓を以て顯はる。去れば爾來殖民の移住するもの殆んど踵を接して増加し、明治四十三年に於ては戸數百七十二戸人口八百十一人に達したるに及ぶ。

二 美瑛町 美瑛とはアイヌ語のピエーより出で、要するに美瑛川のことを指稱し、白きをレタンと云ふか、同川は硫黄氣を含み其の色白くして石さへも白色に變じつゝあるを以て之を名けたり。抑も當町は明治廿五年旭川第一市街の豫定地として解除せられたるは、二通りの區劃全部なるが、全年以前に於ける殖民状態は驛遞所疋田新助氏を移住者の首と爲し、測量區外の番外地に移住して無願開墾の儘に栖息したるもの大河内三千太郎。疋田新助等約七十有餘名の率先者あり、明治廿七年ハホ通りを除くの外全部解除と爲る。蓋し同部落は其の名の如く殆んど農工商の錯落せるありて、明治三十年上川測候所の設置あり、宛然市街繁榮の面影を殘したるは、札幌國道の要區として夙に旭川と相對峙し

て發達せるが爲めのみ、明治廿九年ハホ通の區劃地解除と爲る。明治三十一年以降に於て、鐵路の縱横せるありしと、第七師團の重鎮を旭川に奠置せられたる後は、美瑛町の繁榮をして何時しか近文方面に遷轉せしむ。抑も鈴木龜吉。疋田新助。岩崎某の三人を以て上川居住最初の三人者と併稱せらる。明治四十三年時代に於ては商工區の市街は一變して農業地と化しぬ。當時の農戶數共殆んど百十戸五百廿八人ありしに過ぎざるのみ。明治廿七年七月北海道廳測量人夫として伊藤傳三郎なるもの同所に往來せるが多年の効に依り五町歩の附與を受け、家族三名移住し開墾に従ふを嚆矢とし、廿八年に至り富山縣人富居初次郎なる者附與を受け移住せし以來は同縣人續々到來し、戸數漸次増加するに至る。

(三) 伊ノ澤 伊ノ澤とはピルカノと云ふ土人語より出で、美麗なるを意味せり。明治廿五年秋田縣人伊藤傳三郎氏は當部落に移住して無願開墾を營み、畑作農業に従事せるを以て其の開始と爲し、明治廿七年同原野一帯の地積約百二十町歩餘の貸下と爲り、富山縣人の團體之れに殖民發達したるが、而かも拓發せる此等の富山縣人は當初旭川在住の者に於て、各々區畫地の一局部を購入し漸次増加して一集團と爲り不毛の原野を開き、明治三十三年に至り伊ノ澤教育所の設置と爲り、戸數人口の蕃殖して明治四十三年時代に於ては、三十七戸百七十四人に達したりき。但し明治廿七年同原野の貸下解除と爲るや富山縣人の居住者を以て畑作開墾に於ける創成時代とす。

(四) 臺場ヶ原 同部落の拓發起源は明治廿五年廣嶋縣人安藝則恭氏が約百町歩の貸下許可を得たるにありとす。されど同氏は折角の貸下原野も荏苒久しきに亘りて開墾せざるが爲め、竟に土地の引き上げ處分に遭遇し、其の計畫殆んど畫餅に歸したり。又一面宇伊ノ橋と稱する個處に就き堀川磯吉氏なる者、當時無願開墾に従へつ、ありしかど、山村小十郎(德嶋)。辰口久次郎(石川)次いで來り、明治廿七年安藝氏の支配人たりし長門信吉氏は、約五町歩の土地を貸附せられ之れが開墾を奏せしを以て拓發上に於ける同部落の第一歩とす。是れより曩き明治廿五年辰口久治郎なる者臺場ヶ原に於て無

願開墾を營みつゝあるの傍ら、煉瓦工場を設置したるが明治廿七年同原野約百町歩の解除あるに従ひ漸次開發の機運に嚮はんぞす。明治四十三年に戸數四十五戸人口百七十四人あり。

(五) 忠別太 當部落に於ける發達の源頭とも云ふべかりしは、富山縣人榊田龜次郎氏外廿名が團體殖民地として明治廿七年貸附の許可を得たるにありとす。蓋し同貸下地は伊丹別に通する要區に方り渡船場の附近なりしと共に、地味の膏腴なれば畑作農業に適し、明治廿七年一帯の解除と共に一面に於て殖民の増加と爲り、明治四十年灌溉溝を開墾して水田を開き、爾來忠別太は年々歳々多大なる資本を投じ之が水田の經營に苦心焦慮したるを以て、六十三戸三百九人を有するに至り農區としての大面目を施しぬ。

(六) 神居古潭 バチエラー、地名者曰カムイコタンとは恐しき、又廣き又は權威ある地の義なり。「カムイ」とは元來神に用ゆる語なれども、形容として用ゆる時は大なる美しき、威嚴ある、愛らしき、恐しきを意味す。永田氏地名解曰くカムイコタンの原名をシユポロと云。鯨の産卵多き義なり。或土人シユボロはアイラポロと同義にて大瀨の義なり。明治廿一年山形縣人安藤彦松氏の移住して之を開基せるにありとす。同氏は殆んど數年間當時之れに孤棲して石狩河の水産を網みし、或は旅店業を營みたるが、同所に於ては廿一年官設驛遞所を設置せられ、併せて集治監の外役所ありしを以て明治廿四年に及んで移住民續來し、隨所に拓發したる土地を増加せしに隨ひ、明治四十一年には戸數三十五戸を現在したり。

(七) 内大部 土人語のナイは澤にして大部は水色の濁りしを意義するより出づ。明治三十一年に至り同地の最初に開けしは第十八號より第十九號第廿號第廿一號第廿二號第廿三號第廿四號より第廿六號に抵る間の區畫とす。蓋し同十四號香川縣人西山源四郎を以て同部落の移住率先者となす。第十八號久保田仙次郎。第十九號久保増吉。廿一號松浦矢八。廿四號西山市太郎。廿五號小野熊藏等は札幌

郡江別より三十二年四月如上の地に移住せるが、第十五號北見彌十郎。第廿二號澤田六助。第廿三號大屋根利助。第廿四號西山市太郎。第廿五號小野熊藏。第廿六號川邊竹治郎等は之を開墾しつゝありしが、第廿八號。第廿九號。第三十號。第三十一號の原野は土地肥沃ならざれば、明治三十四年に至り漸く貸下を得る者顯はれしかば、廿八號に小野熊藏。廿九號松浦孫七。三十號谷村庄藏。三十一號石谷榮藏等は之に移住せり。明治三十六年に至り稍々成墾を告げしも殖民として開けず、第三十二號より六十號迄は明治三十二年より三十四年に至る間に殖民移住して開拓せるが、之れに富山縣の殖民多く、三十二號に石谷林藏。三十三號坂上三宅吉。三十四號は學校三十五號藤原觀樹。三十六號山崎平可。三十七號高桑仁八。三十九號成田吉五郎。四十號高橋國藏。四十一號三浦三治。四十二號高田守由。四十四號西山徳兵衛。四十八號荒木榮吉。五十號荒木幸吉。五十二號谷村庄藏。五十四號酒井某。五十六號平井某。五十八號荒木榮吉。五十九號藤熊吉。六十號近江勘助氏等にして明治三十二年に至る迄居住しつゝあり、現在居る者は石谷林藏。石谷榮藏。高田守由。高桑仁八等の數名に過ぎず。全部落の一帶は御料地の奄有する處にして、明治卅一年貸附せらる。同地測量區畫第一號より第四十號に至る迄は單獨なる移住殖民を以て開墾せられしと雖も、明治四十三年に到りて香川縣人森清助。同松浦貞吉。坂上宮吉。同吉川和三郎。福井縣人長谷川石松。香川縣人酒井義秋。同大家市藏。同大屋根利助。同久保田仙次等約三十六戸の移住殖民ありし也。

△内大部新區畫 爾來明治四十一年五月に及んで高知縣團体三十戸の移住者ありしが、之を新區畫と稱す。明治四十一年坂上宮吉。森清助。長谷川石松等は田圃を拓きて水稻を栽培したるを始めとして現今二十町歩の水田を開墾し、畑地は約三百八十町歩を耕作せるの状態に達しぬ。蓋し舊區畫地は最も水田に適好しつゝありと雖も、新區畫地は南面に於て山脈重疊しつゝあれば、平野乏しくして水田に適せずして寧ろ畑作に適せんのみ。

九 帝室林野局員駐在所の一斑

神居村に於ける帝室林野管理局神居古潭分擔區員駐在所を設置したるは、明治四十一年以前にして不明なるが、其の際は神居分擔區と稱したれど、明治四十四年一月より神居古潭分擔區と改稱し、技手石原藤四郎氏が勤務し其の帝室林野の保護及拂下事業を監督しつゝあり。然かも同氏の就職以前に方り同分擔區の設置せられしより官吏の更迭したる者は、技手渡部宗吉氏。技手山本七彌氏。技手石原藤四郎氏の三名なりと雖も、分擔區の設置年月日は深川出張所に就き調査せるに蓋し四十一年以前の事項は判明ならず。

一〇 神樂町巡查駐在所の沿革

我が神居村は明治廿九年旭川町外三ヶ村戸長本多親美氏の治下に浴し、其の管轄に屬しつゝありし際は上川鐵道線踏の開墾せる場合にて、幾多の土方人夫の雜沓し群集せる後なりしを以て、或は擾々として喧嘩争論の絶ゆることなく、或は往來人に暴行を加へ、移住民家に對して跳梁跋扈を逞ふることと尠しとせず。されば鐵道線の工事取締りとして巡查駐在所を石狩河の對岸なる字伊納に設置せしめ巡查清水清藏之れに在勤しつゝ、以て神居村一圓を統轄し、行政警察權を行へたりし也。同氏は後に警部に任せらる。鐵道工事の竣成するに及んで巡查駐在所を神居村美瑛町九丁目に置きしは、是れ即ち明治廿九年十一月頃にして、爾來連綿として同處に置くことを得ざるが爲め、僅か明治拾貳年に至る滿三ヶ年に過ぎざるのみ。其の間幾多の更迭あれど後警部に任せられし鈴木清作は、巡查として勤務せり。故を以て明治拾貳年同町五丁目右七號に移轉したるが、明治三十四年八月に到り神居村篤志家の醸金を仰ぎ、其の寄附を募集しつゝ漸く美瑛町五丁目巡查駐在所を新築したり。其は今日

に於ける小泉又三郎氏の住宅輒ち是れ也とす。然るに美瑛町と相對峙せる神樂町は役場を設置し、御料局上川派出所を設置したれば、市街の整齊を備ふるに連れ諸官衙の機關をも漸く發達に赴かんと欲す。されば神樂町の有志家は此の繁榮策として暗々裏に活動し、巡查駐在所を神樂町に移轉すべく幾多の手段方法を講じ、終に其の効果を奏して既記の如く神樂町巡查駐在所を設置するに至れり。是れ美瑛町民の憤慨する處にして、朝令暮改の雷だならざるを恨みとせずんばならず。何んとなれば美瑛町巡查駐在所は新築未だ幾干ならざるのみならず、熱血を灑げる義捐金に成りし造營さへも、一面神樂町の反抗運動は暗中に飛躍せるが爲め、端なく移轉の功を奏したれば也。是れ豈當局者の豹變的態度を肩しとせざる所以にあらずや。美瑛町巡查駐在所は止むなく神樂町に移轉せられたれど、新築せずして同町井上力次郎方に仮設し、借家を以て之れが駐在所に充てたり。斯くして同處に執務すること明治三十九年の久しきに及ぶ。明治四十年神樂町巡查駐在所を新築したるもの乃ち今日の所謂駐在所と做す。明治三十七年神樂町巡查駐在所に於ける更迭と、變遷を列載すれば左の如し。

三十年八月十日	全年一月十八日	原田 虎吉	神居古潭請願派出所
三十年六月廿二日	卅一年七月七日	清水 清藏(請願巡查) 臺場原巡查派出所	
卅一年七月八日	卅三年九月七日	竹村 徳雄	
卅三年九月八日	卅四年三月七日	鈴木 清作	
三十四年三月八日	卅五年八月十八日	菅 有實	神居巡查駐在所
卅五年八月十日	卅六年四月廿二日	關 敏三	全
卅六年四月廿三日	卅七年五月七日	竹内恒太郎	全
卅七年五月五日	卅九年十月四日	江頭 政市	神樂巡查駐在所
		水上 重之	全

卅九年十月五日	四十一年六月廿九日	西山 秀俊	全
四十一年七月廿一日	四十二年七月九日	宮尾 直次	全
四十二年六月十日	四十二年十二月五日	宮森 榮松	全
四十二年十二月四日	四十二年一月廿五日	岡田 政市	全
四十三年一月廿六日	四十五年一月十二日	水越 國次	全
四十五年六月十三日	全 年四月廿二日	佐藤 鶴松	全
全 年四月廿三日	大正二年十一月六日	菊池善次郎	全
大正二年十一月七日	大正四年五月廿八日	佐藤 理助	全
大正四年六月五日	現 在	伊藤 金藏	全

一 美瑛町の發達と教育

渾沌として太古の儘なりし美瑛町は、未だ其の名稱だもなく原野の渺茫として際涯なきを看るのみ。明治十九年岩村長官の計畫として、上川道路を開鑿しつゝ、美瑛町に貫通せしめ、以て空知郡市來知より上川郡忠別太に到る笹刈道路の發端は、乃ち美瑛町發達の萌芽たりし也。爾來明治廿年五月樺戸監獄署派出所を忠別太に設置せられたると共に、美瑛町ホ通り五丁目には其の跡地として現存したるのみならず、同年同月上川測候所の如き同町四丁目に設置せられしかば、益々殖民開發の曙光を眩射したりき。引き續き同年は樺戸監獄の外役四人に倚り美瑛町官設驛遞所を建築せられ、其の取扱人として滋賀縣人疋田新助氏に任命せられ、上川地方と札幌國道との關門として旅客の宿所。驛馬の傳達。郵便取次の便を賦與せること尠しとせず。乃ち今の美瑛町一丁目を距る六十間の番外地は官設驛遞所の敷地たりし也。是れより先き明治十九年五月上川農事試驗場を忠別太に置き、穀菽類を試作せしめ以

て上川測候所の氣象觀測に相從ふと共に、諸官衙の機關を羅列したりしかば、美瑛町の發達は駭々乎として止まざるの概ありき。されど當時は神居村の村名だも起らず單に忠別村と總稱し、樺戸郡月形村外四ヶ村戸長役場の管轄に屬したりし也。明治廿一年永山北海道長官が上川原野を札幌以上の北海第一とも云ふべく大都會を創設せんか爲めに、同年五月工學士時任靜一氏をして市街豫定地の設計を作らしめ、神居を第一第二市街地、旭川を第三市街地と爲し之を上川市街地と總稱したりき。明治廿三年九月北海道廳令第六十一號を以て神居村を置かれ、上川市街地は我が神居村の發達をして永山。旭川等と鼎勢の形を顯はしたれば、同年三村を設置せらるゝに及び神居村の名稱を唱ふるに到れり。明治廿四年美瑛町は月形村の管轄を脱し、永山村外一ヶ村戸長本多親美氏の支配する處と歸したり。當時の移住者は測量區外の番外地に居りし者、秋山清美。大河内三千太郎。疋田新助氏等約七十名の率先者あり、無願開墾を施行しつゝ、茅屋を構へ隨所に棲息したるが、明治廿五年八月ニ通りの貸下げと爲り、乃ち其の美瑛に於ける市街區畫地は約二百戸を容るべく豫定計畫たりし也。然かも當時の状態は謂ふ迄もなく美瑛町の名稱だもなく、ニ通りと命名し樹林原野と草生地原野の瘴煙蠻雨を脱せざる原始状態たりし也。明治廿七年旭川村外二ヶ村戸長役場の管轄に屬したり。明治廿七年美瑛町豫定市街地を解除して面積約百町歩の耕作地を設定し、百五十戸の區畫を樹て明治廿九年に至り、更らに六十戸を入るべく區畫を設定し、約三十二町四反歩の貸下を施行したるが、同年ニ通り市街地を稱して初めて美瑛町と命名したりし也。蓋し美瑛町附近を通せる全面積は百七十町歩にして、明治廿五年貸下を開始してより明治三十三年に至る旭川町戸長仁科養氏に至る迄、其の間戸長武市清行氏。戸長筒井侃氏と戸長宇佐美俊治郎氏等の統轄變遷を経て、美瑛町の開墾地は概して成功検査の域に到達したり。明治三十四年旭川町の羈絆を脱し神居村神樂村の獨立行政區を組織するや、第一期戸長松下高道氏の時代に於て美瑛町は水田を開墾し稻禾を挿秧せしめ、明治三十六年戸長西村數省氏時代に及ん

では、私立神居水利組合の計畫と爲り灌溉溝の開鑿を遂げ、漸く廓落たる山村僻邑を組織すべく發達に嚮ふ。美瑛町の發達と神居村の開墾は叙次に於ける變遷を遂げれば、教育の如きも從つて亦其の徑路を辿りつゝ、幾變遷を起せる事態なくんばあらず。乃ち明治十九年より明治廿年の間は官設驛遞所や、上川測候所や、上川農事試驗場やの創置せられしのみにて、殖民移住尠く未だ教育機關の設備を認めず、單に月形村の管轄にありしのみ。明治廿三年には神居村を置き永山村の管轄と爲るや、測量區外に於ける番外地に秋山。大河内。疋田等の約七十名の移住者ありて、神居村美瑛町に無願開墾を行ふ程なりと雖も、其の兒童に教育を賦與するを得ず、明治廿四年に於て私立永山尋常高等小學校の設立あるのみに過ぎずして、固より美瑛の兒童は通學するを得ず、明治廿五六年に及んで公立旭川。常麻。忠別の三尋常小學校の設置せられしが爲め、獨り美瑛町の就學兒童のみならず、神樂の就學兒童さへも忠別小學校に入學し、美瑛町より遠隔ならざれば、旭川町に存在しつゝある同校に通學したらんは論を俟たず。殊に美瑛はニ通りと唱へ旭川村の管轄に屬したれば、教育の如き學政の道に關しては忠別小學校の通學區域として之に登校すべきは頗る便宜にして、殖民蕃盛の場合に到らざる拓發時代は未だ一校を創設するに足らざるが爲め、已むなき事態たらざるべからず。是れ同年九月旭川神居。神樂の三ヶ村が協賛しつゝ、一校を旭川に創立せるに係はる所謂忠別小學校なるものにあらずや明治廿八年旭川村外二ヶ村戸長本多親美氏時代に於て、明治廿五年八月解除せられたる雨紛原野の拓發も益々殖民の増加と爲り、何時しか其の發達の機運に連れ、同廿八年雨紛分校を設置したりと雖も美瑛町の就學兒童は爲めに雨紛分校に通學せず、依然として忠別尋常小學校に往來しつゝ、些の動搖だもなく之れが薰陶に浴せる状態たりし也。明治廿九年に到り美瑛町と命名し、約二百十戸の區畫を設定し、三十二町四反歩の貸下を施行せる場合なりしのみならず、明治三十一年度の神居村歲入決算一千八百八十六圓四十六錢六厘に達したると共に、教育費の決算は校舎の修繕ありしが爲め、一千十七

圓七十三錢三厘に膨脹せるは旭川村外二ヶ村戸長筒井侃氏時代の財政状態にあらずや。然かも明治十九年より明治三十二年に至る神居村戸數六百廿四戸にして、人口二千六百八十二人に達し、明治三十年に於て旭川鐵道の開通せる場合なりしかば、美瑛も殖民増加し就學兒童も増加せるを以て、是れより先き明治三十年神居分校の設置と爲る、當時之を稱して忠別尋常高等小學校神居分校と唱へ、殆んど校舎たるの構造組織だもなし。實に神居村字美瑛町二丁目右七八號にありし、大河内三千太郎氏の倉庫を借り受け授業を開始し、之れが董育の途を講じ神居尋常高等小學校の基礎を築き、始めて呱呱の第一聲を颺げたりし也。其は乃ち明治三十年八月卅一日は實に同校の創立記念日なりしなり。然かも當時教授を擔任しつゝ、同分校を管理したるものは、蓋し准訓導山川榮太郎氏にして本校創立に於ける最初の人にして、其の教育上の効果は兎も角も劈頭同校教員中にある古き史の上の首班に推さんも敢へて不可にあらざるは、事實上の之を證明せるあり。明治三十年の入學兒童は男廿五人女十人を有したるのみ。然るに明治三十一年は罕有なる大洪水の氾濫を逞みし、實に本道七十年以來の厄禍にして、神居古潭の如き其の平水より増加すること五十四尺に蕩漾しつゝ、頗る慘狀を呈したれば、石狩河畔一帶の被害夥しとせず。されば札幌への國道に關する土木經營は神居村に與り、數万圓の工費なりしかば村民之れが土功に従ふ。乃ち其の利益の一部を割き之を神居小學校の新築費に充てんと欲す新築の議成れると共に美瑛町六丁目に之を造營したりき。

一一一 ベンケローネナイと教育の關係

神樂第二教育所は曩きに所謂ベンケローネナイ簡易教育所と唱ふるものは、蓋し其の前身とする處也同地は明治三十四年四月十日御料局より土地貸附の許可あるや、秋山卯之祐氏は率先して此の深林幽谷に入り、辛さに艱苦を嘗めたる同地開拓の鼻祖たり。之れに亞げる移住者は守實代祐氏。矢野貞吉

氏等にして踵を接して到來したりしかば、忽焉として七戸の殖民を集め、寒煙蕭如の間に茅廬の點綴せしむるに至りしを見るのみ。當時は老幹蒼樹の亭々として天を掩ふ密林なりしが爲め、此等の移住者は頗る幾多の辛酸を嘗め、堅忍不拔の道念を鼓しつゝ、克く瘴煙蠻雨と相闘ひ、一ヶ年に一町歩以上の畑地を開墾したり。貸下地一戸分は即ち五町歩に對する拓發の進度は斯かる峻速なりしと與に、地味豊饒にして五穀種々たるを得しかば、僅かに兩三年を出でざるに何時しか各自の勤儉と努力とに基き意外なる餘裕を得るに到れり。明治三十八年に及んで殖民廿戸を包容したるを以て、學齡兒童も廿名以上に達したり。されど同地は神樂村の最終端に位し、南北は峯巒重障を以て包み、東西は邊別川の清流に枕して涼々たる細波相掬せんと欲す。遙かに美瑛村と相境し居ると雖も、僻遠の地にあるが爲め一の教育機關だも有せず。是に於て乎同年三月移住のの率先者たる秋山卯之祐氏。守實代祐氏。政田藤吉氏。安田鹿三郎氏。西村文吉氏。前田清造氏等の六名が、非常なる熱誠と貢獻とに基き明治三十八年三月五日ベンケローネナイ簡易教育所を新設したり。然れども構舎の坪數は僅か幅三間と長五間を有する砂焉たりし建物に過ぎざりしのみ。殆んど小數の就學兒童を收容し得るのみ。實に間合せの校舎たりしは論を俟たず。同校の通學區域たるや東西百七十間と南北三百間の廣袤を占めつゝ、あれば、固より狹隘なりしは勿論にして、校舎は其の中央に建設せられき。されば當初同校に教鞭を把りし者は代用教員守實卯右衛門氏にして、年俸七圓を給與せられ、明治三十八年四月一日より拮据して其の職に盡くされ、明治四十二年十月に到る迄銳意永續して恪勤せり。

一一三 内大部の拓殖民と開校地

内大部は二大なる新舊の區畫に分つ、舊區畫地は最も水田耕作地として適切なりと雖も、新區畫地は山脈重疊しつゝ、平野乏しく、寧ろ畑作耕地に適好したるのみ。同部落の一帶は御料地の管轄する區畫

にして、明治三十一年舊區畫地の貸附を見たりしのみ。同年第一號より第四拾號に到る迄の測量區畫せらるゝや、最初に拓發せられしは第拾八號より第廿六號に抵る區域内とす。但し同第拾四號香川縣人西山源四郎を以て同部落の移住率先者と做す。明治參拾貳年四月札幌郡江別より第拾八號久保田仙次郎氏。第拾九號久保増吉氏。松浦矢八氏。第廿四號西山市太郎氏。第廿五號小野熊藏等の移住者ありき。明治參拾四年に至り香川縣人森清助氏。同松浦貞吉氏。同坂上宮吉氏。同吉川和三郎氏。同酒井義秋氏。同大家市藏氏。同大屋根利助氏。福井縣人長谷川石松氏等の約參拾六戸の單獨移住者ありし也。明治參拾六年に至りてや稍々拓地殖民の緒に着きしと雖も、土地確切にして想ふ様に開けず、爾來明治四拾一年五月に及んで高知縣關體參拾戸の移住者ありしが之を新區畫と稱す。同年より坂上宮吉氏。森清助氏。長谷川石松氏等は田園を拓きて水稻を栽培したること貳拾町歩を開發せしめ、畑地は約三百八拾町歩を耕作せる近況とす。されば試みに明治參拾壹貳年頃の未開狀態に溯らん乎、僅かに九戸參拾六人を有するに過ぎずんば、殖民の總べてに於て拾八坪位の茅屋を建築せるに過ぎざりしのみ。老樹古木は枝葉を枯らして其の發育技能を停止せしめ、幾多の辛酸を経て漸く其の開墾地に稻黍。小麦。馬鈴薯等を栽培したるに與に、夏期燒拂の地面に對しては藁蓋を播種したりき。里道の開けざる橋梁の架せざる不便云ふべからず。故に需品品の購買さへも遠く旭川より納内より之を需めたる程なりしかば、猛熊の傘蓋大なりし藜葉の間を出没して、深林の凄慘なる殆んど點火しつゝ、之れが呑噬せんとする來襲に備ふ。亦以て未開なりし内大部の暗黒裡を窺ふに足るものあらん。明治參拾壹年四月殖民區畫地を設定せられし以來は、漸く戸口の孳殖を顯はし、學齡兒童の増加を勃興せんと欲す。爰に於て乎長谷川石松氏は教育の必要を唱導して部落を勧誘せしめ、屢次當時の理事者たりし旭川町外三ヶ村戸長宇佐美俊次郎氏と交渉を遂げたりと雖も、兒童は僅少にして未だ學級編制を營むの域に達せず、且つや經費支辨の途なかりしが爲め、空しく晝餅に歸したりしかば、明治三十四年校舍

新築の計畫を樹て、明治三十五年六月十五日稍々粗笨の構造なりしと雖も、之れが落成を告げたり。教授器具の不備なりしに關せず、翌日より授業を開始し之を冠せしむるに長谷學校と命名したり。

一四 伊ノ澤簡易教育の設置

由來伊ノ澤簡易教育所の設置なきを憂ふ、何んとなれば明治三十三年以前に於ては、神居小學校の學區域に隸屬しつゝありしかど、漸次戸數は蕃殖して二十戸以上に達し、遠隔の距離にあるが爲め通學の不便を關きつゝあればなり。されば明治三十一年三月二十日神居村總代人、本間利右衛門氏。掛場吉右衛門氏等の決議に基き、明治三十三年度より簡易教育所を設置せしめんことを企圖したりき。然かも其の經費は教育俸給の如き國庫の補助を仰ぎ、一般經常費は區域内の負擔を以て之を維持せんと欲するにあり。更らに進んで俱体的に其の状態を描き、教育所の設置せざるべからざりし形勢を詳叙せんか。

イ 伊ノ澤進歩の形勢

明治三十三年に於て神居村伊ノ澤は殖民も増加しつゝ、戸數廿九戸を占め、人口百四十三人を有したると共に、生徒の概數は殆んど廿五名を備へんとす。其の拓發進歩の駿足なりしこと亦以て想ふに餘りあり、抑も伊ノ澤部落は伊ノ澤川の源流に位しつゝ、潺々涼々たる溪畔に枕して、環すに青巒を以てす。明治三十三年以前の貸付處分を受けたるが、蓋し伊ノ澤は明治廿七年頃に於て猛熊は縦横に大深林を出没しつゝ、ありし幽谷の原野なりしかど、同年七月北海道廳の測量人夫として秋田縣人伊藤源三郎なる者之れに往來して從業中、多年の効に依り五町歩の附與を受けたるを以て、家族三名移住し開墾に従ふを嚆矢とし、翌年に至り富山縣人富居初次郎なる者附與を受け移住せし以來は、同縣人續々到來して頓に人口戸數の増加を見るに到れり。同年頃に於ては拓發の業を遂げ、將に其の大部分は墾成地

に屬せんとす。されば移住民の如きも水草を追ふの態なく、殆んど土着的の經營を見ざるはなし。されど通學上に取りては神居小學校を距ること一里にして、雨紛小學校を隔つることは亦二里餘に出づ、當時は未だ道路の開鑿もなく、羊腸たる峻坂を攀つるにあらすんば通するに難く、壯年血氣の徒すらも殆んど行路難を感ぜざるはなし。是れ豈弱少なる兒童の通學し得べき道路ならんや。

□ 簡易教育の維持方法

伊ノ澤簡易教育を維持すべく方法は、囑託教員を備ひ月俸十圓として一ケ年百二十圓を計上し、之を國庫補助と爲し、其の他一般の經費は村民の區域負擔と爲したるが、校舎の造營に就ては勞働的なる夫役を課して之れが土工に従はしめ、若くは部落の金品を寄附せしめ之を建築せんと欲する方法とす。されば旭川町外三箇村戸長仁科養氏は、明治三十三年三月廿三日甲第三二八號を以て、伊ノ澤簡易教育所を設置すべく施行認可を得んことを申請し、總べて之れに要する俱体的の案を備へ、之を北海道廳長官園田安賢氏に提起したる所以は蓋し偶爾にあらず。されば明治三十三年四月十二日北海道廳長官より指令第九一〇號を以て簡易教育を施行すべく認可せられたり。

一五 雨紛原野の拓發と假校舍教育

雨紛原野の拓發は神居村各部落の發達に掲げたるが如く、明治廿四年青森縣人杉澤繁吉氏が卒先之れに移住して無願開墾を初めたるにあり。明治貳拾五年拾貳月國有未開地處分法に據り貸附せらるゝや約拾六戸の移住殖民あり、折本利三郎氏。坂本德藏氏等之れに居を下し、地を相して開墾小屋を建てつゝ、猛熊老狐と棲み、榛を剪り芒を刈りし上に麥類を蒔き大小豆を栽培したり、明治廿七年石橋農場の興起と爲り、明治廿八年灌漑溝の開鑿と共に稻田の計畫と爲る。戸數は七拾四戸人口參百參拾人を算せらるゝのみならず、田畑耕作地は殆んど六拾有餘町歩を墾成せんとす。されば斯かる發達興起せ

るに伴ひ、學齡兒童の増殖を見るに及びしかば、明治廿八年四月拾壹日旭川町に於ける忠別尋常小學校の假校舍として雨紛基線第五號にありし、松井繁作氏の建物倉庫を借り受け五月一日より開校し、雇平山峯吉氏其の教授に當られ一時瀾縫的の施設を講せんと欲す。然るに上野利藏氏。野村吉之助氏尾崎太左衛門氏。杉澤繁吉氏。白瀬金次郎氏。中川淺次郎氏。本間利右衛門氏。折本利三郎氏等の篤志家は、學齡兒童の空しく光陰を消するを慨き、相計りて一校を建築せんことを商議したるに、端なく明治廿八年八月廿日雨紛分校の設立認可を得たること後段の如く、其の落成を見ることに到りしは重ねて之を贅言せず、其の通學區域は雨紛基線一號より西五線に亘りつゝあるが、兎に角學校より基線一號迄其の距離殆んど三十五町に達し、西五線に抵る迄は殆んど六十町に達したりとす。

一六 開墾と教育機關

神居古潭教育所の創設に關して後段に述べしと雖も、先づ同所に於ける拓發と之れか動機としての教育機關を設備せる一斑を詳叙せんと欲す。明治廿一年五月山形縣人安藤彦松氏は上川移住の三人者の一人として神居古潭に移住したりき。明治廿四年六月岩手縣人たる岡和田仁太郎氏は之れに次ぎ移住せるのみならず、明治廿七年三月石川縣人たる小山清造氏は第三回の單獨移住者として到來したりし也。然るに神居古潭は明治廿七年四月を以て未開地貸附の許可と爲り、殖民は一時に波濤の如く押し寄せたりしと與に競ふて開墾に従ふ、斯くして先輩移住者は堅忍之れが拓殖を鼓吹せしかば、明治三十一年に至りてや同地全帯の開墾を見るに到れり。當時の戸數は僅かに十五戸に充たざりしと雖も、固より畑作栽培に従ひ、麥。小麥。唐黍等の農産物を收穫したりし也。逐年移住民の増加せるに伴ひ學齡兒童も増加一方の趨勢なりしが爲め、時恰も石狩河畔に於て八ツ目漁獲の特權あるを機として、教育費の内に年額一百圓を寄附すべく企圖したりき。されば後段に詳叙したるが如く、安藤彦松氏。

岡和田仁太郎氏。宮崎甚平氏の三名が極力其の局に膺られ、有ゆる奮躍の結果として明治三十四年二月一日此の三氏は、神居古潭簡易教育所世話係を囑託せられ、同年三月廿一日建築委員に囑託せられぬ。是に於て乎同年六月三十日校舎は全く其の工を竣ふ。是れ豈旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏の時代にして其の經營にあらずや。同年七月一日より授業を開始したり。即ち明治三十三年三月廿三日仁科戸長は之れが設置の申請を爲し、同年四月十二日認可ありしことは、後段に於ける教育篇に詳叙する處也。

一七 美瑛町最初の殖民的進歩

明治廿年五月空知集治監派出所を宇忠別太に置き、乃ち今の神居村字美瑛町木通り六丁目(今の掛場、山形等數氏の地と爲る)に於て上川測候所は同四丁目に於て設置せられつゝありしが、美瑛町驛遞所の如きも樺戸監獄派出所に於ける外役囚徒の手に建築せられたりしかば、蓋し明治廿年頃の時代にして三縣を廢止し、北海道廳官制を煥發せられたる當初なりき。是より先き明治十九年岩村長官は道路開通の急務なるを感じ、先づ馬蹄の通ずるを度と爲し、空知郡市來知より上川郡忠別太に至る假道廿二里を開鑿し、所謂上川道路を美瑛町に貫通して笹刈道路なりしにもせよ、此の土木工事を竣功せるを以て札幌國道に於ける上川地方との要衝は、美瑛町の新市街地なりしかば、自然的驛遞所の設置なかるべからず。去れば美瑛町驛遞所は本村殖民招徠の先驅を爲せるものにして、旅客の宿所。驛馬の傳達。郵便取次等の便宜を賦與せること尠しとせず。而して此の美瑛町驛遞所取扱人は、滋賀縣人疋田新助に任命せらる。故に同氏は美瑛町最初の移住者として其の官設驛遞所は、今の美瑛町一丁目を去る六十間にて番外地に建設せられたりき。勿論疋田新助氏は第一着率先の移住者なるや否やは不明なれど、之れと前後して埼玉縣人秋山清美氏は樺戸監獄署派出所の用達人として美瑛町一丁目空知集治

監外役所近傍に移住したりき。蓋し同氏は後年旭川大谷派別院の傍近に居住したることあるか、私立上川農會創立の首唱者にして公共的献身の人なりし也。又秋田縣人高畑利宜氏は嘗て北海道廳技手の奉職にありしが、明治廿一年七月廿九日桂陸軍中將は上川探險に上るや、陸軍少佐荒城重雄。樺戸監獄署典獄等と共に北海道廳技手として隨行したり。又同年九月永山北海道廳長官が上川巡視の途に上るや、到る處之れが先導者の任務に就きたり。明治廿二年頃其の職を辭し神居村美瑛町ホ通り五丁目に土地を有し、敢へて移住したるにあらねど即ち現今山形源八氏の個所に土地を占めたるが、明治廿五年瀧川驛遞所の取扱人として同所に轉移したりなり。是れより先き明治四年開拓使廳の命を奉じ、忠別太に到來せる際は番屋ありしが、抑々同地は往昔山田文右衛門氏の支配にして番屋ありしも、烏有に歸し、其の建設せるものを新番屋と稱ふるもの即ち是れなりしと云ふ。斯く最初に忠太に到來し美瑛町と頗る因縁深き史上の人なりと謂はざるべからず。

次ぎに美瑛町最初の移住者として大河内三千太郎氏を挙げざるべからず。同氏は明治廿三年五月空知集治監にあるや、同監外役所囚人を督し永山屯田兵營を建築せんとするに際して其の用材を東旭川村のペーバンより伐採しつゝ、朱別川を溯り、其の流運に基き永山に回漕せしめ、工事の監督に従ひ明治廿四年五月兵舎の落成に至る迄盡力せること尠からず。神居村。永山村。東旭川村等の拓殖殖民の功績ありしと共に、上川開發の率先たる安村典獄と渡邊典獄との人と爲りを識り、空知集治監及樺太監獄署の道路開鑿と並に屯田兵營の創成時代に功績あるが、是より先き同氏は榎本。大鳥。松平。人見等の諸將と與に五稜廓に據り勇戦奮闘しつゝ、孤壘を死守して最後迄其の光芒を發射したりき。されば大鳥圭介。人見寧より榎本武揚の事績に精通したり。故に維新政局の鼎革に逢ふや、榎本武揚氏は空知タツツ山に探險せる木標の設置より、明治三十二年榎本武揚氏は農商務大臣として旭川に到來したる際は大河内氏は神居より急行して謁を需めたるに、其の意外なるに愕き何れに居らるゝを問はれ

たるに神居に居ることを應へ、土地の價格を尋ねられたるなど、殆ど懐舊の情細々として絶へざるもの、如く、流車の發せんとして嘲朗の聲高きも容易に袂別し得ざる状態なりしと。同氏は千葉縣人にして空知集治監の看守長として、明治廿一年七月頃勤務しつゝありしが、明治廿四年五月之を辭職し美瑛番外地に移住して秋山清美氏に繼ぎ、第一期の神居村總代人と爲る。明治廿六年樺戸監獄署派出所に廢止せんとするに際會して、忠別太の共有地貸下を唱導し、正田新助氏等共に之を斡旋したるが爲め、今日神居村字忠別太の基本財産を作りし基礎を開き、當村に偉功を樹てたる人なりしが、其の間明治三十二年頃迄美瑛町に在りて運發業を營み、現今旭川區に在り尙武館を設立し、後進青年を育英しつゝありとす。次に最初の移住者とも云ふべきは福原啓作氏なりとす。同氏は樺戸監獄署出張所の用達人にして美瑛町市街地の開拓に歩を進めんとするに際し、明治廿二年十一月札幌區南三條東一丁目二番地より忠別太番外地に移住したりき。當時は未だ神居村の村名だも起らざる以前にして、忠別村と稱し樺戸郡月形村外四ヶ村戸長役場の管轄に屬したり。然かも同人は今の美瑛町に移住し、北海商會と稱するものを營み、樺戸監獄出張所の近傍なる上川新道なる左方に小屋を構へ、廿二年永山長官上川一行の時に遭遇し、上川測候所技手豊藏鏗吾氏と與に一行を春志内に送り、或は土人「ヨモサク」二名と權を操り、激湍沫を飛ばす所列舟を漕ぎなとして長官の覽に供へ、其の技に熟練なる實に感嘆の外なかりしと云ふ。

以上の數人者は最初の移住者として美瑛町と因縁淺からざるものありしが、その他當時に於て樺戸監獄派出所には青砥看守某氏あり。明治廿一年七月一日より開始せられたる上川測候所には、北海道技手水科七三郎。雇坂入菊太郎。豊藏鏗吾等の來りて忠別太の氣象觀測に従ふあり。是れより先き明治十九年五月上川農事試驗場を忠別太に置き、北海道廳技手森啓藏氏の場主と爲り、助手三人と穀菽類を試作せるあり。爾來明治廿六年空知集治監外役所の廢止せられんとする時期に際しては、總代人大

河内三千太郎。正田新助等が忠別原野を共有地として貸下の計畫を行はんとする場合は、漸次移住民も増加して神居村全部を通じ、約七十二名の連署ありしに因り其の一斑を卜知すべく、されば明治廿五年には掛場吉右衛門。小泉又三郎。土田金作。山形源八。正津正之助。畠山熊太郎。福玉仙吉。飯田眞音等の諸氏も現住し、明治廿五年北海道廳に於ては美瑛町に通り二百三十戸に對する宅地市街地十一町歩八反歩の解除ありしと同時に、貸下許可を與ふる場合なれば、漸次殖民勃興の機運を呈せんと欲す。明治廿五六年時代に於ては總代人及び組長の會議を開催するに就ては、必ずや當時美瑛驛遞所に集會するを例とせざるはなし。嘗に總代人組長の會議のみにあらざるは勿論、苟も部落村事に關する會合の如きも、美瑛町驛遞所を以て之れが集會所として充たさざるはなかりき。されば美瑛町驛遞所は當時に於て一面驛馬の傳達を爲し、行旅宿泊の便を圖り以て官營とせる以外は裏面に於て一種部落の集會所たらんとする觀あり。

一八 開發初期の東御料地 (神樂村)

東御料地に於ける貸下區畫は、明治廿六年北海道廳告示第六十九號上川御料貸下手續に基き、明治廿七年上川御料地貸下手續に據り貸附の許可を與へたるにありとす。蓋し同規程に因れば貸附料の如き極めて低廉にして移住殖民に對しては頗る便宜なるのみならず、頗る恩賚を附與せしめ好箇の福音を迎へしめたるものなくんばあらず。されば其の貸附料は一反歩三厘として、一町歩僅か十五錢を五ヶ年間に納附せしむるの恩典方法を與へ、六ヶ年目より一反歩に對して二十錢の貸附料を收斂し、之を納賦せしむるに過ぎざるものあらんとす。故に當初東御料地に殖民を招徠すべく最良の手段方法にてありしかば、明治三十一年北海道告示第七十一號北海道御料地貸下規程は改正せられ(同時に二十六年上川御料地貸下手續廢止せられ)此改正に依れば貸料金は反當金二十錢より二圓五十錢の範圍内

により五ヶ年毎に近隣小作地に適し改正することとなりたり。明治三十一年道廳第百七十一號告示に據り本規程の廢止せらるゝ迄其の存續せん限りは、殖民の移住する者極めて澎湃たる風潮ありき。然らば明治廿七年東御料地貸下區畫の狀態は果して如何なる原始的天然の地帶を呈しつゝありしか。乞ふ之を三種に區別して終りに之を詳叙せんと欲す。

神樂村御料地の撰定は蓋し明治廿一年四月屯田兵大尉枋内元吉氏。北海道廳技手佐藤勇。雇大久保八郎等をして上川原野を調査せしめ、忠別原野。永山。伊香牛。比布。近文。オサラツベ等の原野を探討せしめたる時に於て、永山北海道廳長官の特別に依り美瑛。忠別の兩川間を相し、御料地を選定せしめたる場合を以て之を嚆矢とす。明治廿三年三月道廳に於て離宮地調査委員として枋内元吉。加藤重任。佐藤勇。小野兼基。松田學の五名を簡選して、之を調査せしめたる結果は御料地と、離宮豫定地とに於ける區域を劃然たらしめ。明治廿四年忠別原野及び美瑛原野は、近文。比布。愛別等の原野と共に、各殖民地を區劃測定せしめたる結果は、一層俱体的の地形を審かにせるのみならず。明治廿六年神樂岡離宮豫定地の左右は、所謂美瑛。忠別の兩河畔に於ける平野は地質良好最も農耕地に適するを以て、實測を遂げたる上に農區畫五百を設け、每區五町歩宛として同年十二月より之が貸下を徐々に施行したるは、神樂村東西御料地の貸下區畫に移住小作を興起したる端緒とす。當時は明治廿六年に於て西御料地の貸下を施し、東御料地の貸下に先立ちしこと一年前なりしと共に、明治廿五年二月北海道廳令第五號に基き、初めて神樂。鷹栖の二村を設置せるのみなれば、東御料地貸下の成りし明治廿七年時代の如き、未だ上川御料地出張所の創立せられざる創業時期にして、札幌支廳瀧川出張所の管轄に屬し、東西兩地とも上川御料地と總稱したる時代也。東西御料地を管轄すべかりし上川出張所へ未だ創立せざる程なれば、人煙稀疎にして何となく瘴煙蠻雨の風を脱せざりき。明治廿八年一月一日始めて御料地上川出張所を創設せらる。されば其の以前明治廿五年に於て札幌支廳の直轄に屬しつゝ上川試驗場を創置し、苗圃を拓き本邦産の赤松。落葉松。花柏。扁柏。羅漢柏。杉。樺等の子實を試播し、明治廿六年札幌御料果樹園より苹果樹苗數千本を移し、共に栽培しつゝ御料地の氣候風土及び樹栽適否の如何を試験しつゝある時代なりし也。されば東御料地の如き前記御料農區五百を實測せしめ、同年十二月を以て西御料地の貸下を着手し、明治廿七年七月東御料地の貸下を斷行せる程なれば、第一着の貸下を受けし者は廣島縣人水野喜代次。澁谷吉藏。奥田芳六郎。埼玉縣人岸田淺太郎等にて其の他幾何もなく年々連續的に之が貸下を施行し、廿八年の殖民移住を経て明治廿九年一月に及んでは、東御料地一帯に於ける貸下小作人は約五十戸を奄有したりき。されば兎に角にも茅廬處々に点綴し、田舎處々に錯落しつゝ老樹鬱葱たるの間、蘆葦菽花の漂白するの邊、殆んど粗笨ながらも山村水廓てふ東御料地の殖民部落を形成しぬ。爰に於てか明治廿九年一月水野喜代次氏卒先之を唱導し、松浦治平。奥田芳六郎。澁谷吉藏等の諸氏は一致贊襄を表しつゝ、一大新年宴會を開催せんとす。其の主眼とする處は東御料地貸下の以來は、各縣民之れに移住なして錯落參差しつゝ、風俗を異にし、習慣を異にし、言語を異にして動もすれば扞格を招ぎ、相互の間軋轢紛紜を醸すの虞れなしとせず、故を以て部落民の輯睦を重んじ、懿親を厚ふし協戮一致の下に公共的事業の爲めに力を竭さんとする基礎を作らんとして一大懇親會を開き、團欒的明治廿九年一月の新年祝賀を表したりき此の瑞雲飄蕩たりし新年宴會に於ける一大傘蓋の下に集まりし者は誰れがや、當時東御料地に移住せる者悉く聚合せしにあらねど、實に明治廿九年一月の新年宴會は、東御料地創業時代に伴ふ第一着の村民集會にして、公共的團體を鞏固にすべく快舉たらずんばあらず。今左に新年宴會に出席せる明治廿九年一月東御料地に居住しつゝありし諸彦の氏名を掲載すれば次の如し。亦以て明治廿七年貸下の初期時代より明治廿九年に至る迄の期間に卒先の移住を遂げ、東御料地の拓殖墾成に先鞭を着けつゝありし

月中は旭川村外三ヶ村戸長役場の管轄に屬し、太政官時代の布告に基き町村に總代人二名を置くべき制度の下にありしかど、東御料地の如き當時戸數五十戸に満たざる場合なれば、未だ總代の當選もなく、其の代用策として全年秋任意に組台長なるものを設け、水野喜代次氏其の職に當りたるが、明治三十年總代人を選舉せらるゝに及び、松浦治平氏當選せらる。之を總代人の第一期とす。是より先き明治三十年水野喜代次。松浦治平氏等は熱心に之を主唱し、粟三儀宛の寄附を募り（當時粟一俵の價格一圓五六錢の時代）東御料地五號南三番地に簡易教育所を設置したりき。之を東御料地に於ける學政組織の始とす。而して教鞭を揮ひし者は新井丈平次。近藤堯範氏にして、最初に於ける雇教員として薰陶の重任を竭くしたり。明治三十二年に至り戸數八十戸に増加したると全時に、就學兒童の増加を物與せしめ。篤志家水野喜代次。松浦治平等は、校舍狹隘にして就學兒童を容るゝの餘地なかりしが爲め、時の旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎氏に諮り、請ふて其の設備を完ふせんことを迫りしも、在舊久して決定せず容易に新營の運びに至らざりしかば、就學兒童は止むなく不就學の状態を呈したりき。爰に於てか東御料地の教育に熱心誠實なる者蹶起して、粟。稗等を義捐し、約八十二圓の寄附金を得て敷地を第五號南三番地に約一万五千坪を劃しつゝ、教室十五坪、總建坪二十四坪の校舍を創建したり。是れ明治三十二年にして同年八月佐々木慈雲氏訓導として、八級上俸給與せられ之に赴任したるが、蓋し東御料地第一尋常小學校の萌芽と云はざるべからず。是より先き明治廿八年旭川村外三ヶ村戸長本多親美氏時代に於て、御料局は東御料地第一號より第十九號迄道路を開鑿せるか。明治廿七年御料局に於て先づ之れが實測設計に従事し、廿八年の末幾分之れが開鑿を施行し、同年の秋に至り再び之を繼續して之を完成す。是れ乃ち東御料地に於ける里道開始の第一着手なりしかば、同廿七年御料局貸下に成りし、第一號より第十九號に至る區畫地の面積約千五百町歩は、人口戸數僅かに五十戸を有せる殖民率先家に因りて開發せられ、明治三十二年更らに八十戸の移住殖民家に因り

て漸次墾闢せられ、不毛を化して有利なる畑作農地と化しぬ。夫れより上忠別の殖民と爲り、志比内の開發と爲る。此等各部落に係はる發達の概況は次に詳叙したる以外は更らに之を別叙に譲れり。

一九 忠別北 (東御料地)

御料地の所謂忠別北の發達は始んど忠別南と相對峙しつゝ、同一の徑路圏内を歩み、殖民の勃興を促がせる姿勢なるもの、如し。更らに詳言すれば明治廿五年に於て同農區の踏査と實地測量を行へ、森樹の拂下を爲し、諸般の設計を遂げたる後に於て明治廿七年七月之れが貸下を行ふ。忠別南と相同しく明治廿七年七月十二日一號北三番に於ける増澤甲子治氏の貸下と爲り、北四番に於ける川上コ又サアイヌの貸下と爲り、北五番に於ける阿部又サニツチ力の貸下と爲り、舊蝦夷土人に對してさへも劈頭に貸下の恩賚を賦與せるを觀るべき也。然かも明治廿七年七月貸下に預かり、同地の移住殖民たる者は當に之れのみ止まらず、二號北三番に於ける松浦宇吉氏の如きも、同年度内にありし卒先の開墾家と謂はざるべからず。相次いで明治廿八年六月廿八日の貸下と爲り、第二の個人的殖民とも謂ふべき者は忠別北第十二號北五番に於ける大石惣市の如き、同北三番に於ける竹原善平の如き、或は十二號北一番の高木徳藏の移住に於ける、孰れも明治廿八年年度の貸下としての開拓者の隨一と謂はざるべからず。之れに相亞ぎ明治廿九年年度の貸下に係はる殖民農家としては、東御料地忠別北二號北四番の長岸喜代藏。北七番の越智民助等の開墾者を擧げざるべからず。明治三十年度に於ける貸下は松岡銀松。山下秀吉等にして明治三十一年度の貸下は中村英一。元藤玉吉。加藤和吉。岸田彌太郎等の移住殖民と爲すべく、相次いで明治三十二年年度の貸下移住者としては松浦宇吉。三井仙次。仁科喜作等の踵を接して到來せるにあり。之を要するに東御料地の忠別北原野は、明治廿七年度より拓發の第一歩を肇め、明治廿八九年度に至りて稍々其の移住者を多からしめ、明治三十年より明治三十二年に至

殖民發達篇

りては汽笛喇叭として旭川に鐵路の相貫通するに及ぶや、層一層の殖民を増加して忠別南北に於ける曠野際涯なき一帯は第一號より第十九號に至る迄の拓發を促がし、明治三十二年度に至り約八十有餘戸の殖民を雍容せしめんとする形勢に達したり。兎に角明治三十二年度の殖民計畫に於て其の貸下の一段落を呈したりと謂はんか。

館入榮次郎	卅一年四月廿二日	北一
中村英一	卅一年三月廿九日	區畫外ノ一
元藤玉吉	卅一年三月廿五日	同ノ二
松浦宇吉	卅二年四月十二日	同ノ三
三井仙次郎	卅二年七月廿八日	北二番
増澤甲子治	卅七年七月十二日	北三番
川上コスサアイヌ	同	北四番
阿部ヌサニツチカ	同	北五番
松岡銀松	三十年九月六日	北一番
加藤和吉	卅一年三月廿五日	北二番
松浦字吉	廿七年七月十二日	北三番
長岸喜代藏	廿九年十二月廿九日	北四番
岸田彌太郎	卅一年三月廿九日	區畫外ノ一
越智民助	廿九年九月四日	北七番
仁科喜作	卅二年四月十二日	區畫外ノ一

高木徳藏	廿八年十二月十八日	十二號北一番
山下秀吉	三十年四月廿一日	北七番
大石惣助	廿八年六月廿八日	北五番
竹原善平	廿八年六月廿八日	北三番
計	八十九名	

二〇 忠別南 (東御料地)

御料局上川出張所に備ふる舊記に基き之を查明するに、忠別南即ち東御料地の零號より三號に至る發達の劈頭は、取りも直さず全帶發達の先驅と爲りしは論を俟たず。同地の測量區畫を遂げ森林と草原地帯とを一掃せしは固より先後あれど、明治廿六年測量と農區との設計を企て、同年十二月より貸下を行ふ。明治廿七年七月十二日一號南一番を奥田稔に貸附せしめ、南四番を井上茂に貸附せしめ、其は東御料地零號に殖民を遷轉せしむる計畫の實施を期したるにあり。斯く移住民の第一着手よりして、明治廿八年九月に至り第三號南六番の農區を長山吾六に開墾せしめ、間もなく坂東喜平に對して二號南一番を貸附せしめたり。就て全年四月三十日熊谷重平の全地第三號南一番の貸下げと爲り、其の間幾多の曲折を経て、明治三十一年より明治三十五年に及んでは、第十三號安井磯治邊に至る迄の拓地殖民を經營したりき。其の原因とする要素は明治三十一年上川線及明治三十二年十勝線の縦横に開通せらるゝに仍り、當村開發の旺盛熱を沸騰せしめたるにあり。故に全年度より明治三十二年三年度に亘り、移住民の最も多く茅廬處々に點綴し、原野を墾闢すること最も多かりし状態なりと謂はざるべからず。斯くして明治三十五年より明治四十年に至りては、殆んど二百廿有餘戸の農家を移住せしめ第十八號に連亘しぬ。畑作時代より漸く稻田開發の初期に於ける曙光を眩射せしめんと欲す。

殖民發達篇

廿五年測量區畫を爲し、廿七年七月貸下を行ふ

零 號 一 番	三十年十一月十六日	澁 谷	吉 藏	四 町
區 畫 外 ノ 三	三十一年三月廿五日	元 藤	平 吉	一 町
區 畫 外 ノ 四	三十一年三月廿九日	松 浦	宇 吉	二反八畝
南 二 番	二十七年七月十一日	奥 田	稔 稔	
區 畫 外 ノ 一 號	三十一年三月廿九日	水 野	喜 代	三町六反
南 三 番	三十一年十月十一日			
南 一 番	二十九年四月三十日	坂 東	喜 平	五 町
南 四 番	三十一年三月廿五日	澁 谷	吉 藏	五 町
南 一 番	二十九年四月三十日	熊 谷	重 平	五 町
南 二 番	二十九年六月十二日	遠 藤	又 藏	同
南 三 番	二十九年九月四日	高 木	廣 助	同
南 四 番	二十七年七月十二日	井 上	茂 茂	同
南 五 番	二十九年七月四日	森 菅	治 治	同
南 六 番	廿八年十二月十八日	長 山	吾 六	同
外	二百十八名			

一一一 東第二校設置の決議と申請

明治三十二年戸長宇佐美俊治郎氏時代に於て、乃ち旭川村外三ヶ村管轄の場合に際して、總代人會議を開き、神樂村總代人坂嘉多次郎及大石惣市の決議に基き、同村東御料地第十三號に公立神樂村東第

二尋常小學校を設置すべく確定せられし也。されば旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎が同校設置に關する認可を申請して曰く、神樂村御料地の如き忠別川と美瑛川との合流點より、べ、ツ川に至る迄は狹長せること宛然帶の如き大原野にして、中央に突忽せる丘陵は自然的に高臺を形成しつゝ、魚脊に髣髴せるものあり、其の地域を二分し東忠別川沿岸を東御料地と爲したるとは、與に西美瑛川沿岸を西御料地と稱す。何れも土地膏腴にして肥沃なるのみならず、沖積層に屬したれば明治廿七年以來は移住民の如き殆んど踵を接し來れり、故に自下到處同原野に於ては犁鋤を入れざるなきの殖民拓發の盛運に達したりき。されど同地には未だ一の小學校さへも設置せず、就學兒童の多くは旭川小學校に通學せんと欲するも、道路殆んど五里餘に達しつゝ、ありしかば、少弱なる兒童の往來難あるを免がれず、爰に於てか區内の學齡兒童をして教育を受くるに途なく、空しく年齒の長ずる儘に放任しつゝあるのみ。然るに今回總代人會議に於て、東御料第十三號に神樂村東第二尋常小學校を設置すべく評決を遂げたれば、同校設置の義を認可せられたしと稟請したるにありし也。然るに明治三十二年二月廿日戸長宇佐美俊治郎氏が、甲第二二一號を以て東第二校の設置を行はんが爲め、且つは明治三十一年の秋季に際して未曾有の洪水に遭遇したれば、教育費其の他に於ける負擔は災民の堪ゆる處にあらず故に同校に對する教員俸給として百貳拾圓を補助せられんことを、時の北海道廳長官園田安賢氏に申請したるにあらずや。同校設置に關する準備は畧ば其の整頓を遂げ、漸く進んで明治三十一年三月廿二日戸長宇佐美俊治郎氏が、甲第三九四號を以て東第一校西第一校の新築と與に、神居小學校の新築と共に東川。美瑛の兩村小學校の新築と共に、東第二校の建築認可を時の北海道廳長官園田安賢氏に申請したりし也。其の要に曰く、神居。東川の二校は曾て認可を得て仮校舍を開設しつゝありと雖も神樂村に於ては未だ學校の設置だもなきは、國家教育上一日も忽がせにすべからざるを認め、明治三十拾貳年度に於て設置すべく總代人會の評決を経たり云々と、建築認可の伺へを呈したるに、明治三十

二年六月十七日の認可を得たるにあらずや。

北海道廳指令第一〇一七號

上川郡旭川村外三箇村戸長役場

明治三十二年三月廿二日付甲第三九四號伺神居小學校外五校建築ノ件認可ス

但シ教室ノ窓ハ小學校設備心得ノ規定ニ據リテ配置スベシ

明治三十二年六月十七日

北海道廳長官 男爵 園田安賢 印

前叙に於けるが如く明治三十二年神樂村の經營として東御料地に二校と、西御料地に一校を設立せんと欲したるが爲め、東第二校も謂ふ迄もなく其の計畫の一に屬したれど、財源枯渴しつゝあるのみならず、水災の餘殃さへ未だ脱せざるに際してや、到底村民の負擔に耐へざるが爲め篤志家の義捐に倚るの外他に途なきと共に、新築費として六百圓の補助的御下賜を得んことを、時の御料局長岩村通俊氏に申請したりき、亦以て當時第二校の設置に伴ふ新築上の起工は、殖民創業の場合なりしが爲め容易ならざる村財政の窮厄にありしを察するに足らんか。

二二一 簡易教育所の設置 (東第三校の前身)

神樂村の原野は明治三十二年に及んで未だ拓發の功治ぬからずして、殖民の移住せる者は旭川町に近接しつゝある土地のみ早くも開墾せられ、學校の建築と教育の設備さへも漸く其の創削を見たるものありしかど、西御料地第一號より第七號に抵る原野と、東御料地第十六號より第十八號に亘れる地域と、上忠別農業區の一班に瀾漫せる開墾地は未だ教育所の建設したるを觀ず、乃ち神樂全村を通じて其の際は廣袤の濶き丈、既に五箇所の尋常小學校を設置すべく認可を得たりしに關せず、前叙の土

地に於ては、未だ教育の功を賦與せざるを得ざるのみか何等の機關あらざりし也。其の兒童の總べては殆んど草萊の間に没し、林間に彷徨するに過ぎざりしのみ。此の教育機關の缺如せるは蓋し此等殖民地の就學兒童に對して、慄して慨せざるべからざる状態にあらずとせんや。試みに此等新殖民地の拓發に就き其の形勢を瞥見せよ。東御料地上忠別外一ヶ部落は漸く開墾の實を擧げ、其の基礎を築かんと欲する場合たりし也。

東御料地第十六號より第十八號に亘る一帯の地積と、及上忠別の拓發原野に於ける全般の戸數は六十六戸を占め、人口二百十四人を有したれば、生徒の概數は約四十三名を有しつゝ、ありしは明治卅三年三月の現況にありし也。

二三 上忠別 (東御料地)

東御料地に於ける上忠別原野が貸下を斷行しつゝ、其の殖民計畫に第一歩を進めたるは明治三十二年度の着手事業と謂はんのみ。乃ち同年度内に於ける殖民貸下に移轉し、開墾に就きし者は加藤伊三郎木全金次郎。高橋久吉。加藤初次郎。木田爲三郎。田尾國吉。山口彌三。砂田友助。高橋石太郎。川浦横治等の殖民移住にありと謂はざるべからず。明治三十三年四月十二月上忠別農業區に簡易教育所設置の認可と爲る。斯くして明治三十四年度の殖民貸下に係る經營に基き、漸く上忠別原野に廿五戸有餘の殖民開發を勃興するに赴けり。上忠別原野は明治卅年區畫設計を營み、明治三十二年より明治三十四年に至り貸下を續行したりし也。之を上忠別に於ける御料殖民の經營とす。明治三十八年六月十三日神樂東第三校を設置せられ、以て今日の一大農村を觀んとするに相達せり。

三十二年五月十八日	廿號	一町二反	加藤伊三郎
同 年三月十三日	廿一號	五町	木全金次郎

殖民發達篇

殖民發達篇

三十二年三月十三日

廿三號	五町	高橋久吉
廿四號		加藤初次郎
廿五號		木田爲三郎
廿六號		田尾國吉
廿七號		山口彌三
三〇號		砂田友助
三二號	二町	高橋石太郎
		川浦榎治
		砂田友助

(外廿五名)

二四 忠別十三號奥

東御料地に於ける忠別十三號奥は、明治三十二年御料局に於て實地測量を施し、農區の區畫設計を行ふ。就て明治三十四年之れが貸下を營みたるか、本通二號阿部武助。本通四號高橋彦六。本通八號井内愛藏等の貸下を受け之れが開墾と爲る。兎に角同地は明治三十四年二月に於て殆んど全部の貸下に達せんとす。明治三十五年二月本通一號島山三郎等の貸下と爲り、其の未墾に係はる原野を拓發したりき。明治三十八年五月東一番通り八號大石惣市。同九號石倉新太郎等の貸下げと爲り、同年内に於て約廿四戸の移住殖民を包有せしむるに達せり。

島山三郎	本通一號	三十五年二月五日
阿部武助	同二號	三十四年二月廿六日

高橋彦六	同六號	三十四年四月廿六日
井内愛藏	同八號	同
奥平元次	同十一號	三十四年二月廿六日
嶋田彌吾	同十二號	同
林利吉	同十三號	同
松本岩松	同十四號	同 二月十三日
河森初三郎	同十六號	三十四年二月廿六日
坂井徳次郎	同十七號	三十四年二月廿六日
青野理吉	東一番通二號	三十八年五月六日
神山音五郎	同六號	三十八年五月六日
大石惣二郎	同八號	同
石倉新太郎	同九號	同

計 廿四戸
三十四年に殆んど全部の貸下となり、三十五年より三十八年に至り東一番本通の開拓と爲る

二五 志比内の發達と殖民教育

志比内の御料地は最近の殖民地として、明治四十二年の解除に係はり開墾の緒に着きたるは、蓋し時の組合長蔭山逸夫氏時代に濫觴したるにありと謂はざるべからず、所謂當村に二級町村制を實施したる時代にして最近の發達とす。明治四十三年二月同地の貸附せらるゝに相遇ふや、中嶋仁三郎氏の如き大森勇氏の如き卒先して之れに遷り、銳意して専ら開墾に従ふ。此の二氏を推して志比内發達の鼻

殖民發達篇

祖と稱せり。二氏の移住に次ぎ續々として踵を接しつゝ、殖民の來集して殆んど三十戸餘の農家を點綴せしむるに臻る。然かも此の如き志比内の發達を速かならしめたる所以の要素は何ぞや、志比内は勿論原生林の鬱葱として蔭冥の境と化し、晝猶ほ暗きの状態なりしと謂はんのみ。されば従つて開拓と墾地との難きに會ふものあらんと思惟したりしかど、馬耕の下に容易に開墾の目的を達するを得しのみならず、殖民が一日に對して平均三町歩以上の拓發を遂げ、開墾の便を得たと與に地味膏腴なりしかば意外なりし畑作物の收穫を擧げたりき。是に於てか二三年を過ぎずして各移住民の勤儉と貯蓄とに基き、將來の資本を得るに到りて漸く興起の氣勢を發揚せしめたり。されど戸數三十餘を有し學齡兒童は十七名を有せるに拘はらず、未だ曾て一の教育機關を設備せざるは頗る遺憾とする處也。是に於てか部落民相謀り各自に其の資を負擔して、私立志比内特別教育所なるものを建設しぬ。志比内とは所謂土人語に出づ。即ちシビとは秋味にして、ナイとは澤小川を意義するが、更らに之を意譯すれば秋味を産する澤とも謂ふべく、之れに因りて觀察すれば同志比内の如き、忠別川の上流沿岸に拓發せる新部落なれば、忠別川の上流に昔より鱒鮭の溯りつゝ、游泳したるを識るべきのみ。十勝土人の如きは明治の初年迄其の上流に鮭鱒を漁しつゝ、ありしにあらざや。(昔時十勝土人と上川土人と往來せるは總編に就き觀るべし)、蓋し志比内は明治四十年度の區畫測量を了へ、明治四十二年七月六日に至り、同地第一號より第六十號に亘る同原野の殖民計畫に第一指を染め、同年七月六日を以て一號より六十號に對する原野一帯の貸下を行ふ。要するに累年的に繼續の殖民を謀らずして、一時に殖民計畫の貸下を施し、一氣呵成の間に其の經營を金ふせんと欲する方針なりしもの、如し。詳密に其の内容を察するに、志比内本通一號に小谷松常吉。本通二號に齋藤彦藏。本通七號に高橋久吉。本通八號に大森勇。本通十號に中嶋仁三郎。本通十一號に西田巳之助等の貸下と爲り、其の不毛に委せる荒涼の原野を開き、榛々たる密林を斫伐し、茫々たる草澤を開墾したるのみならず、次ぎに安田駒吉の本

通廿五號に於ける、井上源治の本通廿七號に於ける、大伏和平の本通廿八號に於ける、山下次郎吉の三十一號に於ける貸下施行と爲り、青木善太郎。御前竹松。兼平萬助等の貸下施行と爲り、明治四十三年九月志比内教育所の設置と爲り、遂に今日の拓發と殖民的の山村水廓を興すに臻れり。

小松谷常吉	本通一號	一反歩
齋藤彦藏	二號	一反歩
高橋久吉	七號	二町七反
大森勇	八號	五町四反
中嶋仁三郎	十號	同
西田巳之助	十一號	三町五反
森源左衛門	同	四町八反
安田駒吉	四十二年七月六日	廿五號
井上源治	同	廿七號
大伏和平	同	廿八號
山下次郎吉	同	三十一號
山田次郎	同	三町三反
稻田豐藏	同	四町九反
柏木安五郎	同	四町六反
郷司直平	同	三町
加藤與次郎	同	
菅原彌三郎	同	
中陳嘉藏	同	

唐 太 佐 五 郎 四十二年七月六日

兼 御 青 太 唐
平 前 木 田 太
萬 竹 善 佐 五
助 松 郎 平 郎
同 同 同 同

二六 東御料地分擔區

東御料地分擔區の最初に於ける駐在員は雇末津時松氏を劈頭に擧げざるべからず。同氏は明治四十五年二月之れに赴任したれど、大正二年技手に榮進せらる。然かも同分擔區駐在所の設置は東御料地第十三號に定められ、大正元年十一月九日其の經費九百五十圓を以て新築其の工を竣ふ。之れが建坪は十八坪五合の造營とす。大正二年二月技手末津時松氏は金山分擔區に轉じたるが爲め、其の後を襲へ技手高石留治氏赴任し、以て現在に追ひたるに過ぎずんば全分擔區の經歷は最近の設置に係はり、其の星霜を閱みすること猶ほ淺しと謂ふべき也。

二七 東御料地郵便局

東御料地郵便局の前身たりし郵便行政の事務を取り扱ひたるものを列舉せんか。明治三十七年十二月十六日郵便受取所を設置したるを以て嚆矢となせるが、明治三十八年四月一日を以て全受取所を無集配三等局と改定せられ、明治四十五年七月十一日を以て無集配三等局より配達局に改定せられたるのみならず、其の間明治四十四年十二月廿六日電信事務を開始せらるゝの進展を發揮したり。然かも明治三十七年郵便受取所の創業時代より現今に至る迄、郵便局長の任に膺り繼紹しつゝ就職せる者を原

田満壽藏氏と做す。東御料地郵便局に於ける明治三十七年度より大正元年度に至る、九ヶ年間の郵便貯金の如き、預入金二万六千六百六十九圓六錢六厘にして、拂戻金二万六千七百四十九圓九錢なりしを徴憑せん乎、拂戻金の過大なりしを諒解すべき也。又郵便爲替を観察するに振出額九ヶ年の總額五万九千八百十二圓八十二錢一厘にして、之れが拂渡額三万三千九百廿五圓二十四錢一厘なりしを比較せば、蓋し全地より移出すべく正貨多くして、他より移入すべく正貨は少きの形勢瞭然たるのみならず、東御料地管内より、二萬五千八百八十七圓五十八錢の正貨を他に振出を爲し吐露しつゝあるを觀ん。又一面大正二年。三年の郵便預金は四千六百六十圓十錢にして、之れが拂戻金は六千三百三十二圓廿五錢七厘なるに兩々相比較するに、拂戻金の増加しつゝあるを觀るべく。振替貯金に至りては拂込多くして二千二百八十六圓六十錢五厘なりと雖も、拂出金は僅かに百八十三圓五十四錢に過ぎざるのみ。郵便爲替に至りては、振出金一万二千三百三十八圓四十六錢の二ヶ年總額なれど、拂渡金一万五千六百七十七圓六十五錢にして、前九ヶ年の顯象に對して一種の反動を勃興せしめ、近年度に及んで正貨移入超過つゝある變遷を觀るべき也。而して同局郵便切手賣捌函設置個處及び、其の個數は左の諸氏に於て之を取り扱ひつゝありとす。乃ち之を列舉せん。

地 名	賣 捌 人 氏 名	郵 便 函 個 處 數
東御料地一號北三	松 浦 宇 吉	一
同 五號北三	西 嶋 直 三 郎	同
同 八號南一	藤 井 政 春	同
同 十八號南三	藤 原 邦 太 郎	同
同 十三號零號	高 橋 棗 吉	同

年次	種別	郵便貯金		郵便拂	
		預	入	度	數
明治卅七年度	拂	二二四	一五六八〇	二	八六〇〇
全卅八年度	拂	二九二	八一五〇六	八五	六二〇八〇〇
全卅九年度	拂	三三七	九六九八〇〇	八八	一、五九〇八一三
全四十年度	拂	二二七	六五五〇〇〇	一〇五	一、七八四三二六
全四十一年度	拂	三三二	六六六六〇〇	一四〇	二、三〇二五八八
全四十二年度	拂	四六一	一、八二八〇〇〇	一三一	一、四三三三三
全四十三年度	拂	八四	四、〇五三〇〇	二四九	一、六〇一六五三
全四十四年度	拂	一、〇五三	七、二七七二〇〇	三七四	一〇、八七一四九九
大正元年度	拂	七三九	三、九九九九五〇	三九七	五、八四八九九
明治四十年度	口	10	三五九〇〇	0	0
	金			金	額
	額			額	出

年次	種別	振替貯金	爲替料
全四十一年度	拂	三三	一六〇五九〇
全四十二年度	拂	一九三	一、一〇四九五
全四十三年度	拂	二四二	一、七〇〇五九
全四十四年度	拂	二七七	一、九六三三三
大正元年度	拂	三九五	二、〇七二九九
	金		〇
	額		〇

年次	種別	郵便爲替		郵便爲替	
		出	高	拂	高
明治卅七年度	拂	二〇五	二、〇七六五七	一七	一五四三七四
全卅八年度	拂	六三三	六、〇五〇四〇	一三四	九五八七七
全卅九年度	拂	八四四	六、九四二二五	一九〇	二、三八三三〇
全四十年度	拂	七三七	六、〇三七三八	二九八	五、一三〇六二
全四十一年度	拂	六六五	六、一五三六一	二四五	三、五七七七八
全四十二年度	拂	六五六	五、七七四〇〇	三〇二	四、一九七三七〇
全四十三年度	拂	七三六	五、八七五二五	二八四	四、〇〇七七〇〇
全四十四年度	拂	九九三	九、〇一〇九四〇	三二六	四、七二〇八八〇
全四十五年度	拂	一、一六一	一一、九七三〇八〇	四七〇	八、八一五五二〇
	金			金	爲替料
	額			額	料

二八 東御料地巡查駐在所

東御料地が明治三十八年に於て未曾有の水田豊作に遇ふ。之れと相連綿しつゝ、明治三十九年に至りても黄雲種々たる好機會に際し、水田勃興の熱を呼び起さしめ、殖民も移住して一號より第十八號の一大部落を形成したり。爰に於てか警察事項も頻繁と爲り、明治三十八年五月東御料地第十三號に巡查駐在所を設置したりき。巡查松田卯一郎氏は之れに第一次駐在勤務を命ぜらる。全氏は明治四十年七月に至る迄之れに勤務すること殆んど二年三ヶ月に及ぶ。次いで巡查阿部谷藏氏は之れと更迭し、明治四十二年二月迄其の任にありしかど、一年八ヶ月を閲みたり。巡查鈴木勘一郎氏は赴任せられ、明治四十四年十月に至る迄勤務しつゝ、殆んど二年九ヶ月に亘り拮据精勵したり。巡查齋藤一司は其の後任として到りしかど、僅かに明治四十五年五月に過ぎざれば約七ヶ月の警察事務に従ふのみ。全氏の去りし後は巡查熊谷要藏は之れと更迭したりと雖も、其は亦一ヶ年に過ぎざる短日月の格勤たりしのみ。大正二年三月巡查佐藤儀氏は赴任して銳意其の職に努めつゝ、あるが、之を全駐在所の歴任一班と做す。顧ふに明治四十五年四月に於て從來の建物に對して村費よりは三十圓の寄附と、東御料地青年會よりは二十七圓の寄附と、其の他各農家よりは七十圓の寄附を受け、興行四間と間口三間の座敷を増築し、駐在所の規模を擴張したり。

二九 西御料地の發達

明治廿五年東西御料地の如きは札幌支廳の直轄に屬し、上川試驗場を設置しつゝ、本邦産の赤松。落葉松。花柏。扁柏。羅漢柏。杉。樺等の子實を試播しつゝ、御料地内に於ける氣候。風土。及び樹栽の適否如何を試験せるの時代たりし也。されば殖民の移住は勿論絶無なりしのみならず、全年二月北海道廳令第五號に基き、始めて神樂。鷹栖の村名さへ公稱せられし程なれば、固より人煙稀疎の境域に達せず、原野は渾沌たる太古の儘にして魍魎躍りて魍魎舞へんとする、極めて暗慘として寒煙荒寥の野氛人を襲ふものと與に、名さへ知れぬ怪禽悲鳴して魑魅縱まゝに大森林の間に跳梁するあるのみ殊に西御料地の原生林野の状態は、概して萱草滿生して沮洳たりし濕地多かりしを睹るのみ。

(イ) 御料地の區畫測量と貸下
明治廿四年西御料地に於ける貸下區畫を測量せしは御料札幌支廳の直轄時代にして、未だ上川御料地出張所の創立せられずして、札幌支廳瀧川出張所さへも未だ設置せられざる時代なりし也。されば御料札幌支廳に於て明治廿六年神樂岡離宮豫定地も、明治廿三年三月柘内元吉。加藤重任。佐藤勇。小野兼基。松田學等の委員に由りて調査せられたる後なれば其が豫定地の左右に於ける所謂美瑛。忠別の兩河畔にありし平野は地質良好にして、最も農耕地に適當するを以て實測を遂げたる上に五百の農區畫を設定しぬ。每區五町歩宛として全年拾貳月より之れが貸下を斷行したりき。然かも明治廿六年拾貳月廿六日貸下を受けし者一號西一番種市喜市。西一番林榮次郎。八號西村九十郎と做す。是れ蓋し明治廿六年は神樂村西御料地に於ける貸下開始の濫觴とす然かも其の貸下は西御料地第一號より第拾貳號迄に於ける約廿六人分に對する貸下區畫にてありし也されど西御料地には殆んど一人の移住殖民の隻影だも之を認むるを得ざりき。抑も個人的移住者のありし創基とも云ふべかりしは、蓋し明治廿七年時代を以て西御料地に殖民の足跡を印したる端緒とこそ評すべけれ。

(ロ) 西御料地最初の移住殖民
御料地札幌支廳に於て明治廿六年西御料地の貸下を開始せること前陳の如くなるが、荒漠の時代なりしかば移住せる殖民殆んど是れなく、御料地札幌支廳貸下の計畫に添はずして、殆んど畫餅に飯したりき。去れば其翌明治廿七年四月に於て埼玉縣人神山音五郎。岸田彌太郎。堅木仙松。西野佐吉。西村彌五郎等の五人と、三重縣人前川周治氏の西御料地殖民發達篇

最初に於ける貸下移住者にして、全御料地六號の七番地に長屋を構成し、一同之れに晝房を分ちて居住しつゝありしかど、全年九月に迫んで七番地の長屋より分離して、各自に於ける貸下地内の開墾拓發に従ふ。其は則ち西村彌五郎氏は八號の八番地に居住し、岸田彌太郎氏は七號の六番地に居住し、堅木仙松氏は現在鷹栖近文に轉住しぬ。第十四號の九番地に居住すべく移轉したるも、西野佐吉氏は西御料地第十四號八番地に前川周治氏は、全六號の參番地に茅廬を構へて之れに居を卜したるが、何れも西御料地劈頭に於ける貸下區畫地なりしが爲め、晨に星を戴いて出で夕に月を踏んで歸へるの苦楚を嘗めし辛さは得て名狀すべからず。此の諸氏の移住を以て西御料地の最初一着と目すべくして、殖民戸口の一紀元を劃したるものと謂はざるべからず。勿論此等の移住は團體的移住にあらずして、個人が自由自在に單獨に移住せるもの多數なりとす。然かも縣民に區別せば最初西御料地に移住しつゝありし一着に先鞭を着けし者は埼玉縣人を以て之を推さざるべからず。

(ハ) 上川御料地貸下手續 北海道廳告示第六十九號は明治廿六年上川御料地貸下手續を規程せるものにして、本規程に據り西御料地の貸下を施行せるものなりしか、其の貸附料の如き極めて低廉にして移住殖民に對しては、頗る恩賚を附與したる便宜ありき。されば其の貸附料は壹反歩參厘として、壹町歩僅か拾五錢を五ヶ年間に納附せしむべく恩典方法を與へ、六ヶ年目よりは一反歩に對して貳拾錢の貸附料を收斂せしむるに過ぎざるものあらんとす。故に當初東西御料地に殖民を招徠すべく最良の手段方法にてありしかど、明治參拾壹年北海道廳第百七拾壹號に據り本規程の廢止せらるゝに至る迄は西御料地最初の農家殖民に對し、何ごなく好箇の福音と開拓の裨益を與へたること蓋し掩ふべからず。

(ニ) 西御料地第二の移殖民 井を鑿りて飲み畑を耕して食ふとは殖民地の簡雅素樸なる生活状態なれど上川の如き、朔風獵々として六花を缺き舞ふ寒威料峭の原野は左にあらざる也。殖民

も飄然として孤立的に來り團體移住は頗る尠し。第一の西御料地移住者は埼玉縣人なりと雖も第二の移住者とも云ふべかりし者は、明治廿七年時代に於ける個人的移住者を總稱す。然かも同年五月西御料地第一號東二番地への移住者は富山縣入阪口彦八氏にして、同年六月一日之れが貸下を得たり。種市喜市氏の如きも全年五月西御料地第一號一番地に居住しつゝ、宛然寥天の星の如く孤立して炊煙を擧げ、開墾事業に努力しつゝありし也。明治廿七年六月に及んでは一層移住民の澎湃として旺盛に到來せんとする時機にして、西御料地第一號より第拾四號に至る迄、稀薄ながらも漸次に點綴し羅布せんとする状態を呈したりき。然かも第一號より第拾四號迄は畑作本位たりし、徳島縣人約拾七戸位の個人的移住ありしが、更らに詳かに之を叙せば殿内熊三郎氏は徳島縣人西御料地第六號一番地に、花野房五郎氏は第七號四番地に、湯澤茂三郎氏は第八號の二番地に居住しつゝ、開拓に従ふ。若し夫れ荒澤岩藏氏の如きは西御料地第七號の三番地に栖息しつゝ、畑作に努力し、數山渡喜藏氏は第五號の三番に於て、殿田武一氏は第七號の八番に於て、上西春吉は第八號の三番に於て、伊藤久米藏氏は埼玉縣人なるが全年六月の移住にして西御料地第七號の二番に於て、何れも第二の移住者として榛々たる老樹古木を伐倒し、或は灰燼と爲しつゝ、天然太古を経たる原野を開墾して雜穀の收穫を擧げたり是れ乃ち西御料地第二の移住者にして徳島縣人が最も多數を占め、第二の殖民蕃殖を行へつゝ、大小豆。裸麥。唐黍等の雜穀を以て生命と頼み、稻田を開かんことを欲するが如きは、彼等の夢想し悟了せざる處也。要するに西御料地の拓發事業の興起せんとする最初は、是れに因りて之を觀れば埼玉縣人。徳島縣人の個人的殖民に由りて粗笨ながらも大体を開拓し、畑作の基礎を盤乎として形作りしと云ふも可也。併せて特記すべかりし事項は、未だ御料上川出張所の設置なきが爲め、明治廿七年時代に於て西御料地第拾二號より第十八號迄の貸下は直接にも、御料札幌支廳に於て之を施行せるにありとすされば明治廿六年劈頭貸下の開始に於ては、西御料地第一號より全第十二號迄の貸下を開始し、明治

廿七年時代に及んでは、西御料地第拾二號より第拾八號迄の原野貸下を開始したる梗概は如上の趨勢なりしと雖も、更らに百尺竿頭一步を進め其の内容を俱体的に詳叙せん乎、稍々西御料地初期殖民の經營を髣髴せしむるを得べき也。要するに上川御料出張所に於ける臺帳に基き、之を舊記の文獻に徴し之を查明せんに、西御料地としての所謂最初美瑛西農區に於ける第二號西一番より、第拾七號に至る迄は、明治廿六年拾二月種市喜市。林榮次郎の西一番貸下に始まり經營せられ、廿七年六月西五番私設第二號御料地水利組合に功勞ある三宅宗吉の貸下と爲り、明治廿八年に及んで六號二番全じく水利組合の首班としての名聲ある神山晋五郎の如き、一號西二番藤森巳次郎等の貸下施行と爲り、明治廿九年より明治三十拾年に至り西御料地の農業區や、東御料地と相對峙しつゝ、殘山利水の趣きありて、風光の紫明なりし神樂岡の神境靈域は屏風の如く之を脊負ひ、天然的の逸宕を備ふると與に、茅廬は其の下に點綴し、麥浪菜花は春光に及んで宛かも盡くに似て、殆んど桃源洞裏を開展しぬ。斯くして拓地殖民の一段落を告ぐるに及びたりし也。否な畑作時代を振興せしめたりし也。現今に及んでは美瑛西の農業區は約百三拾六戸の殖民を含有せしめ、西御料地一號西一番より第拾七號に亘る開發を勃興せしむるのみか、阡陌到る處に連り、田疇を以て誇りとする文明的なる一大村落を形成せしめき。明治廿四年の測量區畫より、明治參拾壹年に至り内地と異らざる水田地を開發せしめ、其の富力に於て其の地方に於て農家經濟の基礎を鞏固にするの進境を開きぬ。輒ち左表に就き其の變遷を識らしむる便に備ふ。若し夫れ美瑛東農業區たる現今西御料地の第一號より第拾八號に至る開發に就ては、左表の如くなるが全地は明治廿五年實測の上農區五百を設け、全年拾貳月貸下を斷行し、移住民の足跡を印刻せしめたるが、先づ以て明治廿七年六月壹日東壹號二番の坂口彦左衛門の貸下と爲り、明治廿八年東三番佐々田良之助。宮崎仁次郎等の貸下開始と爲る。明治廿九年より參拾年と參拾壹年とに及んで東壹番より拾八號東拾四番の殖民的開發を遂げたり。明治卅壹年は乃ち上川線鐵路の蜿蜒として

通じ、移民を刺刺し獎勵せる好機會の場合とす。されば殖民の到來する者、東より西より北より南より殆んど雲集せんとする盛況を呈し、天然太古の儘に放擲せられ、松浦武四郎の安政年間に邊別川を探險しつゝ、林樹翠蓋を翳しつゝありし間より望見せる西御料地は悉く御料地として拓發し、殖民せられし也。

廿七年より廿九年を経て三十年卅一年に至り貸附一段落を爲せ、り卅六年に至り百廿戸を含有せり

三十年五月十三日	一號東一番	楠	松	次	郎
卅四年三月十三日	區畫外ノ一	同			
廿七年六月一日	東二番	坂	口	彦	左衛門
三十年四月廿四日	東三番	宗	方	常	次郎
廿九年十月十六日	東四番	坂	本	長	太郎
三十年四月六日	二號東一	宮	崎	由	次郎
同	東二	水	口	米	次郎
卅一年三月廿九日	區畫外ノ二	坂	口	小	二郎
卅一年三月廿九日	區畫外ノ一	宮	崎	與	吉
廿九年九月四日	東一番	佐	竹	孫	三郎
廿八年七月廿九日	東三番	佐	々	田	良之助
廿八年三月廿三日	一號東一番	宮	崎	仁	次郎

一號東一番より十八號東十四番の開發を爲せり、廿四五年に農地測量區畫を爲し樹木の拂下を爲したる上に貸下を爲したり

一號西一番より十七號に至る迄三十一年貸下す
殖民發達篇

殖民發達篇

種市喜市	廿六年十二月廿八日	一九四
藤森巳次郎	廿八年十月二日	一號西一番
林榮次郎	廿六年十二月廿八日	同二番
坂本庄三郎	廿一年三月廿九日	同一番
紙谷榮太郎	廿八年三月十日	西區外ノ一
北小右衛門	廿九年二月廿九日	同二番
佐々田良之助	廿六年三月十日	區外ノ二
窪田恒作	廿九年二月廿九日	西一番
松田伊太郎	卅一年三月廿九日	區外ノ一
紙谷八郎	廿九年二月廿九日	西二番
盛永宗造	廿九年二月廿九日	西三番
伊藤桑造	廿九年三月廿一日	六號一番
神山音五郎	廿八年四月廿二日	六號二番
前川周治	卅一年四月十八日	同三番
西村九十郎	廿六年十二月廿八日	八號西四番
三宅宗吉	廿七年六月一日	西五番

廿六年より廿八九年に至り三十年に及んで大段落を告げたり
 (木) 西御料地の原野 明治廿六年貸下に爲りし西御料地の原野は、第一號貸下區畫地より第廿號の貸下區畫地に至る迄は輕鬆なる黑色壤土にして、地上二尺の表土が概して其の地質なれど一尺以下に至れば柔軟粘土を含有しつゝあるを例とす。ペンケローレナイに於ける土質も畧は同様なれ

ど新區畫に到りては、概して泥炭地多きを占めつゝあるものゝ如し。而して西御料地第一號より第十號迄は濕潤地を充たさしめ、萱草の叢生する個處多く爲めに小豆。粟。唐麥等の畑作よりも寧ろ稻作水田に適好なるものありし状態なりとす。其の他ルベシベの拓發を促がし、ペンケローレナイ。邊別等の原野を開拓し發達せしめたり。然かもルベシベとは土人語の通り落ち合ふと云ふべき意義たりし也。

三〇 邊別農區

邊別とは土人語にして川水の音の強く流るゝを意味せるが、先づ邊別農區の拓發は先づ明治三十年御料局に於て、之れが實地原野を測量したると同時に區畫設計を遂げ、明治三十二年三月本通十九號種田松次郎。同廿號廣田七郎右衛門。廿六號山本吉次郎等以下の貸下を行ふ。就て明治三十三年谷越文太郎の東一番一號に於ける、山崎亥次郎の同二號に於けるなどの貸下と爲り、明治三十五年に至り本通り第十九號より第六十九號一帯に亘る拓地殖民と爲る。其の開發を到達したるのみか、菜圃臙畝を點綴せしむるに至る。明治三十二年十勝線の邊別農區を貫通して、所謂邊別停車場を設置せらるゝに及ぶ。同地の發達は此の時期を畫して一大市街を構成するに至る萌芽とす。爾來御料分擔區の設置と爲り、或は明治四十二年七月巡查駐在所の設置と爲り、或は明治四十年七月勝龍寺の設置と爲り、以て今日の發展を促がすに臻れり。其の他明治三十七年三月邊別郵便局の設置と爲り、明治三十九年八月西御料地分擔區員駐在所の設置と爲り、有ゆる行政的の諸機關を備ふるに及んで、殆んど西御料地の市街地たる繁榮を興さしめ、長亭短亭相並らび商舖櫛比しつゝ、一の街區を形成せしめ、兎に角西御料地の中心點たらしめんとする蔚興を促がすに至れり。

明治三十二年三月十四日 本通十九號 六反歩 種田松次郎
 殖民發達篇

殖民發達篇

明治三十二年三月十四日

同	本通廿一號	六反步	廣田七郎右衛門
同	本通廿六號	四反步	山本吉次郎
同	本通廿七號	四反步	米田竹次郎
同	本通三十號	三町	伊東伊次郎
同	卅四號	四町	村田與助郎
同	卅五號	二反步	野村初三郎
同	卅八號	三町	澁谷利三郎
同	四十號	四町	追立又三郎
同	四十二號	四町	吉田石次郎
同	四十四號	四町	澤田與次郎
同	四十五號	六町	山本力次郎
同	四十六號	四町	長井仁三郎
同	四十八號	四町	小林友右衛門
同	五十號	四町	稻垣孝光
同	五十五號	三反步	高橋源一
同	五十七號	六反步	安田久太郎
同	五十九號	二町	大澤伊太郎
同	六十一號	二町	谷越文太郎
同	東一番一號	二町	山崎亥次郎
同	東二號	二町	山崎亥次郎
同	三十三號	三月九日	
同	三十四號	三月九日	
同	三十五號	三月九日	
同	三十六號	三月九日	
同	三十七號	三月九日	
同	三十八號	三月九日	
同	三十九號	三月九日	
同	四十號	三月九日	
同	四十一號	三月九日	
同	四十二號	三月九日	
同	四十三號	三月九日	
同	四十四號	三月九日	
同	四十五號	三月九日	
同	四十六號	三月九日	
同	四十七號	三月九日	
同	四十八號	三月九日	
同	四十九號	三月九日	
同	五十號	三月九日	
同	五十一號	三月九日	
同	五十二號	三月九日	
同	五十三號	三月九日	
同	五十四號	三月九日	
同	五十五號	三月九日	
同	五十六號	三月九日	
同	五十七號	三月九日	
同	五十八號	三月九日	
同	五十九號	三月九日	
同	六十號	三月九日	
同	六十一號	三月九日	
同	六十二號	三月九日	
同	六十三號	三月九日	
同	六十四號	三月九日	
同	六十五號	三月九日	
同	六十六號	三月九日	
同	六十七號	三月九日	
同	六十八號	三月九日	
同	六十九號	三月九日	
同	七十號	三月九日	
同	七十一號	三月九日	
同	七十二號	三月九日	
同	七十三號	三月九日	
同	七十四號	三月九日	
同	七十五號	三月九日	
同	七十六號	三月九日	
同	七十七號	三月九日	
同	七十八號	三月九日	
同	七十九號	三月九日	
同	八十號	三月九日	
同	八十一號	三月九日	
同	八十二號	三月九日	
同	八十三號	三月九日	
同	八十四號	三月九日	
同	八十五號	三月九日	
同	八十六號	三月九日	
同	八十七號	三月九日	
同	八十八號	三月九日	
同	八十九號	三月九日	
同	九十號	三月九日	
同	九十一號	三月九日	
同	九十二號	三月九日	
同	九十三號	三月九日	
同	九十四號	三月九日	
同	九十五號	三月九日	
同	九十六號	三月九日	
同	九十七號	三月九日	
同	九十八號	三月九日	
同	九十九號	三月九日	
同	一百號	三月九日	

同	三月五日	三町	宮越三十郎
同	三月九日	四町	千司忠三郎
同	三十二年三月三十日	五町	長谷田榮次郎
同	三十三年四月十四日	五町	廣田清四郎
同	三十二年三月十四日	三町	澁谷才助郎
同	三十二年三月三十日	三町	安田作次郎
同	三十五年二月十四日	九反步	關口吉太郎

三二 ベンケロー子ナイ

土人語の所謂ベケとは上と云ふ意義、ローレンは即ち行き通ふ足跡の印すると云ふ意味とす。同地の測量は明治三十二年御料局に於て之を行ふと俱に、明治三十四年三月十一日廿一號大伏和平。三十一號竹内八藏。同十一號清水一郎。同十二號矢野貞吉等の貸下と爲り、明治三十五年本通一號岸田爲吉。廿三號木村外次郎、本通九號水嶋宇三郎等の貸下を施行せり。斯くして廿一號より三十四號に至る間に約廿一戸の殖民農家を移入せしむ、以て今日教育の設置迄も見しのみか、漸く一大部落の勃興と化しぬ。其の發達の動機は上段に詳叙しつゝあり。

卅四年三月十一日	廿一號	二町	大伏和平
卅五年五月三日	廿三號	一町四反	木村外次郎
同	廿四號	二町二反	同
卅四年三月十二日	廿五號	七反	大西永吉
同	卅號	四十二反	前田清藏

殖民發達篇

殖民發達篇

卅四年三月十二日	卅一號	五町六反	竹	內	八	藏
同	三十四號	三町四反	同	木	秀	吉
卅四年三月十六日	卅二號	五町	高	木	秀	吉
卅五年一月十四日	本通一號		岸	田	爲	吉
卅四年三月十三日	五號		秋	山	卯	之
卅四年三月二十日	六號		大	鹿	久	造
卅五年八月廿二日	九號		水	鳥	宇	三
卅四年三月十二日	十一號		清	水	一	郎
同	十二號		矢	野	貞	吉
同	十五號		守	實	代	祐

三三一 西御料地の新區畫

明治三十二年二月の貸下にして個人的移住なりと雖も、富山縣人其の多數を占め、零號より六十九號に達すべく範圍にして、延長一里半幅員の廣き處は三百間を包有するのみ。土地は平坦せる部分多きを占め、泥炭質にして邊別川の沿岸は砂質壤土なれば頗る水田に適し、殆んど全部稻作と云ふも可也。最初貸下の當時移住せる者は約六十戸にして、第十二號地には富山縣安田作治郎氏。第三號には同縣人松井仁太郎氏之に遷り開墾に従ふ。第四號には移住者暫らくなりしかども、卅三年同縣人伊東伊治郎氏の移住せるあり、第五號には同縣人安田定治郎氏之に移住しつゝ、第六號をも所有開墾しつゝ、あるが、第七號には同縣稻葉平右衛門（組長たり）氏之を開墾したり。第八號は現在も空地なるが第九號には武田某。第十號より第十二號は稻葉菊治郎氏にして、第十一號は山本源治氏。第十三號には長

谷川石治郎。第十四號には東惣太郎。第十五號には小坂嘉左衛門等の諸氏にして、草分け時代に移住せし人々なるが、然かも今日迄草分當時の人々にて現住しつゝある者は、安田定次郎。稻葉三右衛門山本源治。小坂嘉左衛門。坂口久五郎。小林友右衛門。高橋源治等の諸氏に過ぎず。明治卅二年より水田を開き、明治三十三年より私立灌溉溝を開きしかば、邊別川に導水門を築き部落の中央を流れ、貸下地全帯四百廿町の内、水田三百町歩の灌溉を爲しつゝあり。現在の農戸數は九十戸にして、西第三尋常小學校の創立せられたるあり、拓發進歩の程度頗る見るべき姿勢なくんばあらず。

三三二 西御料地分擔區

帝室林野管理局札幌支局出張所の下にある西御料地分擔區駐在所は、明治三十九年八月三十一日の新築と做す。其の建物坪數十八坪五合にして工費八百十五圓七十九錢を投じ、之を西御料地邊別に建設したりき。技手池上宗廣氏は明治三十九年八月其の設置せらるゝと俱に之れに勤務しつゝ、最初の分擔區員として神居古潭分擔區をも兼任したり。明治十二年技手遠藤龍男氏は其の後任と爲る。専ら同區内の森林地を保護し、久しく其の職に碑礪しつゝありしかと、明正三年四月現在の技手中條喜三郎氏は其の後を襲ふ。以て西御料地分擔區格動しつゝ今日に及べり。

三四 邊別巡查駐在所

西御料地管轄すべく邊別巡查駐在所の設置せられしは、蓋し明治四十二年七月十四日と做す。然かも同年十二月十七日巡查山之内七之助氏は第一次の在勤を命ぜられ、新設駐在所に於ける警察事務を取り扱ふ。第二次の在勤としては明治四十四年十一月十日巡查伊藤甚之丞氏が之れに任命せられき。されど其の職にあり淹留して勤むること僅かに數月に過ぎず。明治四十五年三月十八日巡查高木惣治郎

氏は之れと更迭し第三次の在勤たり。之を要するに邊別巡查駐在所に久しく淹任したるは第一次在勤たる巡查山之内七之助と謂はざるべからず。當巡查駐在所の創設せられし明治四十二年西御料地土功組合に於て、南北灌溉溝路の連絡を遂げ、水田の興起して殖民の基礎を鞏めたる必要の時機たれば警察事項の必要を認めしは偶爾にあらず。第四次の駐在として巡查門殖種成氏は赴任し、大正四年七月其の職を辭したりき。其の後を襲へしものは巡查霜村久治と做す。以て今日に臻りし也。

三五 西第二校の創設と拓發狀態

西第二尋常小學校に於ける通學區域は、西御料地第十四號より第十八號に至る殖民地にして、試みに其の拓發狀態を略叙せしめよ。抑々同學區域は明治廿二年神樂村農區を區畫せられ、明治廿七八年に到りて之れが貸附を受けるに臻れり。されば此の區域を拓發したる開祖とも云ふべき移住の率先者は概して四國地方の移住者にして、秋山喜平氏。小出嘉吉氏。上西某と埼玉縣人渡邊鐵太郎氏。鈴木某等を擧げ之を僂指すべき也。實に彼等は西第二校に於ける通學區域の最初の殖民たりしと謂はざるべからず。之れに次ぎ鷹栖村近文松平農場の落伍者たりし富山縣人佐竹清次郎氏。野村嘉藤松氏等の移住せるあり、彼等は猛熊と相闘ひ悍馬を馳驅せしめつゝ、茫茫たる大草原を開發するに就ては、晨に星を戴いて出で、夕に月を踏んで歸へり、殆んど鋤を枕にし露宿してさへも開墾に努めたりし也。爾來幾多の春秋を経て彼等が拓發したる結果は漸く戸數を増加しつゝ、五十有餘の殖民と茅廬とは處々に點綴して人口も亦二百に蕃殖したりし也。されど同地は一帶を通じて粘土質に富めるを以て、僅かに稻黍等の收穫を擧ぐるに過ぎざりしのみ。故に住民をして端なく多大なる悲觀を懐かしめつゝありしかば、前途殆んど空望に歸せしめ、他に轉住せんと欲する者、土地を放棄せんと欲する者故園の舊巢を慕ふて去らんと欲する者頻々として絶へず。時に宇山勘助等の水田試作は稍や囑望すべく曙光を認

めたりしが爲め、漸く殖民の其の塔に安んずるを得たりしが如き、同區域の基礎を開き且つ鞏からしめたる動機たらんばあらず。明治三十二年神樂村西御料地第十八號を以て、時の御料局より學校敷地として下附せられし也。

三六 拓發進歩と教育所

西第三校の前身たる邊別簡易教育所の創立時代に伴ふ變遷は、後段に叙したるを以て茲には邊別原野の開發進歩せる創始の場合を描寫せんと欲す。同校の通學區域たる邊別原野の一帶は、開墾の初めに溯りて之を觀ん乎、明治三十二年の貸附に係はり、稻葉平右衛門氏。米田竹次郎氏。山本源二氏。安田久太郎氏。米山淺次郎氏等外廿一二戸の移住殖民は、邊別原野に分布し點綴しつゝ、ありしに過ぎずんば、未だ以て瘴煙蠻雨の風土を脱せず、明治三十三年度は戸數六十戸と爲り、人口は百八十五人に達したり。爾來物換り星移り殖民も遷轉して熄む時なかりしと雖も、知巳姻戚は從つて知巳姻戚を尋ね、拓地殖民の業に隨はんと欲する者頗る増殖したるが爲め、着々として成懇の域に赴き、蒼天を蔽ふの陰翳たりし大深林地も、何時しか畑耕作地に化し、稍々山廓水村の姿勢を呈したり。其の詳曲なる變遷は別にあるを以て之を略せんも、斯くして明治三十七年より稻葉平右衛門外十名の者相互に協約し、灌溉溝開墾の認可を得たりしかば稻田を開墾し、累々たる阡陌を連ねたること最近に至りて殆んど且有餘町歩に達したり。要するに教育の先驅は拓地殖民の結果に外らずんば、時の學務委員村田權四郎氏を首めとし、最初移住の卒先者と相協戮しつゝ、明治三十三年一校舎を建設したり。勿論尠乎たる一茅屋に過ぎざりしと雖も、其の地名を冠し邊別簡易教育所と稱したり。其の詳細なる事態は別記に就き之を参照すべき也。是れ舊校舎の假設時代の一斑を描寫せるに過ぎずして、創業時代の數年間は之を邊別簡易教育所の變遷及創設と題する處に曲畫したるが故に之を省略せしめんと欲す。

三七 西第一校の區域と拓發狀態

西第一校は神樂村西御料地第八號より第十四號に到る迄を、創立當時の通學區域と相定む。然るに明治四十年度より高等科を併置せしかば、西御料地の一帯を通じて其の學區域と變更するに到れり。然かも此の區域を拓發せるは明治廿七年に及んで其の端を發し、渺漠たる原野の間に開墾の茅舎を築きしものは誰れぞ。三重縣人前川周治氏。埼玉縣人伊藤榮造氏外八九名の先登者たる移住家なりしと謂はざるべからず。之を同部落の第一回移住民と做す。是れより曩き明治廿六年に於て未だ殖民の來らざりし場合は、老樹天に參して藁々たる荒野なりしが爲め、御料局は第一農區の計畫を樹てたりと雖も、土地は濕潤の氣多くして殆んど畑作に適せざるが爲め、従つて生産豊かならず、農家經濟を維持するに由なく、動もすれば水草を追ふて遷轉せんとする者踵を接するに到れり。第二回の移住民を招徠せる動機は水田の開発にありと謂ふも可也。乃ち前川周治氏が同地は水田に適したるを認め、第一回の米稻試作を行へたる結果は、殿崎源太郎等の篤志家は相次ぎ、水田試作と灌漑溝を開鑿して孰れも水田の効あるを認め、部落の中央に於ける第十八號に一大灌漑溝を開鑿するに及んでや、水田熱は勃興しつゝ、富山縣人多く移住して、其の特有なる實驗を基とし水田開發に従ふに及ぶ。其の間灌漑溝の未だ成らずして、水田の經營は未だ其の緒にあるや、農家の經濟は膨脹せざるが爲め、教育界の如きも其の打撃を受け就學兒童は漸減しつゝありしは、明治三十七八年の學事狀態たりしかど、明治四十年高等科を併置するに及んでや、稻田の開発も成りしかば當學區域に於ける教育界の一新生面を開くに到れり、更らに如上に於ける西第一校の變遷を切言すれば、明治三十三年西第一校の創立せらるゝ場合は勿論單級組織たりしと共に、畑作時代に就き教育の振興せざるは謂ふを俟たず。明治四十年尋高と爲り七戸太助氏の訓導兼校長たりし場合より漸次進運の期に達したりと云ふも敢へて不可にあらず。乞ふ更らに其の精細なる描寫を待つて、其の然る所以を首肯せしむるを得せしめよ。

三八 西御料地簡易教育所

(西第一校の分教場)

神樂村西御料地第一號より第七號迄は、明治三十二年戸長宇佐美俊治郎氏の時代に於て戸數四十六戸人口二百二人を奄有せり、宛に角斯る殖民地なりしかば生徒の概數は約四十名を算するものありしと雖も、一里以上の遠距離に位するが爲め尋常科の兒童は、通學に於て神樂西第一尋常小學校に往來すること能はず。是れ西御料地第一號より第七號に抵る殖民農區の就學兒童は、教育上に就て西第一校の學區に屬すと雖も、頗る憾みとせずんばならず。さればとて一面西第一校の羈絆より脱して獨立の學校を組織せんと欲するも、如何せん當時の狀態に憑らん乎、移住民の多くは小作人の集團にして殆んど水草を追ふの狀に髣髴せるかの去來なりしかば、固より財力の薄弱なるは論を俟たず。故に尋常小學校を設置せんと欲するは不可能の事態たらんばならず。則ち此の缺陷を補はんが爲めに西御料地簡易教育所を設置すべく計畫を爲し、旭川村外三ヶ村戸長仁科養氏は明治三十三年三月廿三日申第三二六號を以て、之れが簡易教育の施行に就き其の認可を得んことを申請し、時の北海道廳長官園田安賢氏に提起したりき。其の維持方法と囑託教育とは上忠別簡易教育所と同一なるを以て、其の繁を避け之を省畧せんとす。明治三十三年四月十二日北海道廳長官園田安賢氏より指令第九一號を以て同地に簡易教育を施行すべく認可せらる。之を西御料地第一尋常小學校の分教場と做す。

三九 西御料地郵便局

西御料地郵便局の前身たりし最初の遞信事務を行ふべく郵政受取所の如き、記録の散佚して考證を遂げ難し。殖民發達篇

ぐべき書類なきを以て、其の設置の年月日は殆んど判然せず。されど神樂村に於ける郵便の取扱は明治七年以前に於て、邊別郵便受取所の擔任する處と爲り、其の支配を受けつゝある状態なりしもの、如し。何んとなれば明治三十七年三月廿五日邊別郵便受取所の廢止せられたりしと共に、改めて更に集配三等局を邊別市街地に設置せしめ、邊別郵便局と改稱して西御料地一圓の郵便行政を統務したりし也。明治三十八年十二月遞信省令第六二三號を以て、明治三十九年一月一日より神樂郵便局と改稱せられ、其の範圍を擴張したるものとせず。大正二年四月十九日遞信省告示第三六七號を以て大正二年五月一日より西御料地郵便局と改稱せられ、以て今日に臻る迄の郵便事務の刷新と、面目を改善したるものなしとせず。當初明治三十七年邊別郵便受取所より同郵便局を過ぎ、神樂郵便局の時代に至る迄幾多の變遷ありしに關せず。三戸貞三氏は郵便局長の任に膺り滿三ヶ年の間に西御料地郵便行政の事務に執筆しつゝ最初の當局者たりしかど、大正二年西御料地郵便局と改稱せられし時代より今日に至る迄の歴任者の沿革を左に掲載せんと欲す。

局長	氏名	任命年月日	退職年月日
三戸	貞三	三十七年三月廿五日	三十九年七月二日
石井	三嘉	三十九年七月二日	四十二年六月十日
黒子	利厚	四十二年六月十日	四十四年四月廿八日
三上	竹壽	四十四年五月八日	大正元年十二月十八日
(局長心得)岡田	利平	大正元年十月十八日	同 十二月廿七日
井上	茂	大正元年十二月廿八日	同 二年十月廿二日
石水	良太	大正二年十月廿三日	

郵便貯金に於ける概況を觀察するに、預入金は漸次最近に臻り膨脹せんとする姿勢あれど、拂戻金は

之れに反して一進一退殆んど常ならざるものなきにしもあらずと雖も、四十四年度より預入金の増加せるありしと共に、拂戻金も亦從つて増加せんとする變態なきにあらざらば明治四十一年度より大正二年度に至る約七年間に於ける預入総金は、二萬八百八十七圓六十五錢にして拂戻金總額は二萬二百五十一圓廿五錢の成績を顯はしつゝあるを以て、其の差額僅かに六百三十六圓四十錢の剩餘預入金あるのみ。其の他は悉く拂戻金たるを觀察すべき也。蓋し預入金ありと雖も拂下金の多きは、寧ろ貯金の本額を没却せしと云はん歟。若夫れ同局に於ける振替貯金は拂込の如き、年々増加の趨勢ありしかと、大正二年度に至り一跌して退嬰せしめ、拂出の四十二年度の最高額を顯はせる後は、増減常ならず。されど拂込總額五千九百十三圓九十九錢に對する八百二圓九十五錢九厘の拂出總額なるを觀は、他言を要せずして一目瞭然たるものあらん。郵便爲替の状態一斑は大正二年度に於て振出高の如き顯著なる減退を顯はしつゝあると共に、拂渡高も亦從つて過去七年度に於て未曾有の増額を發生せる變態は凶款の與ふる影響ならんと想ふ。乃ち凶作の結果として振出するもの少くして拂渡の多きは爲替金需要の急なるを端倪すべき也。之を要するに明治四十一年度より大正二年度に至る過去六ヶ年に於ける西御料地郵便局の振出高總額は、九萬百三圓四十錢五厘にして、それだけ同地より正貨の移出せられたるを觀察すべきのみならず。一面拂渡高總額は七萬七千六百九十二圓四錢なるを觀ば、固より一概に斷言すべからざるものあれど、他より同地に移入すべき正貨の尠少にして一万二千四百十一圓二十六錢五厘の所謂正貨の移出超過を顯はしつゝある一證と云ふも不可にあらざる。

四〇 邊別郵便局の創設

明治三十四年十月廿四日第三課長尾太田善三郎氏より各町村戸長役場に対して、郵便電信局設置の見込を以て其の筋へ上申すべく必要として調査の命を傳ふ。爰に於て我が神樂村字邊別に對しても郵

郵便電信局設置の方針ありしかば、同年十一月十一日神樂村外一ヶ村戸長松下高道氏より戸数人口其の他に於ける調査を遂げ、更に之を第三課長馬田善三郎氏に報告したるに因りて、邊別郵便局の創設すべく端緒を發したりと謂はざるべからず。當時邊別の状態一斑は果して郵便電信局を創設すべき樞要の原資を備へたるかに就き、參稽に供すべきを以て左の事項の詳数を報せんことを命せられたる報告叙文は、聊か邊別の拾年以前に於ける過去を識るに裨益鮮少にあらざるが爲め、邊別郵便局の創設當時と共に、四圍の形勢に通せんと欲せば先づ其の報告より必要な事項を拔萃し、之を掲げんと欲す。曰く神樂村字邊別の人口は二千七百八十一人を有し。住民の職業は主として農業にして商工業之に次ぎ、生計の度最も低きのみならず水運の便なく、多くは汽車便に依り且つ陸運に依りて輸出するものあるも、多くは馬車又は人背に由らざるを得ずして、道路頗る不備なると共に降雨數日に亘らんか、陸運の杜絶すること亦鮮しとせず。曰く邊別は西御料地中央に位し、邊別停車場の個所なれど殖民地は僅かに神樂村共有地四十餘萬坪を有するに過ぎず。而して土地の過半は水田に適し、當年は約二百町歩餘の水田を耕作するに至り、故に年々水田の増加するに至らば、將來移住民約五百餘戸の到來あるべしと想見せらる。曰く神樂村は戸數七百五十七戸、人口三千四百六十五人の多きに上るも未だ郵便電信局の設けなく、漸く字邊別に於て郵便取次所一ヶ所あるのみにして、其の不便尠からざるに依り郵便電信局設置せらるべしと。是れ豈松下戸長の實査復命にあらずや。且つ左記に載せたる輸出入品表を添付して、戸長松下高道氏より速に郵便電信局を創設せられ、其の不便を補へ以て文明的通信機關の恩光に浴せんことを申請したるの結果、今日邊別郵便局の創設を見るに至りしにあらずや尙ほ輸出入品表を觀察せん乎、邊別に於ける財源及び富力の程度に於て、既に停車場さへ特設せられたる明治三十四年なりとせば、農産物の販路輸出の旺盛なりしものありと同時に、部落歳入の上にも於ても蓋し亦鐵道布設以前の比にあらずして漸次鐵道王の憑吊する處勃然として、寂寥たる荒村をして

一躍都市の面影を有する山村水廓を顯出せしむるものあらんとす。乞ふ郵便電信局の創設せられんとしたるの當時の邊別は如何なる農産物の財源ありしかば、左表に就て其の一斑を推敲するを得ん歟。

品目	輸出之部		輸入之部	
	數量	價格	數量	價格
米	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇	三、〇〇〇
大麥	八〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		
小麥	四、五〇〇、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇		
裸麥	七〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇		
蕎麥	一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇		
燕麥	三〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇		
大豆	一、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇		
小豆	三、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇		
菜豆	五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇		
豌豆	四〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇		
唐黍	七〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇		
粟	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇		
馬鈴薯	二〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇		
合計			六、二〇〇	三、〇〇〇

殖民發達篇

二一〇

秋高ふして馬嘶き、秋季の收穫物を市場に鬻かんとする好時機に際し、神樂村西御料地に邊別停車場を設置せられし也。時恰も明治三拾二年第七師團を鷹栖村に設置せられ、上川の發達は殆んど龍驤虎騰の場合たりしかば、邊別停車場の設置は西御料地發達の動機たりしは掩ふべからざる事實なりと謂はんか。營業開始の場合に於て第一次邊別驛長荒木力氏は之れに任せられ、明治三十四年三月三十一日迄其の驛長たりき。次いで三崎龍彦氏は其の後任と爲り、明治三十六年六月十八日迄之れに就職しぬ。永井勝藏。荒永喜太郎の兩人は明治三十七八年日露曠古の大戦役に際して煩劇に忙殺せられ、明治三十六年より明治三十八年の間に交々驛長たりし也。倉田信次郎氏は明治三十八年八月十六日迄邊別驛長たりしが如き、椿修造氏は明治四十年一月十八日迄邊別驛長たりしが如き、松本秀壯氏は明治四十年十一月十五日迄邊別驛長たりしが如き、孰れも短期間の淹任にして更迭頻繁なりと云ふを妨げず。其の他邊別驛長の任免に係はるもの左表の如し。

邊別驛營業開始 (明治卅二年九月一日)

在職年	月	日	驛長名
自明治卅二年九月一日	至明治卅四年三月卅一日	荒木力	
自同三拾四年三月卅一日	至同三十六年六月十八日	三崎龍彦	
自同三拾六年六月十八日	至同 八月二拾五日	高橋兵吾	
自同 八月二拾五日	至同 拾月拾九日	永井勝藏	
自同 拾月拾九日	至同卅八年二月二拾二日	光永喜太郎	
自同卅八年二月二拾二日	至同三拾八年八月拾六日	倉田徳次郎	
自同 八月拾六日	至同 四拾年一月拾八日	椿修造	
自同 四拾年一月拾八日	至同四拾年拾一月拾五日	松本秀壯	

自同 拾一月拾五日	至同四拾一年八月拾五日	蘆界健一
自同四拾一年八月拾五日	至同四拾三年拾二月九日	齋藤利平
自同四拾三年拾二月九日	至大正三年五月二拾三日	牧原武次郎
自大正三年五月二拾三日	至大正五年一月二拾二日	郷原秀丸
自大正五年一月二拾二日	現 今 至	鈴木彦藏

殖民戸口

四三 初期殖民の膨脹 (明治廿五年より卅四年迄の戸口)

經濟學の泰斗マルサース氏の人口論に據らんか、人口の蕃殖は或る特種の妨害原因なしとせば、人口は益々蕃殖して殆んど其の底止する處を識らざるに至らんとするのみならず、年々歳々に於ける人口増加率は、一定の地積廣袤さへも悉く填隘瀾漫して亦殆んど空地の剩餘を看ざるに至らんとするの趨勢あるも、疾病。天災。生活等の事情は纏綿しつゝ、其の蕃殖阻害の原因たるを以て、止むなく此の趨勢を挫折せしめつゝありしと云ふにあらざるや。されば何人もマルサース氏の人口論を以て、意外なる荒誕の誣言なりと見做せるものありしと雖も、今日の經濟學者は何れも其の破天荒の説に驚嘆せざるものなきに至りし所以のものは何ぞや。氏の人口論は今日の事態に照して益々其の然る所以を立證し餘りあるに至りしを以てのみ。我神居村及び神樂村の人口も豈亦其の理に漏洩せんや、殖民は明治廿五年より明治三十四年に至る迄の戸口は益々滋殖蔓延して、一面には土地の開墾と爲り水田の拓發を隆洽ならしめ、今や土地の餘裕を看ざるに至らんとす。乃ち明治廿三四年頃の時代に於ては隣近永山村に漸く屯田兵を移轉せしめて、殖民計畫の端緒を着けたるの創業時代なりしかば、我が神樂村に

殖民發達篇

二一一

於ける明治廿五年廿六年に戸口の計算だもなく、極めて太古閑寂の觀ありしのみにて、忠別河畔より石狩河畔に於て蝦夷土人の蠢動たるを觀るに過ぎざるのみ。然るに神居村に至りては神樂村よりも早く開けて興起の機運を作り殖民の移住ありしかば、戸數九十三戸。人員二百三拾九人を包羅したりき。明治三拾一年に至りては、神樂村戸數六百四拾戸。人口二千六百五拾一人。神居村五百七拾二戸。人口二千三百五拾八人の蕃殖と爲り、何となく戸口の雲簇したるやの偉觀を起したる感あり。從來神樂村は開始時代も餘程遅緩なりしに關せず、一躍飛揚して神居村の人口戸數に凌駕せる所以のものは、其の原因種々あれど、要するに御料地の貸附方法は北海道廳告示第六拾九號に據り、一町歩僅か拾五錢を五ヶ年に納附する恩典を與ふ、土地の肥沃畑作に適したるものありしと同時に、移民を保護するに於て頗る恩賚的慈潤を與へたるの餘響なりしに因らずんばあるべからず。且つや神居村字内大部の御料地は、同年度に於て貸附實施せられたりしかば、戸數は三百三拾五戸ありしものが勃然として二千三百五拾八戸の超躡を顯はしたる變象たりしにあらざるや。明治三拾四年に至りては第七師團の奠置と爲り、鐵道は蛛網の如く四融八疏の地位に達したりしが爲め、殖民も土着的の組織を呈し農家經濟も頗る有利の地歩を占めたりしかば、俄かに厦然たる一大居村を構成せしめ、神居村人口二千七百九拾二人。戸數六百六拾二戸。神樂村人口六千拾二人。戸數九百三拾五戸となり、其の蕃衍てふ増殖の形勢を勃興したるにあらざるや。兎に角上川原野の地や恰も胡茄悲聲を轟轟裏中より聞き、朔風獵々として黃塵万丈の蒙古に酷似したるが如き感想を與へしめ、内地人の移住は頗る遅々として進まざるのみか、北海道隨一の寒威料峭たるの嫌さへあるか爲め、久しく殖民拓發の業は成らざりしかど、百聞は一見に如かず、足一度郷關を出で、津輕海峽の怒濤を蹴け、七重の風光や如何にも山水紫明にして一種云ふべからざる大陸的てふ軼宕と、濠洲の間に興味津津たる神代ながらの仙境と天域との風色を備へ、榎本。大島。荒井等の幕末に於ける諸豪が、掉尾の餘光を添ふべく血戰奮闘せる五稜廓畔の殘山

剡水は轉た殖民をして惆悵しつつ史的感懷を惹かしめ、上川線に駕して旭都に抵れば、棲めば都の喩に洩れず、去るを得ざるは殖民の情的感想とする處也。

四四 縣別より觀たる移住殖民

我が神居村に於て明治三拾四下半期に於ける移民の原籍を釋ねんか、富山縣人の六戸廿九人最も多くの殖民を占め、之れに次げるは石川縣の二戸四人、其の他は福井。石川。新潟。德嶋の順序を呈しつゝありしが、同年七月より拾二月迄拾一戸四拾三人の民ありて、往住者として絶無の觀を呈したりき。又神樂村の當年度に於ける移民の原籍は神居村と相齊しく、富山縣人八戸三拾六人。德嶋縣人五戸三拾三人。新潟縣五戸拾九人。之に次げるは德嶋。愛媛。香川。秋田の順位なりしが如し。然かも同村に於ては來住者七月より拾二月迄三拾一戸、百四拾一人。他へ轉遷せる者は戸數二。人口七なりしを觀ば亦以て兩村が第一期長時代の新村組織に於てさへも、殖民的生活に適應したるの影響は蓋し土着的經營を企てしめ、一村の根帯を牢固ならしむるに偉大の功果ありしを識るべきのみ。我が神居及金樂の二村に於て富山縣人の尤も多數を占めたる結果は、麥圃と黍隴よりも寧ろ多くの田疇を拓殖して、米産地に成功したるの因縁なしとせず。何ととなれば同縣は越中米として吹聴せられ嘆美せられ、目下小樽に向け米穀を輸出し本道の好評を博しつゝ、賞讃嘖々として他産米に一頭地を抜くものあれば、農業者としての冠絶せる技倆は端なく我が神樂。神居に於ける水田地を拓發するに就き、好箇の適任者と謂はざるべからざるものあれば也。眞箇の稻田開發者として縦横自在に其の天品を發揮せしめ、其の得能を流露せしめ、恰もアンクロナクソン人種が加奈太の北帶圈に、濠洲の熱帶に北米の路機山脈に、足跡の印する處商的に於て、農的に於て、工的に於て、建設的靈腕を發揮するもの如し。

四五 來住者より原籍府縣別

明治三拾四年下半年に於ける來住者の府縣別は、富山縣六戸廿九人にして比較的最大限度を占め、之れに亞げるは石川縣二戸四人ありしに過ぎず。其の他は福井。新潟。德嶋の三縣なるが、各一戸の移住者あるのみ。其の總計同年度下半年分を通じて神居村の移住者十一戸四十三人にて、同年度に於ては前年度に比較せば殖民の到來は甚だしき萎微として、何となく退嬰的の減少を招きたるの變象なくばならず。今更に同年下半年を月毎に區別せば、七月中は四戸十一人にして最も移住者多く、十二月中は三戸十八人の移住ありしも、八。九。十月の三者に至りては僅かに一二戸に過ぎずして、孤雁秋吳に横絶して悲聲を颯げ、其の哀鳴さ斷腸の思あらしむ。何となく瀟如寂寥の状態なりしが如し。往住者に至りては更らに絶無なりしは、土着的經營の下に自ら第二の故郷と爲り、山高く水長く石狩河畔の天然樂土に其の皚々たる寒雪を凌ぎ、落花流水の風色なしと雖も、大陸的なる宏濶の下に麥隴青蕪の間より數月を閑みし、耕作の勞は勞なれど秋穫を樂み、神居古潭の紅楓の眺めと、神樂岡勝區に於ける淡々たる真如の月を仰ぎ、寧ろ内地の山水よりも大陸的の山水を樂み、秋色爛にして錦繡を織り染め、天高ふして馬嘶ぎ、皓月は最と廣き曠野を輝き、限りなき妙味を會得するもの、如し、否な秋月の上川は皎痕を印しつゝ、内地人の夢想せざるぞかし。殆んど愉快とすべきの境遇に達したるが爲め、亦往年の如く飄茫として遷轉すること恰も水草を追ふが如しと同然なる現象なきは、蓋し同村殖民も經濟上農業の收穫は、優に相應の生計を樹つるに就き、敢へて支障なかりし餘響ならんと想見せらる。又一面神樂村殖民の移住を観るに神居村と相對照せば、大に反對の傾向なくんばならず。則ち總移住者三十一戸百四十一人にして、神居村に比せんか殆んど三倍以上の増加にして、隆々たるの新興殖民を招徠せしの偉觀なくんばならず。更に原籍者の府縣別を内譯せば、富山縣八戸三十六人の

移住者にして、兩村共殆んど同縣人殖民の獨擅たりし形勢を勃興せしめたりき。之れに亞げるは德島五戸三十三人。新潟五戸十九人とも云ふべかりし順序にして、香川縣は三戸十六人。愛媛縣三戸十一人。秋田縣三戸十人の移住形勢なりしが如し。其の他福嶋。山形。石川。三重の如きに至りては各一戸の移住ありしに過ぎざるのみ。何んぞ夫れ寂寞の甚だしきや。若し夫れ同村の往住者に及では、香川縣人一戸四人の歸來せるに過ぎざるのみ。要すに明治三拾四年は獨立分村と爲り、組織的經營を要すべき時機なるのみならず、第七師團の重鎮を置かれし當時なれば、殖民が皆其の開墾有利なりし風を望んで雲來したる旺盛期とも謂はんか。

四六 土地兼併の萌芽（雨紛耕地に於ける所有權の變態）

雨紛の沃野耕土は殖民區劃の設定せる當時に於て、勿論移住者の開墾其の儘に成功の附與せらるゝと同時に所有權も從つて確乎不拔なりしは敢て贅言を要せざる處也。されど明治三十三年に及んでは其の耕土の地盤に不思議にや、動搖を來たし所有權は何時しか漸次に變遷しつゝ、豪商素封家の掌裏に飯せんとしたるもの鮮少にあらず、亦以て深林闇黒の内傘蓋てふ落葉の下、老熊と格闘せる力山を抜き氣世を蓋ふ最初の開墾者の掌握にあらず、更に言を易へて之を謂は、開墾當時の移住者は荆棘を艾除し、榛莽の地をして幾多の寒苦と戦へ、幾多の難厄と争へたるの結果は克く其の成功を告げ、贏利を博しつゝ、耕土に造成せるもの、雨紛原野に於て約五百三十八町五反歩に達したるにあらずや。されど此の當時に於ける農産物の輸出は、農家經濟の收益として頗る低廉なりしが爲め、徒らに耕作の勞多きのみならず、其の收穫する處亦以て其の糜する處を補ふに足らざる拓發經營の難局に遇ふ。去れば小農の成功せる耕土は抵當權を設定するか、若くは永久小作權を設定するにあらずんば、維持すること能はざる境遇に際したりしかば、其の耕土の所有權は旋轉し移動して、札幌。旭川。小樽。岩見

澤。美瑛の豪富大賈の掌に歸せるもの約二百二十八町九反歩に迫る。勿論此の反別には元來貸附處有權を有せるものあれど、斯の如く土地所有權の變遷轉化をして、端なく原耕土の半額は他管人の所有に歸し、喪失せしむる機運に達したりき。輒ち雨紛耕土に於ける所有權は未だ殖民拓發の功擧らず、漸く其の緒に就きつゝある途端に於て、所有權を移轉せるもの既に此の如しとせば、當時農家經濟上に於ける狀亦揣摩するに難しとせず。就中札幌區南一條山田新右衛門氏は二十七町五反歩の耕土を占領したるが如き。旭川區二條通り五丁目田中敬造氏は五十四町四反歩の耕土を占有したるが如き。同町大谷岩太郎氏は二十町の耕土を占有したるが如き。又同町宮越伊兵衛氏の如きは二十町歩の耕土を占有したるが如き。近文一線鹽野谷辰藏氏は十五町歩の耕土を占有したるが如き。旭川區鈴木龜藏氏は十町歩の耕土を占有したるが如き。豈其利目すべかりし顯著なる土地移轉の變遷にあらずとせんや。斯の如く雨紛の土地を譲り受け其の土地所有權を獲得せる者當時廿五人の多きに達し、其の移轉面積二百二十八町九反歩に至る。此の反別の内原より所有權を有する者あれど移轉せる者多かりき。何ぞ夫れ土地讓與の甚だしきこと此の如きや。然かも當時一面に於て雨紛の土地所有權の重なる土着の重鎮者を擧げんか、佐々田與七郎の拾町歩の耕土に於けるが如き。本間利右衛門の十一町三反歩の耕土に於けるが如き。折本利三郎氏の十町歩の耕土に於けるが如き。中河儀七郎の十三町五反歩の耕土に於けるが如き。野村吉之助の七十三町三反歩の耕土に於けるが如き。上野利藏氏の十町歩。土崎五右衛門氏の十一町歩。富居鶴松氏の九町西田藤四郎氏の九町三反歩に於けるが如きは、尤も土地所有權の首腦なる地位を占めたりしと、同時に亦其の權利の確乎不拔にして、強硬なるのみならず頗る盤乎たるの土着的耕地の擁護者たりし也。第二の故郷として雨紛を愛する者也。雨紛米をして益々其の聲價を顯揚せしめ、雨紛樂園に老栖せんとする者也。要するに當時雨紛に於ける耕地所有權の鞏固なりし者は合計四十三人の豪邁雄健の農業者たるが、其の反別三百九町六反歩を有するに過ぎざれど

顛んでも其の耕土を維持せんことを努力したり。其の他は前段に掲げたるが如き貳百貳拾八町九反歩の殆んど其の半額に於ける雨紛の耕土は、札幌。小樽。旭川等の豪商及び大地主の手に自然淘汰の下に吸飲せられ、吞下せられつゝありしの變遷的狀態にあらずや。其は孰れも水草を追ふ的に飄然として去り、浮草や今日は向の岸に咲く、變轉窮りなき輕舉浮薄者の耕土たらずんばあらずとせんや。是豊中農以下の土地は幾多の事情あらんも、小作人が豪奢華美に流れしを主因として、漸次大地主に兼併せられし一證にあらずして何ぞ、亦以て農業經濟に於ける當時の風潮と、拓發殖民の困厄を識らしむるを得るのみか、神居村開發の新天地に於て暗々裏に土地兼併の陋習を醸もしつゝあるを洞察すべき也。明治三十三年農産物の低廉ならんも主因なるべきか、旭川に隣接して都會の華美驕奢に流れしも動機とすべき歟。

四七 大灌漑溝の開鑿

拓發の上に於ても殖民經營の上に於ても、尤も緊切と認めたる神居村の事業は何ぞや。明治三十三年の神居村は實に以て水田開發に就き、大灌漑溝を開鑿すること輒ち是れなりと謂はざるべからず。蓋し當時は雨紛原野より連亘しつゝ、美瑛一帯に至る迄乃ち美瑛町の裏手市街に於ける解除地より、神居村共有地を經過すべく一大灌漑溝路を劃し、以て水田開發の第一歩たるべき脈絡水溝を通せんと欲したるにありし也。要するに當時は美瑛原野の如き雨紛原野の如き、廣袤幾十里に垂んとしつゝ、曠望快澗を窮はめ、茫漠浩遠にして殆んど際涯なきの區域は、所謂沃野千里の眺望なりしかども、惜い哉雨紛原野を縦横に斷裂すべき水路脈絡の貫通すべき一大溝の缺如したるは、頗る恨事とせずんばあらず。此の一大溝路の蜿蜒として線の如く屈伸するに至らんか、以て神居村唯一の沃野たる水田を開鑿し、稻作の勃興を促がすべき前途農業經濟に於ける大増收を企圖し得べかりし、水田開發の創始時代

なりしと謂はざるべからず。去れば此の緊急問題たる神居村灌漑開鑿の事業に就き、明治三十三年四月十日神居尋常小學校に於て、之れが同村熱血なる篤志家の協議會を開催し、熟議討論の上之れが確定したるもの曰く、美瑛河水を漂蕩して其の流を引き揚げ雨紛原野を縦斷し、美瑛町裏手市街の解除地より神居村共有地を經過する大灌漑溝を、村事業として起工すること曰く、開鑿資金及び共有地開鑿費に充つる爲め、之れが貳萬圓の村債を企圖すべきこと曰く、村債の借入に關する準備事務を處理せんが爲め、委員三名途に規定したる方法に據ること曰く、村債金の借入れに關する準備事務を處理せんが爲め、委員三名を擧げ總代人を補助して其の局に當らしむべきこと輒ち是也とす。而して之れが委員は公選の結果として中川淺次郎。正津正之助。青山平右衛門の三氏其の選に當りたりき。然かも此の大灌漑に於ける開鑿事業の緊急問題の村協議に參與せる者は、當時の總代人として掛場吉右衛門。本間利右衛門。大河内三千太郎。小泉又三郎。畠山熊太郎。伊藤藤太郎。有澤七次郎。本元庫吉。田子龍平。澤田喜一。宮田寅松。山本元八。宮村政三郎。上樂鶴次郎。正津正之助。山村時太郎。中原庄平。笹田與七。宮木吉次郎。尾崎太右衛門。中河淺次郎。野口勝太。館入榮次郎。青山平右衛門。佐藤寅松。上林勘兵衛。吾妻太吉。宮崎甚平。岩林長吉。唐島外次郎。室崎與太郎等の三十一名にして、此等の諸氏は國村の經營を圖らんが爲め、多大の村債を興してさへも一大長村てふ田園の發達を企畫したるの善謀美擧を嘉みせんばあるべからず。爾來明治三十四年に及んで之れが實行の結果として、共有地を拓墾し、水田に開發せる土地百町歩に達し、之れが小作料二圓二十錢に至ると同時に、畑地は五十町歩を開墾したるが、其小作料一圓三十錢を徴すべく着々成功を遂げ、其の闇黒裡に埋没しつゝありし球金爛を得べき收穫を博する蔗境に達せんとす。天然の寶庫を拾ひ擧げ、之を磨きて益々光を發する林和の壁の如きに至らんは、得て容易の業にあらず。

四八 仁科戸長の基本財産に對する遺圖

明治三十四年現在に於ける忠別太の基本財産は、明治廿七年の貸附許可を享けたるものにして、年々歳々一定の成功程度を有したりき。否な寸前尺進ながらも牛歩的に秩序的の功業を博しつゝありし也。明治三十三年に於て小作殖民の粒々辛苦の結果として稼穡を擧げ、漸く開墾畑作の功を奏しつゝ、第一回の附與を得たりしも、尙ほ未だ成功を奏せざるもの殆んど二十餘万坪を有せるのみならず。何となく茫々蒼々てふ大洋を望むの感ありし也。沮洳たる濕地なりしが爲め、排水の大溝路を開鑿するにあらずんば耕地と成さしむることを得ず。従つて亦其の費を糜するもの尠少ならざれば、當村の負擔に堪へざるのみか他に好箇の財源とてあらざるを以て、明治三十三年附與せられたる所有地の一部凡そ二十町歩を競賣し、其の代金一反歩十五圓とすれば三千圓を穫べきを以て、排水溝開鑿及開墾費の補助に充て、猶其の幾分を割きて水利を開きて水田を作り、以て其の成功を期するの外他に良案あるにあらず、若夫れ然らずして荏苒時日を経過せしめんか、明治三十五年度成功検査に際し、峻法嚴令より何等の殖民的保護あらざれば、豫定の成墾を期する能はずして引上處分を受くるの悲運に至らんか其は即ち千仞の功を一簣に欠くもの也。是れ即ち充分の調査と其の更らに探討を遂げ、良案を遂ぐる所以なりとは旭川町戸長仁科養氏が、神樂村外一ヶ村戸長松下高道に與ふる轉た沈痛凱切を極むる憂村の行政觀にあらずや。猶ほ豫め綱繆として備ふべく、良策は同基本財産の墾成地に就き貸地料を徵し、未墾地は鐵下年限を附し年々一定の成功を爲すべく條件を以て、小作契約を締結しつゝありしと雖も、成功期限を過ぎ未だ何等の着手だも爲さずして、曠日彌久の下に放任に附せる個所あり、是は契約違反の行爲なるを以て引上處分を行へ、更に企望者に貸附し成墾を急がざるべからず、其の調査委員としては掛場吉右衛門氏の手に於て結了し、別冊に詳曲と精明を竭くしつゝあり。且つや小作人に對する監督は、戸長役場所在地にあらずんば不便不躄を以て明治三十四年度より總代人會の熟議に基き、管理委員一名を置き戸長役場と小作人の中間にありて便宜に任せり。但だ夫れ委員は一ヶ月金

四圍の報酬を賦與すべく、其は則ち神樂外一ヶ村役場の前身たる旭川町戸長仁科養氏が分村獨立の地位に達するや、忠別太の基本財産に就き將來の經營と維持方法を陳べ、更に百尺竿頭一步を進めて未開墾なる二十萬餘坪の地に對し、排水の計畫を斷行して脈々たる大溝路を開墾すべきを焦眉の急務と爲せるが如き、然かも此の大事業を成功せんと欲するには、到底當時の村財政に於て糊塗すべからざるを以て、附與成功地の一部を分割して之れか開墾の資に投せんと欲したるが如き、蓋し分村獨立の當時に於ける財政難の時に方り、焔銳卓拔なりし措置法なりと謂はざるべからず。是れ則ち神居村に於ける公有地を水田に拓發し米産の收穫を得べく、最好と最善なる良法にてありし也。去ればにや大正二年の今日に於ては仁科戸長の方策を繼紹し、其の遺圖を換へずして尤も水田開發に必要な大溝路の開墾を完成したるにあらざるや。又一面に於て小作人の行動如何を觀んか、當時は人煙猶未だ稀疎たるを免かれざるものありしが爲め、土着的小作人の乏しく動もすれば假令戸長役場と小作人との間に於て強硬なる契約を締結するも、屢々小作人の忍耐力に乏しき者は殆んど禽放し、獸奔するの常態ありしは免かるべからざるの風潮趨勢なりと謂はざるべからず。是れ豈獨り共有地たる一村の基本財産經營のみならずや、中等以上の地主に於ても小作人を得るに就て、難中難にして頗る苦痛とする處也。然るに仁科戸長は銳意以て基本財産の成功を急務とすべく首唱し、小作人の契約を一層強硬の嚴制を施さしめ、管理委員を創設して之れが監督の偉業を揚げしむると共に、墾成地には適當なる貸地法を設定せんと欲したるが如き。未開墾地に對しては鐵下年限を附して其の成功條件と爲さんと欲せるが如きは、蓋し第一期戸長松下高道氏に於ても遺憾なく基本財産を造營するに就き、好箇の羅針の方針を與へたるものなりと謂はざるべからず。憶ふに旭川町戸長仁科養氏が忠別太の基本財産に對しては、最初茫漠たる原野二十餘萬坪を拓發し、萬頃の良圃美田と化したる前提の恩資者として頗る密接の脈絡わりしを識るべき也。

四九 神居村共有地の貸借法及其の變遷

殖民創業の局に當り個人的の開墾さへも容易に擧がらず、況んや村有土地に於てをや。時代風潮に適する良策妙計に若かざる也。旭川外三ヶ村戸長筒井侃氏の時代に於て乃ち明治三十一年に方り、神居村の基本財産たるべき共有地を移住小作民に對して之れが貸附經營法を劃定したりき。蓋し當時共有地は大概未開地にして、樹林の鬱葱として荆棘の蔓衍せるものありしかば、之れが拓殖上の至難なりしは謂ふ迄もなし。去ればにや一旦小作人たる借地者に貸附したりとせんも、其の經營に關する企業法の如きも、明治三十一年より明治三十四年乃至卅五年及び明治三十七年の長期間を以て之を貸附せしめ、所謂一種の永小作權の如きものを設定せしめたるの結果は、其の開墾方法に於て事業の順序的施行に就き、初年目には各自の貸借設定面積の如何に因り、否な二年目に於ても各自の契約書面の希望に基き、小規模の下に大概は蓋し一千坪より一千五百坪若くは二三千坪を毎年之を開墾せしむるの方法組織なりしが如し。然かも開墾の目的は主として、畑地に拓發すべきは謂ふ迄もなき處にして、約六七年間は乃ち貸附せる土地の總べてを開墾したる迄は、農業經營の最中は殆んど何等の村税を賦課せしむることなく、殆んど耕作一方に傾意せしめ、奮迅踴躍せしむる方針の下に何等小作人に對しては迷惑負擔を懸けしめざる村是たりし也。爾來明治三十一年五月に至り、旭川外三ヶ村戸長筒井侃氏は其の職を去りて、宇佐美俊治郎氏其の後を襲ふ。其の後や移住民も次第に多く、累々とし踵を接しつゝ、開墾を企圖する者従つて多かりしかば、小作人競争の風潮を孕みたり。未開墾の餘地尙ほ夥多なりしが爲め、開墾地の坪數は漸次増加せんとするの傾向を呈しつゝ、最初四五千坪若くは八九千坪の貸借者のみ多かりしかと、明治三十二年戸長宇佐美俊治郎氏の時代に於ては、不毛の原野一萬坪以上の地積より一萬二千の地積を増殖したるも、焉んぞ識らんや其の反面に於ては移住殖民の

遷轉し、飄然として水草を追ふて去り、他に甘泉沃饒の原野ありとせば、西行然として芭蕉然として去り、其の往く處を踏跡ならしむ。其は小作人三種の弊風を醸生せる一紀元とも謂はば謂へ、殖民經營上看過すべからざる顯象を漲らしめたるも、蓋し土着的思想の強牢ならざりし結果たらすんばあらず。去れば其の後明治三十三年戸長仁科養氏の時代に及んでは、其の既成し若くは既成せんとする耕作地に對し、他人の換はりて其の遺圖を繼ぎ拓殖開發する者亦從つて輩出したるの顯象を呈したり。例せば美瑛町正津正之助の如き、畑地一反歩に就き明治三十四年迄は一圓二十錢の地代料を支拂へ、其の後は時價に據るべき貸借法を締結せるなど、若くは中野勘右衛門の中田三五郎氏の耕作一万坪を襲げる、池田松五郎氏の畑第五十五號耕地一千一百坪を返還せる、田中幸太郎氏の共有地畑第六十號第六十二號を他人に代理行為を設定せしめ、松村傳助に耕作せしむるが如き、其の他自己の小作權を確保しつゝ、他に耕作せしむる者續出せんとするの變象を見たるは、其の一證として行政上基本財産の一大暗礁とする處也。即ち以て共有地を開墾し之を耕作するに就き、主たる開墾の責任を負へ、其の債務を履行すべき者土着的農業の經營をして他人に移轉せしめ、自家を以て他に轉遷せんとするか、若くは他業に交換せんとする者ありしを觀察すべし。共有地の小作經營は何等の所有權を得るに由なく、寧ろ他人の原野を拓發せんよりも、自家は自家の原野を拓發するに如かずと想ふのみ。爾後明治三拾六年松下高道氏の時代に及んで、共有地の開墾小作人として契約を締結したる證書二拾一通に達したり也。兎に角松下高道氏の時代に於て最も多かりし未開地面積の開墾を企圖せる者は、神居古潭平川茂一氏が、同共有地西一線基線村墓地一番先に於ける一万八千坪の如き其の巨擘なりしもの如し。明治三拾六年五月西村數省氏の時代に及んで、開墾希望の多くは何れも一万坪の面積に劃定せし者頗る輩出せるの顯象にして、より以上の面積を希望せる者殆んど罕有なりしもの、如し。斯の如くして神居村の基本財産たる共有地五十三万坪の尠然たる大地積は、漸次畑地に拓發せられたると同時

に今や水田に變化し、年々穰々たるの黄雲を見るに至りしもの約全面積の七分を劃分しつゝ、あるを觀る。神居村共有地の基本財産は、之を要するに明治三十一年中筒井戸長時代に於て、未開地を貸借せる者廿四人にして、總坪面積廿二万五千六百七十六坪に達し、明治三十六年松下戸長時代に至る迄其の拓殖開墾を希望せる者最多數を占め、殆んど同共有地の耕作は同時代に於ける隨一とも讚美すべきの姿勢を呈したれど、同年より三十二年に至り宇佐美戸長時代に於ては、開墾を許可せる者十一人に於て、其の面積五万八千八百廿五坪に達し、松下戸長時代と兩々相較せん乎、頗る少數なる衰兆を萌ざせるの感慨あれど、其の反面に及んで成功地所謂耕作地を貸借せる者頗る膨脹せんとするの變象にて、實に同時代に於ける畑耕作地の貸借を爲せる者廿一人に達し、一反歩に對する貸地料金一圓二十錢として、之れが總坪數三万六千六百三十八坪の地代料金百三十六圓五十二錢四厘に達せるが如き、寧ろ未開原野を拓發せんと欲する者より、既成耕地を開墾せんと欲する者多きの形勢を勃興せんとす明治三十三年に及んで、畑耕作地を借受けんとする者寥寥僅かに三人のみ、何ぞ夫れ寡少なるの甚だしきや。是れ則ち仁科戸長時代に於ける變象にてありし也。同年より漸次明治三十六年松下戸長時代に及んで、同年の七月に至る迄未開地を墾したる者僅かに十二人にして、其の坪數實に十二萬六千四百七十三坪を墾したるのみ。然かも既に墾したる耕土を小作して新に墾せんと欲する者尠く、未開原野の不毛を墾したる者前年より比較的多かりしの状態なりしの反動ならんか。抑々既成に於ける耕土の尠きが爲めならんか。明治三十一年筒井戸長時代より明治三十六年松下戸長時代に至る迄神居村共有地の尠然たる五十三万坪の曠野も、何時しか拓發に拓發を重ね、第一期戸長時代に於ける神樂村、神居村の獨立行政区を組織し、旭川より分離して一村を經營せんとする時代には、寔に四十一万餘坪の既成開墾地を見るにあらずや。

五〇 神居共有地に於ける地代料金

前段に於て詳叙したるが如く五拾三万餘坪の神居共有地も、何時の間にかやら明治三拾一年筒井戸長時代より松下戸長時代に至る迄、殆んど四拾一萬餘坪の既成開墾地を拓きたるを以て、之れが公共團體が地代料金の歳入も蓋し亦鮮少なからざるものあらんとす。乃ち明治三拾四年松下戸長時代より第二期戸長に遷らんとする過渡時代に於て、神居共有地管理委員たりし掛場吉左衛門氏の明治三拾五年に於て、松下戸長に提供したる共有地の地代料金を據らんか、明治三拾四年度に於ける神居共有地の畑作地代料金は、蓋し二百六拾五圓九拾三錢九厘の鉅額に達したれど、就中金二百四拾六圓八拾錢九厘は其の收納額にして、金拾九圓拾三錢は之れが未納額なりしを觀ば、一ヶ年の歳入に於て基本財産より共有地の財源たる者を生ずること約三百圓に垂んとするの財帛を得るに就ては、彼れが如き荒寥たりし原野より僅々三四年の間に於て、此の如き收益を擧げつゝありしは、蓋し地上生産力の藐視すべからざるを察知すべきにあらずとせんや。然かも明治三拾四年度の畑作地代料金に至りては、二百四拾六圓八拾錢九厘を擧げたる事實は、掛場管理委員のそれと同時に戸長松下高道氏に報じたる明治三拾五年度神居村共有地畑貸地料金を徴して瞭然たる事實なりとす。之を要するに年々歳々神居村共有地より生産すべく歳入は移住民の増加に伴へ、開墾地の益々増加すべくして之れが開墾地の増加は地代料金を増加しつゝあるべきは論を俟たず。去れば明治三拾五年以後に於ける地代料金の状態及び之れが基本財産より収入すべく、村帑の財政収入に就ては更に稿を革めて之を後段に叙せんと欲す。

土木經營

五一 伊野澤道路開墾難

伊野澤道路に於ける開墾補助費を仰がざるべからざる所以は何ぞや。勿論寥々として宵天の星の如か

りし新移民の事にしあれば、其の支辨を完ふすること能はざりしは言ふを俟たざるのみか、其の重なる原因に就ては眞箇に物價低廉にして農産物の大瓦落を招ぎ、經濟の委靡沈淪をして端なく伊野澤部落の財源にも顯著なる動搖を享けつゝありしと同時に、収入上に於ける利園を闕き、従つて生計に對しても自然に低落の位置に陥らしめ、餘裕の綽々たるを得んと欲するも、明治三十一年の洪水氾濫は殆んど抜くべからざるの痼患を與へしめ、部落農家の經濟をして窮地に陥没せしめんとす。況んや爾後に於ける累年の霜害激烈なりし所以と、水災其の殃禍を逞ふして續發したる所以とが、端なく農作の否運に赴き、凶歉頻繁なりしが如きは何となく補助を道廳に請はざるべからざる導火線にして、止むなく哀請的の興奮に出でたるものなりと認めんばあらず。是れ豈補助金の扶植を要したる所以にあらずや。寔に伊野澤部落の農家經濟に取りては餘義なき境遇なりし也。況んや申請に於ける仁科戸長の陳情に據れば、美瑛町以南の如きは樹根に緊握するにあらずんば、倒木を攀與するにあざれば崎嶇として通過するを得難きものありしに於てをや。道路開墾は實に同部落に取つて焦眉の急たりしと共に、補助を享けずんば困厄なりしの状態左の申請に因りて之を亮察するを得んか、謂ふ迄もなく都邑に限らず村落に限らず、道路の開墾は殖民の先驅たりし也。拓地開墾の先鞭たりし也。然かも神居村伊野澤の如き重疊たる兩山脈の間に夾まり、危峰飛ばんとしたる峽間の窪地たりしが、細流涓々たる伊野川は纔かに一線を畫しつゝ之を縫ひ、奔馳せんとする姿勢なると同時に土壤を潤澤せしめられたれば地味肥わ、膏土なるが爲め明治廿八年より農民を移住せしめ、明治三十四年戸長仁科養時代に於て殖民戸口三十戸に達し、伊野澤原野の大局は殆んど墾成拓發せられんとす。然るに道路の開墾を欠けるが爲め、美瑛町以南は樹根や倒木やに攀援するにあらずんば殆んど通過する道さへなし。穀物を賣買せんが爲め旭川に輸出せんとするも、崎嶇たる羊腸の樞徑あるのみ。農産物を鬻ぎ其の收入を掌握せんと欲するも寔に困厄とする處也。是れ豈道路補助を哀請する所以の一たるにあらずや。伊野澤

は既に總編に於て説きしが如く、永山長官が明治廿一年上川視察に際するや、雜貨遞傳の休息所や樺戸監獄用地の木標など、黒痕淋漓として鮮かに存在し、空知太よりの道標さへあり、樺松はいと青翠を翳しつゝ桂。カイテ。イタヤなどの葉面は何時しか霜に染まれ錦を織り、恰もスコットランドのブナ樹林を彩色せる紅葉を眺むるが如し。眞箇に所謂林間焚紅葉燗酒の風情と豪興さは、伊野澤の山間に於ける秋色燃わんとする自然風光に富めるにありしかど、今日濫伐の結果は亦其の餘韻風流を見るを得ずなりぬ。嗚呼史にあらすんば泯に庶幾しと謂はん耶。然かも明治三十四年八月廿四日戸長仁科氏は前段に畧叙したるが如く、道路開鑿費の補助に就ては已むを得ざるの事態を僕指して陳情せるものありしかど、早速之れが申請の容れざりし遷延的經過に迫りたりしに、明治三十五年五月三日仁科戸長より之れが何等かの沙汰あらんことを再三稟請したり。然るに同年三月七日に至り端なく上川支廳の通達に接したりき、即ち其の要に曰く、補助費の如何は最早や殘額剩餘なきを以て更に明治三十五年度に於て之を詮議せんと謂ふにありしかば、同年五月六日仁科戸長より道路嶮難なるか爲め穀物の運輸に困厄しつゝ、あれば、速かに事情洞察せられんことを請ふに至りき。然るに同年五月二日北海道廳長官男爵園田安賢氏より部落民の歡喜すべき一大福音に接したり。福音とは何ぞや、左の第二〇五七號の指令に因りて目出度補助金授與の恩命に接したること即ち是也。

北海道廳指令第二〇五七號

上川郡神樂村外一箇村戸長役場

明治三十四年八月二十二日付甲第一三一八ヲ以テ旭川町外二村戸長申請ニ係ル宇野澤道路開鑿工事費補助ノ件許可シ該二費ニ對シ金參百圓六拾壹錢補助候條工事落成ノ上ハ竣工明細書相添速ニ届出ツヘシ
但補助金ハ工事出來形調書相添へ上川支廳へ受取方申出ツヘシ

明治三十五年五月二日

北海道廳長官 男爵 園 田 安 賢

五二 神樂町の草分と發達

神樂町の創生せられたると同時に其の所謂草分の動機とも云ふべきものは、蓋し明治廿五年上川試験場を設置せられたるに濫觴す。此の時代は札幌支廳に於て上川御料地を直轄しつゝ、ありしかど、御料地の如きは瀧川出張所の管轄する處なりき。明治廿六年札幌御料果樹園より苹果樹苗數千本を移植したるのみならず、上川試験場創立の際に存在せる樹苗九十五万本の多きに達し、本邦産の赤松。落葉松。花柏。扁柏。羅漢柏。杉。樺等の子實を試播せるも風土に適し、發育健全なるもの落葉松。苹果の二種に過ぎず。明治廿八年一月上川御料地出張所を設置せられしかば、漸次此等官吏の居住すべき舍宅も新築せられし也。齋藤米藏之に所長たり。以て天鹽上川を管したり。要するに上川御料地出張所の設置は神樂町を創成すべき動機たらずんばならず。且つや神樂町は美瑛と相對峙して上川街道の要路を扼するが爲めに、此の時代に於て既に業に草分より一躍しつゝ、頗る發達すべき氣運あるに關せず、上川御料地出張所に於ては同部落一帶の原野に於ける、貸下を施さざること累年に及びたるか爲め、遅々として美瑛町より發達の後くれたる主因たらずんばならず。是に於てか明治三十一年十月五日富山縣上新川郡黒崎村大字出村の人黒川春次郎氏は、其の家族を携帶しつゝ、神樂町六丁目十一番地に移住せるが、併せて之れと同時に同縣下新川郡魚津町澤泉榮次郎氏も其の一家を擧げて移住し、神樂町六丁目五番地に卜居したりし也。されば殖民移住の常として原野區畫の内に堀建草葺の茅屋を構へて黒川氏及澤泉の二戸は之れに住居したりと雖も、現在に於ける中央道路の側に孤棲しつゝ、ある憐はれ果敢なき移住状態は、殆んど凄寥と寂寥の感に打たれざるはなし。神樂町草分の移住とも云ふべきは黒川春次郎。澤泉榮次郎の二戸を以て之れが率先者と做す。抑も神樂町は明治廿四年空知監獄の

囚徒をして北見國道を開墾せる場合なれば、従つて忠別橋の架設も同年中に國道と共に築構せられし也。故に同町は旭川に通串すべき上川の關門にして、百貨輸送の絡繹たること美瑛町と相並んで所謂中央道路の要區なりと云はざるべからず。されど明治廿五年時代に於ては、單に一線の中央道路を畫せるのみに過ぎずして、固より一軒の茅廬田舎たもなく、上川御料地の境界を判明にせんが爲めに、處々に標杭の點綴ありしのみ。當時上川試驗場の設置ありしと雖も、赤タモ樹の老幹翠蓋翳さし蔚鬱たる下に草小屋を建て、稻葉某氏が雇員として在勤せるが是れ乃ち上川御料出張所の前身にして、蓋し同氏を以て御料職員の元祖と做す。之を要するに明治廿五六年時代の神樂町なるものは、事實上未だ俱体的なる發生と組織さへなくして、中央道路の側には赤タモ、ドロ等の老樹古木を曠野の寒空に聳ゆるのみ。實に滿目蕭條の感慨に堪へざるものなくばならず。是れ則ち明治廿六年神樂村神居村は旭川町外二ヶ村戸長本多親美氏の管轄の下に屬しつゝありし時代とす。明治廿八年に至り既記の如く上川御料地派出所を新設せられしが爲め、官衙官舎の築造せられたると同時に、同所の造林計畫として明治廿九年其の外周を周環すべく落葉松を培植したりき。是れ乃ち現今中央道路に沿ふ落葉松林の一帯青翠を漲らし、防雪及防風の用に供ふるものを云ふ。されど大正三年其の大半を斫伐して之を賣り拂ふに到りし也。然かも明治廿九年に於て上川線鐵道工事の開墾に従ふ際なりしかば殖民熱勃興したり。明治三十年九月五日に及んでは、上川御料地出張所の官舎新築と爲り、其の經費約二千圓を投じて其の造營の完ふせんことを圖れり。明治三十一年五月に及んで上川線鐵路を開通し、汽笛嘯鳴たるの聲耳を劈かんとするに方り、上川地方の殖民的拓發の風潮は益々駭々乎として熾み所ならんとす。明治卅年神樂町の土地を區畫測量し御料局上川出張所に於て明治三十二年十月十八日之れが貸下を許可したるが、即ち其の個所は右一番地と本通六丁目二番地を以て當初貸下の農區と規定しつゝありしかば、同年五月富山縣上新川郡奥田村大字窪村より榎谷彌三郎氏一家の移住と爲り、其の

貸借許可を受け、之れに居を構へ開墾に従ひたりしが如き、御料地貸附規程に基きし移住殖民の嚆矢なりとす。然るに如上の通り黒川春次郎氏及澤泉榮次郎氏の如き、是れより先き明治三十一年十月に移住したりと雖も無願開墾を行ふに過ぎず、爰に於て乎神樂町に於ては黒川氏、澤泉氏、榎谷氏の三戸移住し上川線鐵道を通貫したるにもせよ、明治三十一年八月未曾有の洪水氾濫し、美瑛橋及び忠別川橋を漂亡したるが爲め、津頭假橋を設備する迄は渡船を以て一時の不便を補ひ、以て旭川町に往來したりし也。大正二年國道に忠別橋を架設するに及んで旭川と相接し、一層の市街的なる繁華を來しぬ。明治三十二年神居古潭安藤彦松氏は一大牧場を神樂町裏邊に經營しつゝ、明治三十三年には牧牛六七頭を飼養し以て搾乳を旭川市内に鬻きつゝありき。同年石崎鶴治郎氏は神居及雨紛等の部落に漸次稻田の發達せると共に、生産米の供給あるを打算し、其の原料の豊富なるを見込み、一大醸造業を創設して酒類の販賣を試みたり。明治三十四年神樂村神居村組合役場の新設せられ、十一月一日開墾し松下高道第一期戸長たり、然かも其の設置位地を神樂町に指定せられしが爲め、本通四丁目廿五番地に於ける現今池田仁三氏の家宅を借り一時役場を之れに置き、約半ヶ年位行政事務を取り扱ひつゝ、爰ありしかど、明治三十五年一月七日現在役場の新築工を竣へたると同時に之れに移轉したりし也。爰に於て乎同町に移住殖民するもの増加し、殆んど部落的の組織を顯はしたるが、明治三十六年に到り同部落は戸數四十戸を奄有しつゝ、人口の稠密に赴かんとする形勢を呈しぬ。且つや明治三十五年役場の新築せらるるに伴ひ、美瑛町五丁目左四號に設置せられし美瑛町巡查駐在所を神樂町井上力次郎氏方に移轉せしめ、神樂町巡查駐在所と改稱したりき。巡查江頭政市之れに在勤せり。斯くして明治三十九年に至る迄警察事務は同所に於て之を取り扱ひつゝありし也。要するに明治三十五六年の時代は神樂町に於ける殖民の多くは概して諸縣人の雜居なりしかど、比較的富山縣人多く、之れに亞けるは青森縣人、秋田縣人等なりしとす。明治四十年安藤彦松氏の牧場は愛知縣人平手久治郎氏の譲り受

くる處と爲り、平手牧場を經營するに至れり。同年神樂町巡查駐在所を新築し今の役場隣接に設置したるもの即ち是也。明治四十三年頃に及んで消防番屋を駐在所の側に設置したると同時に、ポンプ一式を備へ以て災害の万一を警戒せんと欲す。爾來同部落は發達に必要な裝飾と準備を整へ、旅亭商舖の増加して稍々市街の面目を加へたること、並びに旭川の關門にして車馬の絡繹たること等は皆同部落の發達要素たらざるはなし。孰れも其の委曲精詳は既記したるを以て茲に之を省畧せんと欲す。終りに臨んで神樂町に移住し、當初風呂敷一枚を脊負ひ飄然として到來せるもの鮮からず。斯かる單身孤影の儘赤手空拳を揮ひ、大に活躍して成功の福音を齎したるもの幾何ぞ。洵に同部落中に於ても極めて罕れにして星辰の落々たるの感なくんばあらず。されば身に檐石の貯たもなく、奮然として艱難と戦へ貧苦と争ひ、克く成功せる諸彦は左に列載せるが如し。されど此等の成功者は素封家に達せるにあらずと雖も、田畑を耕作し儲金を備へ所得税を納付すべき程度に達したるものを擧ぐれば次の如し。移住殖民の功豈亦偉大ならずや。

大正三年度營業稅廿五圓	所得稅十三圓七十七錢	平手久治郎	愛知
同	同 七圓七十二錢	熊谷三喜藏	廣嶋
同 營業稅卅三圓三錢	同 六圓卅七錢	稻澤春松	富山
同 營業稅廿三圓卅八錢		藤森音若	奈良
		平瀬與平	徳島
	所得稅十一圓廿五錢	池田仁三	富山
		村上丑太郎	青森
		青葉硬吉	埼玉
		井上力次郎	富山

同 營業稅十四圓卅三錢

大正四年帝室林野管理局上川出張所の附近に於ける耕作地を宅地として貸與せしむるに及び、神樂町の戸數五十九戸(農地共)増加し、頓に殷賑を加ふ。されば同年邊別川。美瑛川。忠別川の氾濫しつゝ、慘憺たる水禍を受けしかど、間もなく流亡せる家屋は新築せられ、市街の光景は舊に倍するの面目を施したり。

五三 雨紛水田の開發と灌溉溝(上川米作の鼻祖杉澤繁吉)

上川産米の嚆矢として誇れる雨紛水田の勃興せしめたる所以のものは、蓋し其の起源は亦決して甚だしく溯りたるものにあらず。則ち明治廿四年十二月十四日殖民區劃の瓜分せられ、測量整理後に於て移轉し蕃殖せしめんとする道廳方針の確定せる曉に達せし場合なるは勿論にして、雨紛原野の蒼茫たる幽遠曠濶なりし一區を劃き、地積六百四十五町九反歩の貸附を受け、初めて開墾拓發に着きしを以て農業進歩の第一歩にして、雨紛なる水村廓落を創めし先鞭なりと謂はざるべからず。されど未だ畑作時代の舊態を膠柱せるのみにて、渾沌たる荒涼を脱せざるものありと雖も、更らに之を別言せば畑作收穫を變じて水田を拓發し、集約的農家經濟の鴻益を博せんと欲するが如きは、何人も未だ夢想せざる所爲なりしに拘はらず、否な技術専門家の農學泰斗と雖も、上川郡に於ける水田の開發は未だ得て期俟すべからざる境遇にして、前途何となく寂寥の感なきを得ざりしに關せず、挺身して以て水田開發の難を試み、粃米を播種して之を栽培し以て氣候の適應せるや否や、若くは土壤の水田に適應せるや否や、若くは水力開鑿の水田に適應せるや否やを試験したる者は、青森縣人宇雨紛西五線杉澤繁吉其の人なりしと謂はざるべからず。彼れは初め雨紛原野に入らんとするや、森林伐採の爲め木材業者に隨伴せる一種の柚夫にてありき。其は明治二十三年頃永山屯田兵村に於ける兵營建設材の爲め雨紛原野に來住せしかど、伐採了はるや其の柚小屋を貰ひ受け之に棲みき。最早や炊煙縷々とし

て老樹蔭冥の間に罩め、眇乎たりし一個の茅舍小羽葺の構居も。伐採事業の終了を告げたと共に一同黨輩の者すら悉く同所を撤廢せるに拘はらず、彼は其の徒與と共に飄然として去るべしと思ひしに彼は然らずして、飽迄同所に足跡を止め、飽迄雨紛の地を以て第二の故郷に於けるが如く思惟しつゝ、頑然として之れに棲息せんことを構へぬ。而して彼は雨紛に於て畑地を耕作して農業を以て本位と定め、柚業に慣れたる故態を一變して益々水田開發の爲めに粉骨し齋身を試みんと欲す。從來の畑作てふ不利益を刷新して一層利源を得んことを企圖したるにありき。勿論當時は碩學老農の徒と雖も米作の困難なるを首唱せざるはなく、到底水田開墾の事や勞して其の功果なからんことは、蓋し一般の定評なりしに關せず、彼は飽迄米作の試播を行へ諸種の稻類を栽培して、其の適否を試験せんが爲めに雨紛に水田六畝歩の地を開拓して、明治廿六年初めて收穫一斗八升五合の硬米を得たりき。彼の歡喜や殆んど手の舞ひ足の踏みし所を識らざるものあらんと。彼の雀躍并舞や亦察すべきのみ。されども同氏が試播して成功を挙げたりと傳ふる原種は果して如何なる名稱のものなりしや、其の血統を釋ねんと欲するも、今日は茫乎として更らに判明せず、多分彼は青森縣人なりしを以て原種の如きも同縣より到來せしめたるものにあらざるかは、氣候地位の稍々酷似したる青森縣なりとせば、原種の名稱は兎も角も同縣生産の稻種ならんとは、今日死後に於て一般の疑問とする處也。彼れ杉澤繁吉氏は柚夫として雨紛に到來したる頃は年齒纔かに三十二歳に過ぎずして、機鋒犀利の人たりしと共に天性鋭敏の氣従つて眉宇の間に蟠る。彼れ杉澤繁吉氏は一個の眇焉たる柚夫の徒たるに過ぎずと雖も、其の天資英達慧果なりしに加へて、何事も疑問を解釋し何人も克くせずして埋没せるものを穿鑿するが如き發明工夫の能力に豊富なりしこと、蓋し絶倫の天才なりしと謂はざるべからず。斯の如くして彼は農事試験場長さへも、殆んど解決し得ずして疑問とする處の稻作栽培を試みて之を成功したりき。彼は如何なる農學技術家の不可能なりと絶望したる水田米穀を得て、雨紛米の名聲を天下に傳へたり

き。彼は上川郡に於ける稻作發明の先驅にして水田開發の率先者なりと謂はざるべからず。彼は稻作の上川に適應すべきの立證せられたる試験の功を奏しつゝ、凱歌を唱ふ偉勳者なりき。豈唯だ雨紛米の先驅者たるのみならずや。實に上川郡に於ける稻作を傳播せしめたる試験的模範を垂れたりと謂ふも蓋し誣言にあらず。彼や實に上川郡産米を蒔きたる最初の恩人にして、其の洪幸を垂れたる米作試験の發明者たりし也。彼は豈唯だ米作の發明のみならずや。明治廿七八年日清戰役の際今日に於ても最も感嘆敬服に耐へざるものは、彼れ杉澤繁吉氏は真綿を以て彈丸を禦かんことを發明するに工夫を凝らし、孜孜汲々として真綿に因り銃丸を防禦せんことを心懸け、熱心研究を行へし人なりし也。されど其の發明は不幸にして發明せられざりしこと雖も、日本人の總へてに於て一般發明心に乏しきに關せず、彼は何人も難しとする處の銃丸の鋭鋒を避けんとするの軍事界の工夫、化學界の發明を遂げんと欲したるが如き拮据經營し、渾身の精力を濺きたりしは特筆大書すべくして發明の事竟に成らずと雖も、其の意氣精神や偉大なりしと共に寔に敬虔を拂ふの人物たるに値ひす。

五四 明治三十二年の神居神樂に於ける戸口

明治廿六年七月初めて旭川町外二ヶ村戸長役場を創設し、我が神居及び神樂村の一部を管轄したりしが、其の後に於て諸種の機關も朧起せられ、戸數人口の増加は移住民のそれと同時に波濤の如くに押し寄せたるの結果にして、明治三十三年には神樂村を分轄して美瑛村の新設を爲り、明治廿八年より同三十一年には神樂村に御料局札幌支廳上川派出所及び農業課派出所をも特設せられ、明治三十二年に於ては美瑛郵便電信局も神樂村字美瑛附近に新創せられたる程なりしを以て。我が神樂村三十二年の本籍戸數は六〇八戸にして、人口は二千七百六十六人に達し、寄留に於ては戸數百十二戸、人口四百三十八人に達したりき。又神居村は本籍戸數四百二十八戸、人口一千九百六十一人に達し、寄留戸

數百九十六戸、人口七百二十一人に達したりしが、滔々乎として侵入せる移住民は割台に本籍に比較し、何となく増加し勃興せるの趨勢風潮は寄留の夥多なる傾向を促したり。乃ち寄留人の多き反影は一面に於て群々雜然として、東より西より南より北よりの殖民的遷轉の夥多なる土着的人民の多き所以にして、前記の文明的機關は益々其の招徠を多からしむるの一大原因と爲り、旭川町に管轄せられたる神居。神樂は旭川の繁榮と共に愈々殖民を多からしめ、明治廿二年概して舊土人の雜居と共に上川郡全帯に於て四十二戸の微々焉たるものなりしかど、三十二年に於て戸數の増加明治十九年よりせば八千六十八戸、人口三万三千三百五十七人の夥多なりしに徴憑せんか、今茲に我が神樂神居の累年戸口表を掲ぐるに由なしと雖も、全郡一帯に於ける殖民は波濤の如く押し寄せ、糜漚の如く磨集しつゝ來轉せる戸數人口は、蔓衍しつゝありしの光景は新區劃の成功すると同時に、其の殖民の勃興せる偉觀を豫想するに難しとせず。

五五 蝗虫の大襲來

明治八年虫の發生が一度十勝に勃興してより農作物を蠶食し、多大の害を興へ殆んど畑地を化して燒野同様の觀を呈し、物情騒然として晏如たるを得ざるものありき。爾來明治十九年に及んでは再び發生して、翌明治廿年に至りても亦發生し、殆んど連續系統的の蔓延するに至りしかば、當時遺老神居古潭の祖先安藤彦松氏の如きは、當時蝗虫の大襲撃を目撃し今猶震慄に堪へざるもの、如く、媿々として愁眉を漾はしつゝ、其の慘狀を語るに頗る詳かなるのみならず、轉た暗愴として物凄さの嘆なくんばあるべからず。則ち蝗虫の一度や大襲することあらんか飛んで空に翔翻する處の蝗虫は雲簇密集とも稱すべき暗愴色を漲らしめ、天地晦暝と爲りて畑野の何物たるを辨すべからず。瞬時にして植付の麥。豆。黍の種類はカサ／＼したる物音の凄然たると共に、悉く蠶蝕して之を噛み竭くし、殆

んど一草一蔬菜だも遺さざるに至るが爲め、彼等の襲來する處は恰も蒙古兵を叱咤したるジンキスカン大帝の馬隊に於けるが如く、殆んど蹂躪して何物さへも遺類なかりし光景慘然を極めて、何となく燒野を見るの心地なくんばあるべからず。然かも蝗虫襲來の慘禍を逞ふること豈唯た之れのみならず、其の慘禍の懼るべきこと、其の暴威を逞ふしたること豈唯た農作物のみならず。されば當時官廳に於ては大に其の襲來を恐慌し、之れが害毒を撲滅せんが爲に多大の豫防費を投じて漸く其の蔓延を遏むるを得たり、是れ豈に警戒して記すべきの虫害にあらずや。明治廿一年九月永山將軍一行が宇臺場ヶ原の近傍を通過するに方りてや、沿道蝗虫多く茅葉篠の葉殆んど盡さんしたりと記したり又曰く、美瑛河畔に至り前岸に渡り徒歩して行く河岸蝗虫夥しと叙せられたるを觀ば、明治廿一年に至りても未だ蝗虫の絶熄したるにあらざるを察すべきと同時に、神居村宇臺場ヶ原一帶の野に亘りて如何に蝗虫の被害ありしかを想見するに足らんか。又臺場ヶ原には尙今日に於てさへも、溝路の如き淺痕ほの影薄さを印したるものあるは、蓋し蝗虫を撲滅せんとするの際蝗虫を驅りつゝ此の穴に飛び込せしめ、或は石油の(ガンク)を鳴らして之を驅逐し、或は野草の暢茂せる個所を選びて一小圍地を劃し、之に蚊厨を掩へ張り蝗虫の飛來すべく仕掛け、方法を以て之を捕獲するななど、兎に角懸賞的方法にて一升の蝗虫を捕へし者に對しては、三錢を與へて之れが驅除策を講じ、以て其の撲滅を圖らんとしたり。明治十八年蝗虫發生したれば神樂村西御料地邊別新區畫第四十六號西第二小學校なる山ノ手別に於て、幅四五尺深さ二尺長二三百間の溝路を築けるあり、其は空知集治監の囚人が蝗虫の卵を捕へんとする爲め穿てし溝路とす。

五六 上川御料地に出張所

我が神樂村に 離宮造營の御靈域を創設せられたると共に、上川御料地を設置せられたるは寔に歡喜

に耐へざりし處也。當上川御料局出張所は明治廿八年一月一日の創立にして、瀧川出張所の管轄に屬したれど、上川 離宮地及び上川御料地は所謂世傳御料と稱し、帝室林野管理局札幌支廳の支配する處と爲り、御料地三千百十六万餘坪の内河沿八百四十四万餘坪を除きて三分の二を樹林地とし、三分の一を雜草地とし、東南の丘陵は水流潺湲として縦横に灌ぎ、野草到る處に繁茂せるを以て牧畜に適せるも、美瑛忠別の兩沿岸は約八百万坪の廣袤を占め、土地膏腴にして排水の要せざるものと同時、尤も新式的の洋具を使用して馬耕に適せりと唱評せらる。明治廿五年試驗場を創置し上川試驗場と稱せり。場内には苗圃を開拓し、赤松。落葉松。花柏。扁柏。榲。羅漢柏。杉。樺等の日本産子實を試播し、同廿六年札幌御料果樹園より苹果苗數千本を移し、相共に試培せるに當所設立の際現存せし樹苗凡九十五万本の多きに達せしも、風土に適し生長佳良なるものは落葉松及苹果樹の二種に過ぎずして、他は生育せざる見込みなり。現今苗圃に存在するもの赤松。花柏。扁柏及落葉松の四種にして其の大半は既に賣却枯死したりき。明治廿八年果樹園八町歩を設け、翌二十九年十六町歩を増設し現今二十四町歩にして 栽植苹果樹數三千六百五本なり。明治三十一年五月當支廳札幌出張所々管圃山養樹園に於て栽培の外國種針葉樹苗「ピセアエキセルザ」外七種五千四百本所内英瑛川沿岸防風林へ移植せりしが此面積凡一町歩を備ふ、又神樂園 離宮豫定地の左右なる美瑛忠別の沿岸數里に亘る平野は、地質良好最も農耕地に適するを以て、明治廿六年實測の上農區畫五百を設け、每區五町歩宛として同年十二月より貸下を爲し、移住小作者四百四十餘戸、成墾反別九百四十餘町歩に上りたりき而かも明治三十一年最近に於ける三ヶ年間の御料林産物は、平均一ヶ年間拂下高用材凡二万尺、内針葉樹九分、闊葉樹一分の割合にして此の拂下代金三千圓内外に過ぎざりしも、逐年倍加の傾向ありて三十一年度の如きは、既に上半年中二万尺、餘を處分し、此拂下代金四千圓設に達したりし也。其の管轄區域は石狩國上川郡にして、面積普通御料地三万五千町歩、世傳御料地一万五百五十二町六反

二畝五歩は、明治二十三年官有林野を分轄して御料に編入せられたるものなり。又一面に於て明治三十一年四月農業課上川派出所を新設し、從來同出張所々管農業地に關する業務は凡て同派出所の所管に移したり。されど明治四十年一月之を廢止したり。要するに明治廿一年永山長官が忠別川と美瑛川とに介在せる原野を相せしめ、御料地を選定したるにあるは論を俟たず。抑も北海道官有地を分割して御料地を選定せられ、就て神樂村を帝室御料地と確定せられたるは、實に明治廿二年十月にして同年農區を區畫せられ、就て明治廿三年七月五日札幌支廳を置かれ、出張所廿二ヶ所を置き十一月廿日上川御料地一万五餘町を世傳御料地に編入せられたるにあり。如上に叙せしが如く當出張所は元と瀧川出張所に隸屬したれど、明治廿八年一月一日管内各出張所の位置及管理區域を定められたると同時に、上川出張所は神樂町に設け同年一月之を開廳せらる、齋藤米藏之れに所長たり。以て天鹽上川を管轄したりき。同氏は其の後札幌農學校に講師たること數年に至り、明治四十一年旭川町長に擧げられき、明治廿八年より明治三十年に至る三年間支廳に於て御料地と官有地との境界を踏査せらる。明治三十五年三月太田良作上川出張所長に任せられ、間もなく明治三十六年一月に及んで日野吉甫之れに所長たり。東西御料地の土功組合を設置せしめ灌漑溝を開鑿し、一大水田の農村を興起せしむるなど格勤各久しきに亘り、頗る拮据經營したる功業尠しとせず。されば同氏は技手より一躍し其の功に仍り技師高等官に陞進したりき。其の間臨時農業課派出所を設置せらるゝや、森信元氏は明治三十一年より明治三十五年迄之れに所長たり、神樂村基本財産を選び拂下稟請を行ふに方り、斡旋したる功勞頗る多し、大正三年三月日野技師の轉任するに至り、技手奈良謙一之れに所長たり。今や同所の經營として獨逸唐檜の養成を圖り、將來の造林計畫をば大規模の下に行はんとする方針とす。乃ち從來は明治四十一年度よりヤマナラシ樹の造林を計畫し、大正四年度に至る迄神居村雨紛の御料地に其の面積八十九町歩を植栽し了んぬ。且つや大正三年度より二十年計畫の大事業として、面積十八町歩

の苗圃を経営し、獨逸唐檜の養成を講じ殆んど七十万本の苗木を培育しつゝあり。されば從來の未立木地や明治四十四年の火災跡地に造林を行ふ外は、中央苗圃として他の御料出張所へも獨逸唐檜の苗木を供給すべく一大經營とす。

五七 明治卅一年の洪水と杉田長官

明治三十一年九月八日は全道に於ける罕有の洪水にして、神居古潭の如き石狩河の増水せしこと平水よりも増加すること實に五十四尺に到達したりき。忠別川より美瑛川より邊別川に至る迄、我が國村内を流駛せる諸川は孰れも氾濫して濁浪に埋没せざるはなし。國道に通せる忠別架橋も美瑛架橋も流亡したりき。従つて神樂町の如きも忠別橋より國道に浸水すること約一尺に及ぶ。旭川町も曙遊廓邊は最も洪水の焦點と爲り、殆んど浸水して横断せざるはなし。神居村及神樂村は道路を崩壞せられ家を漂蕩せる部分もありき。今其の災後に於ける損害を掲載するに由なしと雖も、復舊工事として忠別橋より内大部に至る迄神居村の請負として之を修繕したりき。是れ其の上川街道の道路と橋梁と暗渠とに論なく之を修理したる程なりし也。殊に明治三十一年は上川鐵道線の初めて開通せらるゝ時期なりしが爲め、神居古潭の隧道と鐵橋とは最大なる難險工事と唱へらる。されば石狩河の神居古潭假橋も墜落して破壊し、都合石狩空知二川の(假橋としての)鐵橋三ヶ所は流亡したり。是に於てか二万圓の復舊費を要請し、日夜孜孜として工を督しつゝ竣工せるが、兎に角同年度に於ける洪水の爲め、空知より旭川に至る卅五哩の上川鐵道は開通の遲緩せざるべからざりしに至りしは、蓋し石狩河神居古潭の水災氾濫に飯せざるべからず。然るに北海道長官杉田定一は上川郡の水害を巡視せんが爲め、道路。流車雨ながら崩潰して交通を斷せるに關せず、杉田長官は危険を犯し石狩河の急流を舟にて濟り、神居古潭の險灘を凌ぎ當村の沿道を視察したり。亦以て洪水の如何に氾濫せる乎を察すべし

杉田長官は歸廳後に於て、更に吏員を遣はし實況を詳かに探知せしめ、罹災者へは其の慘狀を具して之れが救済を政府に訴へ、第二豫備金の支出を要請したり。實に明治三十一年九月八日の洪水や全道に亘り、特に石狩河。空知。夕張。雨龍の諸川は未曾有の洪水にして、古老の傳ふるには七十年前に一回斯かる洪水ありこと云ふ。石狩河本支流は電柱を埋め、橋梁を破潰せしめ、道路を崩し、家屋の流失、人畜の死亡擧げて數ふべからず。

五八 神居村總代人の變遷

(神居村開發の月桂冠を荷ふ人物)

一國以一人興以一人亡とは眞乎に其の隆替の起る原因を道破して餘蘊なしと謂ふべき也。兎に角當に一國のみならず、一村の盛衰と興亡を招徠する原因も亦人物の彬々として輩出する否とにあるは論を俟たず。謂ふ迄もなく一村の興亡如何は種々なる原因の伏在すべきは歟々を要せざるものあれど、一村の命脈を双肩に擔ふ底の人物あるにあらざれば、難局なる殖民的經營の業は一朝にして克くすべからず。故に大小の差異こそあれ、一村以一人興以一人亡と云ふも、敢へて荒誕の言にあらざる也。我が神居村明治廿四年より明治三十四年に至る永山村外一ヶ村戸長時代より、旭川町外三ヶ村戸長時代に至る迄太政官時代の布告に基き、一ヶ村に總代人二名を置きて土木起工や金穀公借やの事に干預せしめ、不完全ながらも町村住民の代表的機關を組織しつゝ、議事上の權限を附與せしめ、戸長行政に於ける制度の下に、村會議員に類似せる極めて薄弱なりし村政上の評決權を賦與したりき。其は概ち二級町村制施行以前に係はる戸長制度の下にありし村民參政の端緒とこそ評すべきなれ。然かも明治廿四年第一期の總代人は秋山清美氏にして、上川農會の首唱者たるが、滿身奉公義勇の人たりしは論なく、第二期は疋田新助氏の總代人たり、同村基本財産の造營に率乎たる根蒂を築き、大河

内三千太郎氏と與に盡瘁せられ、奮迅せられ、既往の開發には主として椽大の筆を揮灑しつゝ、其の功業を論及せり。兎に角神居村殖民初期に於ける明星の燦爛として光芒を眩射しつゝ、あるは贅言を要せず、柴田源平。佐々木定多氏も先輩が畫策せる村治上の遺圖を紹ぎ、敢へて其の遺鉢を墮さざらんことに奔走是れ競ふ。明治三十四年四月第六期の總代人に任命せられし者は誰れぞ、掛場吉右衛門。中川淺次郎の諸彦は即ち是れなりと謂はざるべからず。掛場總代人は明治廿七年石川縣より宇美瑛町に移住したる際は、貸下原野の如き概して濕潤地と泥炭質を含有せしかば、孰れも失望落膽しつゝ、太古の原生林は六分を占め、林樾にして渺茫際涯なき草原の間に處し、毅然として初志を翻さず、憐れ果敢なき三戸を奨勵し振興せしめ、開墾に努めつゝ、初期殖民時代に於ける、尤も拓殖に對して着實眞摯なる態度の卒先家と謂はざるべからず。夙に神居村忠別太基本財産の開發に對し、總代人小泉又三郎氏と與に今日に至る迄始終一貫の方針を渝へず、不毛を墾闢し畑地を興し、阡陌を開き一大疏水を築造せるなど、之を喻へん乎春季種蒔より麥浪青蕪を経て秋穫を擧げし、最後の勝利者としての月桂冠を戴くの人豪たるべし。嘗に忠別太貸下運動のみに狂奔し、貸下許可を得れば我事足れりと爲し、後は野と爲れ山と爲れ、吾不關焉の一次的に線香花火的に炎々として沸騰し爆發するにあらず、幾多の小作人募集をして困厄の淵に陥りしに關せず、總代人小泉又三郎の如き拓銀よりの起債に奔走し、身に風箏を纏ひ美瑛川の實測に従ひ、或は雨笠を頭に戴きつゝ、導水門の開鑿に赴き、田野の間に起臥しつゝ、小作人を鼓舞すること宛然前田正久翁が開墾に従ひたるが如く、案山子然として風餐雨虐の田夫を叱咤して神居組合の拓發に従ふ。或は時の林支廳長に斡旋し、道廳吏員に交渉するなど備に辛酸を嘗め難關と戦ふ、總代人より神居村會議員に推輓せらる、教育に土木に産業に、功勳あること一村の重鎮たるや論を俟たず。斯くして兎に角も着々として秩序的に總代人小泉又三郎氏と協戮し、一致歩調の下に同地整理委員に擧げられ、或は道路開鑿に或は學校建築に、或は自治機關に對して有ゆる紛

骨し、碎身しつゝ、總代人時代より聲望榮譽を一身に荷ひ、毎々村會議員に推輓せらる。今日神居村基本財産が一村の歳出を支辨してさへも餘裕綽然たりしに至りしは、總代人掛場。小泉の二氏を擧げ其の功業偉大なるは、蓋し溢美の言にあらず。既往の顯はれたる公共的精神が澎湃として何となく筆端に横溢し、紙面に躍如として抑ふべからざるもの史實として後叙に存在すれば也。要するに創業時代の總代人は或は他に遷轉し、或は黄泉の客と爲り、貸下稟請にのみ競奔是れ努めたれど、燕風雁雨の久しき二十年の間一難を経る毎に勇氣一倍し來りつゝ、克く目的の彼岸に達せる掛場。小泉の總代人を劈頭とし中川淺次郎。館入榮次郎。上野利藏。土田金作。有澤七次郎。青山平右衛門。山形源八等の總代人諸彦が其の前任の前後こそあれ、一村經營の柱石として同村の爲めに東奔し西走しつゝ、殆んど席暖ならざるに暇あらざるのみか、或は私設神居水利組合に或は雨紛水利組合に、拮据經營し當時動もすれば小作人を募集するも、工夫を募集するも孰れも内地よりの市井無頼の徒多ければ禽放し、獸奔しつゝ土着的の者あらず、何んとなれば他人の原野を開墾せんよりも北海道の淵如として曠野際涯なきが爲め、自家は自家の拂下貸下の土地を耕作するの利益あれば也。さればにや此等の總代人は中川。館入。上野。青山等の諸彦が雨紛水利組合を組織し新旗幟を翻へし、雨紛の灌溉溝開鑿に渾身の勇を奮ひつゝ、雨紛を開發せる建設家也。要するに此の難關に處しつゝ、幾多の小作人は恰も飄茫として水草を追ふが如く、然かも小作人に對しては殆んど制するの道なきこと、恰も劍を揮ふて風を斬るが如く、飄然として捉ふるに由なきを如何せんや。唯だ夫れ堅忍不拔の下、唯だ夫れ辛酸苦楚の下に神居を以て雨紛を以て第二の故郷と爲すのみならず、各の郷關を出づるの時や、上川の地は胡茄悲聲を轟幕裡中に聞くこと恰も蒙古の如く、朔風獵々として氷雪の中に出没し、穹廬の裏に月を眺むる何奴と相同じく、何等の風光の下に落花流水の隱逸を需むるに由なく、従つて桃紅李白の艶を眺むるに由なしと想ひたるに、焉んぞ知らんや寒雪の凜烈なる反對に炎天熱砂の夏時は恰も烘爐中に坐する

積算溫度なりしかば、雨紛米は想ふ様に反當り一石五六斗の生産を博せしめ、春色胎蕩なるに至らんか、名さへも識れぬ鳴禽は嚶々として新緑と青翠の間に飛びつゝ、北日本大陸の風色を漾はし、神居古潭の勝區たる峭壁の懸涯は、大斧切と小斧切とより成り、宛然ナイヤガラの大瀑布が一大白簾を懸けしに酷似しつゝ、萬朶の櫻雲は濫伐せられし殘根の梢に咲き其の艶妍を競ふ、菜花は隴畝に黄金色を漲らしめ、胡瓜。南瓜。牛蒡。豌豆の栽培より唐黍。稻。燕麥。大小豆に至る迄生育せざるはなし兔に角桃紅李白の艶なすと謂へど、此等食用物の蔬菜植物は一度犁鋤を下して之を植えさへせば、紫黄。紅。綠などの草花は咲き匂ふて爛熳たれば、百花園裡に遊樂するの佳趣なくんばならず。北日本大陸の山水紫明の豪興さは、内地の夢想せざる處也。況んや生命の綱とも云ふべき雨紛米の種々たるものあるに於てをや。彼等總代人の總べては忌憚なく謂へば神居村の經營的人物にして、一村の砥柱たり。されば彼等は飽迄顛んでも唯だ起きざるてふ意味の下に、飽迄一村を建設せんとする擁護者たりし也。第二の故郷として神居村の經營者たりし也。米産地としての一夫殖民地を樹立せんとする熱心家たりし也。故に此等の總代人は所謂一國以一人興以一人亡とも云ふべかりし、貢獻的人物と云ふも敢へて溢美の言にあらざらんか。

- 第一期總代人 秋山清美氏 明治廿四年四月より
柴田源平氏 同廿六年三月に至る
- 第二期總代人 大河内三千太郎氏 明治廿六年四月
- 第二期總代人 正田新助氏 同
- 第三期總代人 佐々木定多氏 明治廿八年四月
- 第三期總代人 大河内三千太郎氏 同

- 第四期總代人 大河内三千太郎氏 明治三十年四月
- 同 正田新助氏 同
- 第五期總代人 大河内三千太郎氏 明治三十二年三月
- 同 佐々木定多氏 同三十三年三月
- 第六期總代人 掛場吉右衛門氏 明治三十四年四月
- 第六期總代人 中川淺次郎氏 同
- 神居村總代人調
- | 當選年 | 日 | 住 | 所 | 氏名 |
|-------------|-------------|------------|--------|----|
| 明治三十四年五月五日 | 全卅六年四月三日滿期 | 大字美瑛町五丁目左七 | 掛場吉右衛門 | 氏 |
| 全 三十四年四月七日 | 全 卅五年四月滿期 | 大字雨紛東一、四番地 | 館入榮次郎 | 氏 |
| 全卅五年四月廿二日改選 | 全 卅七年三月 | 基線五號 | 上野利藏 | 氏 |
| 全 卅六年十二月補缺 | 全卅七年二月廿五日辭任 | 大字美瑛町二丁目十三 | 土田金作 | 氏 |
| 全 卅六年四月三日 | 全 卅六年八月退任 | 番外 | 山形源八 | 氏 |
| 全卅七年四月一日補缺 | 全卅七年四月廿八日退任 | 伊ノ澤 | 有澤七次郎 | 氏 |
| 全卅七年四月廿八日改選 | 全卅七年五月廿日退任 | 雨紛東一、四番地 | 館入榮次郎 | 氏 |
| 全卅七年六月六日補缺 | | 美瑛 | 掛場吉右衛門 | 氏 |
| 全卅七年六月六日補缺 | | 雨 | 青山平右衛門 | 氏 |
| 全卅七年七月十四日改選 | | 基線 | 上野利藏 | 氏 |
| 全卅八年七月二日當選 | 全四十年七月二日滿期 | 美瑛 | 小泉又三郎 | 氏 |
| 全四十年七月二日改選 | | 美瑛 | 小泉又三郎 | 氏 |

五九 神樂村總代人の變遷

(神樂村拓發に月桂冠を荷ふ人、附第二の故郷)

旭川町外三ヶ村時代に於て戸長本多親美氏の下に神樂村を統轄せられたる場合は、東西御料地の如き極煙蠻雨を脱せず、未だ草味にして不毛の域を脱せざる時に方りてや、大開黒てふ深林の内に茅廬を構へ霜月皎々と寒天に冴へつゝ、唐黍稷の馬廐より麥莖やガシ皮を以て圍み構へし開墾小屋より輝き照り渡りつゝ、東御料地初期の殖民農家は備さに艱苦を嘗め徹宵だも厭はず、豆莢を把り一家團樂的の下に爐邊を擁し麥粉を製するなど、秋穫物の粗製的あらをろすに忙殺せられつゝ、辛酸なれど一種云ふべからざる此の霜枯れ月の荒屋を洩れ、清影と煌痕の下天然的真成の光風さに其の勞を慰め、最初の總代人大崎三之榮。松浦治平。水野喜代次の如き、行政一部の指導家として鼓吹家として、殖民の土着を勸奨せること幾何ぞ。總代人制度を施行しつゝ、ありし時期なりしを以て、此等初期殖民の總代人の粉骨は容易にあらず、今左に之れが沿革の概畧を叙せんと欲す。勿論東西御料地に於ける發達に伴ふ興起の隆々たる風潮の前後を比較せん乎、西御料地は拓地殖民の進度に於て東御料地に率先したれば、總代人制度を實施せるも亦從つて率先したりと云はざるべからず。武城新十郎氏の如きは西御料地最初の總代人にして、頗る擊劍の道に練熟し武藝に秀でたるのみならず、人物の點に於ても何となく一頭地を抜けるものなしとせず、されど間もなく去り其の行迹を踏晦せるが爲め、世間に顯著ならざるのみ。又總代人時岡觀純氏の如きも僧侶として西御料地に入り、前川周治氏の實兄にして佛道に精はしく、公共事業にも熱誠なりしかと、僅か一ヶ年に充てずして上富良野に移住し開墾に従ふ、同地に居り寺院を樹て再び圓顯緇衣の人と化したつ布教に従ふと云ふ。又總代人大崎三之榮氏は眞摯篤實なる人にして、献身的部落の爲めに奔走しつゝ、ありしと共に、入山知一氏と與に美瑛共有地の

貸下經營に盡したること尠からず、されど同地を轉じて天鹽方面に去りしと云ふ、此等の諸氏は總代人として適切なる人物にして、寧ろ當時は東御料地に比較せば公共的精神に富める移住民の如き、敢へて西御料地は東御料地に優るも劣れるものあるを觀ざりし也。其は第一期旭川町外三ヶ村戸長本多親美氏の時代より第五期戸長仁科養氏の時代に至る迄、乃ち明治廿九年より明治三十三年に到る約五ヶ年間に於ける短期間の變遷たりし總代人歴任の概略を叙せるに過ぎず。乃ち神樂村基本財産の貸下より其の劈頭に奮迅し、松浦治平。水野喜代次の如き東御料地が開發の初期に於て、一葦帶水を隔てたる忠別川の石瀨涓々として月を碎く邊に一葉の扁舟を備へ、津頭喚べば應へんとする渡船場を設けし、神樂岡の丘陵起伏しつゝ、ある處を迂回し、西御料地を経て旭川市區に入るべく難險を濟ふ。以て東御料地の經濟の上に於ける運輸の上に於ける、農産物の收入の上に於ける、不利不便を一掃したるのみならず、東第一校の創立に心血を瀝ぎ、殖民初期の兒童に對して粗笨ながらも文明的教育の恩恵を賦與せるも、松浦。水野の功業と認めずんばあらざる也、大石惣市。坂嘉多次郎なども總代人として東御料地の開發に一臂の力を添へ貢獻少しとせず、兎に角松浦。水野。大崎。大石。坂などの總代諸彦は同地の開發初期に於ける、東御料地の恩人として功勳家として首唱者として隣閭首班に置かざるべからず。固より其の功業や之を兩々相較せん乎、軒輊すべかりしものあらんも、同村の興隆期とも云ふべき稻田を開發し、東土功組織するに又容易ならぬ難關ありしに拘はらず、幾多の紆餘曲折ありしに拘はらず、總代人時代より議員時代に至る迄教育に土功に青年團に、有ゆる建設的靈腕を鼓舞し凛乎として秋霜烈日の如く、鏖鏖として頽齡を厭はず壯者を凌ぐてふ概を以て閭村開發の任に膺られ有ゆる難に處し紛を解き、總代人時代より老軀を提げ恰もグラツトストンの自由黨内閣に雄視し、壯銳年代より古稀時代に至る迄始終一貫しつゝ、あるが如く、大國と一村との差異を固より比較すべからざれど、草々營々として頽齡に至る迄の公共的精神は其の揆を一にせり。幾多の總代人あれど隣

閣首班に畫くべき者は、蓋し同氏を推輓せざるべからず。

神樂村總代人調

- 武城新十郎 滋賀縣 明治廿九年勤務 西御料地第十二號に居住せり
- 時岡觀純 三重縣 明治卅年中勤務 西御料地六號前川周治に同居せり
- 大崎三之榮 福井縣 明治卅年中卅一年頃勤務せり 西御料地第四號に居住しつゝあり
- 松浦治平 香川縣 明治三十年勤務 東御料地二號北一番
- 大石惣市 島根縣 明治卅二年卅三年勤務 東御料地第十五號に居住
- 坂嘉多次郎 三重縣 明治卅一年より卅二年卅三年 西御料地第十一號

前段に略叙せる處は明治三十三年以前の總代人就職に關する概況に過ぎざるが、旭川町外三ヶ村戸長役場の離下を脱して獨立行政區を組織せらるゝや、乃ち戸長松下高道氏の明治三十四年の組合役場に就職せるより、明治四十年戸長仁科喜作氏の時代に至る迄滿七ヶ年の間に於て、神樂村總代人の歴任せる者殆んど十名の多きに達せり。然かも總代人滿二ヶ年を以て改選すべく規定なりしかと、其の間退任辭職せるものありしが爲め、自然的多數の就職者を輩出せしめたるのみならず、衆望を一身に荷ひ、技倆。材腕。器量に於て卓犖にして公共事業に脈々たる熱血を灑ぎし者は、數次の再選を餘義なからしめ、總代人に推薦せられたる者水野喜代次氏の如き、列記の諸彦の如き即ち是也とす。兎に角之を要するに旭川町管轄の下にありし時代は、西御料地より多くの總代人を輩出したる傾向ありしもの、如し。是れ豈一村部落の開發文化が西より漸次東に移り、變遷しつゝある形勢にあらずや。惟ふに松浦治平及水野喜平次等は總代人として、建設家としての重鎮を以て目せらるる諸彦より總べての殖民が、北辰直下樹銅標の意氣込みを以て上川に到來せんと欲して、久しく住み慣れし故山に別かれ、茫々たる大

濤を蹴けて、或は近藤重藏が將來一大港灣を築造すべく唱道せる小樽に、或は幕府直管の經營に成れる函館に上陸し、端なく北海道に於ける文化の綺縵てふ發達に驚嘆駭目しつゝ、上川線鐵道に駕し、神樂村御料地に到來せん乎、旭川市區は未だ何等の進歩もなく、其の櫛比鱗次の繁華を促がさるのみか、貸下經營に係はる東御料地一號地に抵らんと欲するも未だ架橋さへなく、樹林と草原と蘆葦とを以て充たされ、滿目の映ずる處殆んど寒煙荒涼に掩はれざるなきの蠻野たらずんばあらず。されど榛を倒し芒を刈り、漸く辛酸苦楚を嘗めたる結果は、何時しか地味の膏腴にして唐黍。大小豆。燕麥等の栽培は孰れも暢茂して、顆々として豐熟せざるはなし。勿論内地の風色に於ける如く長溝成りて自然に流水の趣きなく、亦固より桃紅李白の艶を欠きつゝありしかど、東御料地を縫ひ、離宮豫定地たりし神樂岡の靈域は超然高舉しつゝ、俗塵を脱し、蜿蜒として十勝國境に連亘せる丘陵は、昔より鶴舞ひ鹿鳴き、麗かなる春の花朧ろなりし秋の月の逸宕風雅より、細波清流の影に鱗尾の澄澗として躍り、桔梗や女郎花や萩などの七種は點綴して星羅の美を飾り、白蕨と紅蓼の基布して野色の天然美に一段の濃艶を畫く風光なしとせず。是れ内地人の夢想せざる處也。況んや長煙一空の下に秋高ふして輪月皎痕を印するの夜、麋鹿群りつゝ、神樂岡に和鳴し、丹頂の白鶴遠く九阜の蒼天より翔翔して離宮御料地に遊來し、其の聲囀曉たる調、悠揚として踴躍するの風景は、何となく昔より神樂岡に其の神韻風流の趣きさを殘しつゝ、あれば、初期殖民の時代には明治廿七年中に於て、既に此の風景獸と風景鳥を瞥見せる者さへありし程なるが爲めのみならず、神樂岡のイタヤ。カイテ。檜等の混濔樹林は重疊として十勝の境に連り。餘嵐延いて東御料地の丘畔こそ秋高ふして荒原茫渺の際涯なき折柄、殖民初期時代の牧馬は鬣を振ふて嘶く光景さよ、到底内地人の夢想する處にあらざる也。況んや此等の混濔樹林は霜葉錦を織り染め、春の花よりも夏の涼味よりも一層の風美にして、恰もスコットランドのブナ樹林の紅葉を見るが如きに於てをや。亦況んや神樂岡の丘畔に詩人の所謂林間焚き紅葉煖酒と

も風情さは、到底内地人の夢想する處にあらざるに於てをや。其は初期殖民に於て聞くよりも想ひしよりも疑ふよりも、上川は本道第一の寒風の酷烈さはあれど、第二の故郷として樂園とするを自覺したり。否な浮草や今日は向ふの岸に咲くが如く、變遷轉する水草を追ふの思想は此の天然的なる風景に因り何となく消滅したり、されど我が殖民は歐洲列強の殖民の如く強固の思想を欠き、土着心に乏しきは論を俟たず、何人とも其の故郷を愛せざはなし、久しく呱呱の聲を聞けし故郷の山水を仰ぎ、之れに戀々たらざるはなし。乞ふ看よ阿部仲磨の如き唐朝の恩寵を蒙り、詩人として歸化人として其の官位さへ授與せられしかど、ふりさけ見ればかすかなる三笠の山に出でし月かもの詠懐一首の和歌は、其の故郷を想ひ三笠の山水紫明なるに戀々し、一度日本に歸朝し錦衣郷に歸へらんとする思想と情念は炎々として抑ふべからざるのみか、歌藻詩腸は端なく油然として湧き出で、遙に天の一方を望む千古万古の逸乎さは亘り、今猶ほ名歌として人口に膾炙するにあらざるや。詩人バイロンの如きさへも、久しく土耳其の鐵騎に蹂躙せられ弦月の旗の下に屈し、亞刺比亞の突厥種族の爲に征伏せられたる歐洲列強の祖國とも謂ふべかりし希臘國が、獨立戦に蹶然として筆を擲ち、一劍を提げて血戰奮闘したるにあらざるや。故郷と祖國の念に強きは、何人さへも情的の然らしむる處也、況んや神樂村東御料地の殖民に於てをや。故に殖民の土着心を涵養すべく方略は、拓地殖民の上に於て彼等總代人が管鍵とする處也。然るに東御料地は風景の明媚さに加へて林檎樹は顆々として紅丸を綴り、葡萄や南瓜などの蔓は縦横にも棚に蔓行しつゝ紫黑色を漂はせ、黄色を漲らしつゝ總べての常食用蔬菜は内地のそれと異らず、況んや黄波万頃の田疇さへ興さしめ、益々東御料地殖民の土着心を鼓舞したるに於てをや。絶世の偉人たる西郷南洲さへも、豪圖一跌して倒れんとするや、我劍既碎我馬僵、秋風埋骨故郷山と絶叫し、高歌しつゝ悠揚追らす念一點故郷のみ愛着し熱慕しつゝ逝けるにあらざるや。然かも人性は一直線に故郷を愛慕するの念は古今滄はることなし、今此東御料地の殖民地をして第二の故

郷たらしめ、牢乎たる基礎を築きしは此等總代人水野喜平次。高木徳藏。伊藤象造等の貢献と盡瘁とは之を指導し、之を慰撫したる公共的精神にあり。總代人水野喜代次氏は總代人より議員に推輓せられ、議員安藝兵藏氏の首唱を賛襄し東土功組合の稻田を開墾し、阡陌を興したるが安藝兵藏は奮然として灌漑溝の開鑿に従ひ、畑作本位者の言倒したるに拘はらず冷評したるに拘はらず、有ゆる百方妨害を逞ふし超梁跋扈しつゝ横暴を逞ふしたるに拘はらず、凜乎たる忠誠義烈は日星のそのの如く水田本位主義を鼓吹し振興し、灌漑溝の開鑿に奮迅し拮据しつゝ、令聞逝けると共に孩兒を脊負へながら東土功組合の灌漑溝に従ひ、隴畝の間に起臥し風簑雨笠を荷へつゝ其の開鑿に従ふ。令聞逝き孩兒を負ふて奮然田圃の間に奔走し、草鞋の儘毀譽褒貶に關せず血淚滂沱の間より悲哀の裡より、此の闔村開發の灌漑溝に營々たりしは、宛然梅田雲濱の、妻臥病床兒叫飢の一詩を讀むの感慨淋漓たるものなくんばあらざる也。總代人として議員としての水野喜代次氏と、議員としての安藝兵藏氏とは前後の差異ころあれ、東御料地の稻田開發の率先家たりし也。

明治三十四年以降神樂村總代人調

當選	年	月	日	住	所	氏名
三十四年四月廿日改選	三十六年四月二日滿期			東御料地十五號北三番	竹原善平	
三十三年三月	三十五年三月滿期			御料地六號西三番	前川周治	
卅五年四月廿一日改選	三十七年三月			御料地十七號西六番	白井三代吉	
三十六年四月二日改選	卅八年五月廿二日辭任			東御料地一號南三番	水野喜代次	
卅六年四月廿九日補缺				御料地十二號西六番地	坂治三郎	
卅七年四月廿七日改選	同年八月五日辭任			大字邊別廿九番地	石原槌次郎	
卅七年八月廿五日補缺				西御料地六號西區畫外地	宇山勘助	

殖民發達篇

四十一年七月十五日改選

四十年六月滿期

四十年六月十七日改選

御料地二號西一番地

伊藤 象造

第十二號北一

高木 徳藏

東御料地一號南三

水野 喜代治

財政一斑

六〇 明治三十二年度村歳入歳出

宋朝に於ける詩人として政治家としての王安石は、支那古代よりの周公の遺法に對して端なく一新機軸を出たすの税法財源を發見し、所謂荆公の青苗新法輒ち是也。以て支那宋朝に於ける南北の背反を招徠せしめ、司馬公の守舊黨と軋轢紛訂せしめ、新法を辯難攻撃するもの續出したりと雖も、古代支那の租庸調なる舊法以外に新法を案出し、宋朝神宗時代の内憂外患を一掃せしめ、更らに切言せば外に邊金の蠶食を禦き、内には財政難を濟ひたり也。然らば王安石の青苗法とは何ぞや、春期種蒔の際に農家に對して政府より資金を貸與し、秋穫の時期に及んで利率を附して之を還附せしむる新法と做す。今日に於て之を謂へば農工銀行的の新法組織たりし也。然るに彼れ王安石は腐儒輩の群議を招き、囂々喧々たりしと謂へど宋朝の財政難を濟ひ、幾多の税法を制定して國家的收斂を多からしめたる者幾何ぞ、斯の如くして彼れ王安石は絶唱して曰く、以天下之財。備天下之資。以天下之富。備天下之費。と彼の炯眼卓抜にして財政の上に一隻眼を具ふること斯の如し。一國の財政を變理するもの固より論を俟たざるのみか、一村の財政變理に膺るものも或る法令の制限以外に於て苟も村稅收入の餘裕と、民力に於て富力に於て生産力に於て有利にして裨益ある便法ありとせん乎、出來得る限りは其の疎腕得能を發揮すべく、殖民農業の經濟を鹽梅すべきは最早や贅言を要せざるものあらんか。試

みに眼光を恢大にして神樂村の歳入出の膨脹如何を看よ。明治三十二年度神樂村歳入出豫算第一款雜收入の部に於て豫算額は百五十八圓なれど、決算は三百九十三圓七十一錢に騰逸しつゝ要するに二百三十五圓七十一錢の増額を生じたり。則ち神樂西第一校舎の建築や未だ竣工せざるか爲め、本年度内に於て開校の機運に達せずして授業料の減額を發したるに販せさんばあらざる也。されど超過に至りし重なる原因は、神樂西第一及び東第一第二に於ける校舎建築としての補助に就て、御料局より參百圓の援護的補助金ありしに因り、俄かに雜收入増加せる所以ならずんはあらず。是れ教育費の資金なるが、當時の總て歳出の重要なりしもの、何んぞなく教育の事業のみに偏倚せざるを得ざる状態にて、是れ以外に第二款國庫補助金二百七十圓を豫算に計上したるか如き、是れ亦教育費補助に外ならざりしかと、六拾三圓の減額を招き自然に其の補填を行はざるべからざるものありしか如き、豫算の申請額を下附せざるに基く。斯く一面に於て豫算額より減少して決算額二百七十圓に達せざるか爲め、寄附金及び戸別割に依りて其の缺陷を補填せざるべからず。然らば寄附金は如何なりしやと云ふに、豫算額は千百十六圓七錢の大計畫にてありしも、神樂東第一校及び西第一校の建築寄附金は收入の殆んど罕れにして、端なく七百七十一圓六十七錢の大缺陷を暴露したりし也。是に於てか決算は纔かに三百四十四圓四十錢の歳入せるに過ぎざりしは、頗る遺憾なりしと謂はざるべからず。教育費の歳入は殆んど寄附金を以て之を糊塗せるやの財政難は、旭川町戸長時代よりの慣用手段とも見るべくして、其の窮策と困厄とは亦察するに難しとせず。斯かる學校新築に對する經營費が極めて收斂の薄かりしは東第一校及び西第一校の落成竣工に關して一大蹉跌を與へしものあらんと想ふ。戸別割に就ては幾分か豫算額千三百四十一圓四十錢より増收ありしもの、其の超過參拾五圓貳十七錢に及ぶ、是れ即ち當年度に於て殖民の滔々として移入せるもの頗る簇生し雲來しつゝ、多數に赴きし結果なりと謂はざるべからず。然れども神樂村歳入の上より之を洞破せば、建築費の寄附金が七百七十一圓てふ

大鉅額に對する缺陷に就ては、洵に三十五圓強の増收ありしとて九牛の一毛とも謂はんか、抑も蒼海の一滴とも謂はんか。戸別割の收入決算は此の如くして豫算額よりも超躰して、一千三百七十六圓六十七錢の増收ありしを觀たるは、此の歳入に對して豫期の收入を擧げ得ざるの厄局に臨み、獨り戸別割のみに於ては幾分なりとも、より以上の増收ありしか如き、若くは御料局よりの三百圓の補助ありしか如きは、稍々以て愁眉を開くを得たりしと謂はんか。

歳出經常部に於て之を評言せば、第一款會議費の如き豫算金十四圓五十錢なりしと雖も、就中總代人會議の開かる、こと瀕々たりしを以て、辨當料の支出を増加せしめたるものあれど、其の他は部外の出張少かりしか爲め旅費を減じ、雇人及び消耗費など省節せるもの頗る多かりし事とて、決算は八圓二十錢の行き止まりを告げ、豫算より六圓三十八錢の剩餘ありしを觀る。教育費の豫算八百九十五圓四錢にして、其の決算額は五百三十三圓四十六錢八厘に過ぎざるが、兎に角三百六十一圓五十七錢の剩餘を告げたるが如きは、剩餘金と云ふもの、其の然る所以は西第一尋常小學校々々舎建築の竟に功を竣へざりしが爲め、年度内開校の機運を看ること能はざりしを以て、殆んど當該校の歳出なかりしに飯因せざるべからず。是れ一面歳入の部に於て教育費の寄附金は動もすれば拂底に垂んとして、最大鉅額の欠乏を告げたる影響として校舎の竣工も豫期の如く落成せざるにやありしならんかと思ふ。是れ豈一村の教育行政上に於ける發展には、定めし阻喪を與ふることを、慊して慨すべきの至りにあらずや。衛生費に於ける豫算は三十六圓六十八錢を計上せしも、決算額僅かに八圓六十六錢七厘に過ぎず、是れ即ち種痘費を節減したるにありしと、傳染病患者の發生なかりしか爲め端なくも金廿八圓一錢の剩餘を呈するに至りしなり。又初めて村醫を創置せるを以て豫算金二百四十圓を設けつゝ、ありしも、給料額に就き何等の差引増減を認めず、豫算も決算も同一の支出なりしを見るを以てなればなり。村費取扱費に至りては豫算廿五圓六十七錢に比較し、七十五圓五十五錢六厘の超過

を招き、決算額一百一圓二十二錢六厘に達しぬ。何んとなれば村税の滞納するもの續出し、從つて吏員の出張と派遣とは殆んど席暖なるに暇あらずして、派遣又派遣の餘義なくせられ、多大の旅費を支拂へしものあればなり。基本財産に關しては美瑛共有地の經營も何等の貸附なかりしと共に、殆んど管理費を要せざる結果よりして村費取扱費に流用す。則ち決算は三十一圓六十六錢七厘なりしに對して、豫算額五十九圓ありしかば廿七圓三十三錢三厘の剩餘を告げんとす。基本財産の經營や之を等閑に一日も忽諸に附すべからざるに關せず、共有地の貸附なかりしか如きは殖民創業日尙は淺くして、草莽の暢茂慾まゝに蔓衍しつゝ、老樹槎枒の伐採するの容易ならずして開墾に困難なりし爲めか、抑も三十二年時代は殖民の到來し、もの星辰の寥々たるものありしかば、自家の貸附地さへも開拓未だ其の緒に着かざるを以て、進んで共有地を拓き之に犁鋤を投せんとするもの極めて罕れなりしが爲めなるか、何ぞうれ美瑛河畔共有地の荒涼自然の儘に滿目を掩ふの甚たじきや。臨時部教育費一千六百七十七圓五十錢の豫算にして、然かも決算額は一千三百六十八圓三十八錢四厘に達せると共に、三百九圓十一錢六厘を減少したり。是れ則ち學校新營の工事に就きては競争入札に附せるの結果として豫定價格よりも低廉なる落札ありしに因らすんはあらず。當時は一も學校新築二にも教育費を唱へて絶叫し、村費に於ける歳入歳出の總べては之れか爲めに吞吐せられんとす。概括的に之を評論せんか三十二年度神樂村の歳入豫算は二千九百四十八圓四十七錢にして、決算は二千三百八十四圓七十八錢なるが、然らば歳出は如何なる結果を呈しあらんかと云ふに、豫算は二千九百四十八圓四十七錢にして決算は二千二百九十一圓六十一錢二厘なりしかば、差引減額六百五十六圓八十五錢八厘の剩餘を見る。而かも此の過大なる剩餘金は西第一校の落成せしめて、經常部の支出なかりし所以と併せて臨時部に於て校舎築造に就き競争入札によりたる教育費の殘剩ありしか爲めのみ。否らすんば寄附金の儲出あらざること前叙の如くんば、到底歳入と歳出との權衡を得ざるものあらんとす。

明治三十二年度神樂村收入支出決算書別冊の通り承認す

右決議候也

明治三十四年四月 日

上川郡旭川町二ヶ村戸長 仁科 養
神樂村総代人 竹原善平
同 上 前川周次

六一 村歳人の財源 (旭川村外三ヶ村戸長時代)

(地所割及び戸別割の一斑)

殖民創業の時代に於て闔村の財源は何ぞ、謂ふ迄もなく未開の原野を拓發し、千酸万難を経て赤手空舉に由り獲たる畑耕作の富源あるのみ。天賦の與ふる地の遺利を拾ふ開拓家の財産收入あるのみ。されば地所割及戸別割は殆んど隨一の財源たりし也。何等内地の如く祖先よりの財源餘潤なく神居村の明治三十一年度に於ける戸別割は、六百九圓六十錢の收斂に達し、其の納稅義務を負擔する者二百八十六人なりしも、地所割の賦課に至りては未だ其の施行を觀ざるものありしと雖も、戸別割は三十二年度に及んで八百六圓四錢に赴き、其の負擔義務者は之れと共に三百人の多きに到達したりき。是れ一面に於て殖民事業の隆運を示めすべき反影たるものにあらずや。而して明治三十三年度に至つては納稅者三百人にして依然變更なしと雖も、其の稅額實に八百廿九圓二十六錢の收入を擧ぐるに達したりき。若し夫れ神樂村に於ては三十一年度には九百十二圓四十三錢、納稅員三百八十三人を計上したるか如き、神居村の同年度に於けるるれに比較して村稅の優逸は遙かに之れに凌駕し、其の蔚興の機運は既に此の年に於て標榜しつゝあるを想察すべき也。左れと神樂村に於ては三十一年より三十三年

に至る期間に就き神居の如き地所割の賦課を缺きしも、三十二年度に於ては納稅者四百六十一人にして、其の稅額一千四百二十三圓六十一錢二厘を計上したるが如き、三十三年度に於ては納稅者六百七十三人、其の稅額二千二百十九圓十二錢を計上したるが如き、單に戸別割の賦課にてさへも神居村は既に一籌を輸せられし状態にあらずや。是れ乃ち旭川鐵道開通の影響と做す。其の納稅者たる移住民の増殖も神居村のそれに比較して、澎湃として開村殖民に於て日猶ほ淺きに拘はらず、偉大なる膨脹の勢力ありしを觀るべくして、それ丈け納稅の收斂に於けるも、より以上の負擔あるべきは勿論なりと謂はざるべからず。されば當時は旭川勃興の時代なれば、農家の經濟的收入も鴻大なる有利なりしが爲め、戸別割の負擔の如きも左程敢て誅求の收斂にあらざるべきならんと想見せずんばあらず。

六一 順風に帆を駕せる趨勢

(明治三十一年より全三十三年迄の村稅)

殖民開發の風潮が益々順風に帆を駕する趨勢なりとせば、從て行政上諸種の機關を齊整せざるべからず、第一期戸長時代以前の村稅は未だ獨立組織せざる旭川戸長の管轄に屬したる村稅ならずんばあらずる也。當時は殖民拓發の事も稍々其の面目を施し、戸別割を賦課せらるゝ人員三十一年度に於ては神居村六百九圓六十錢に及ぶ。三十二年度に至りては愈々累加し、人員三百人其の稅額八百六圓四錢より三十三年度に於ては人員相齊しきも、新に地所割を賦課せられ其の人員三百五十人、稅額五百五十二圓八十四錢、戸別割は順に増稅して八百二十九圓二十六錢に及ぶ。是れ豈學校創立の爲め教育費の増加を招き、一村財政の上に於て尠からざる膨脹を生じ、戸別割の外に土地稅を收斂すべく已むなきに至りたるにあらずや。又神樂村に至りては三拾一年度戸別割納稅者三百八拾三人其の稅額九百拾二圓四拾三錢、三拾二年度には人員四百六拾一人其の稅額一千四百二拾三圓六拾一錢

二厘の増額と爲り、三拾三年度には頓んど一躍して三拾一年に倍加し、人員六百七拾三人なりしに至ると同時に、二千二百拾九圓二拾錢の鉅額に達したるに及ぶ。其の人員の増加と云ひ、其の税額の増加と云ひ、殆んど神居村に軼駕するの姿勢に至らんとす。實に神樂村の長足なる進歩發展は纔か此の三ヶ年間に於て意外なる程度に至り、殆んど其の殖民を蕃衍しつゝある事態は、何となく人をして驚嘆せしめ、後へに噎着せしむるの感慨なくんばあるべからず。

六三 神居村税收入の趨勢

龍驤虎踞の勢ありし旭川發展の下に統轄せられたる神居村及神樂村は、恰も參天の大銀杏樹の下に發芽せる幼樹の如く、其の氣滯も兎も肥料さへも概して吸飲せられ、村税の如きも割合に全町の發展に資したるもの尠からず、何となく獨立せざる以前は村税も苛税重斂の傾きさへあり、明治三十三年度に於ける神居村の村税收入の如き、戸別割は總額二百八十圓にして、之れが個數六百六十七個五分之れが人員三百一人なるが、更に之を細密に區分せば一等十五人にして個數九十、一人當二圓五十二錢合計三十七圓八十錢を賦課したり。二等十九人にして個數九十五、一人當二圓十錢合計三十九圓九十錢を賦課したり。三等二十五人個數百、一人當一圓六十八錢にして合計四十二圓を賦課したるを觀るべき也。然かも全帯の内容に至りては左表の如くなるを以て今一々之を贅言するを避け、就中最も賦課人員の多數なるものは七等百二十一、人當十二錢にして合計額五十圓八十二錢なりと謂はざるべからず。之に亞けるは四等三十七人百一十一、一人當一圓二十六錢にして四十六圓六十二錢にありて認識せすんばあらず。此等は三十三年第一期賦課額の梗概を叙したるに留めしと雖も、其の大觀より之を評せば一等及び二等の如き僅かに三十三人に過ぎず。乃ち一等人名は佐々田與七郎。青山平右衛門。館入榮次郎。唐嶋外次郎等の十四名にして、別記の如しと雖も二等級に至りて

は坂本徳藏。上樂鶴次郎。佐藤寅松。稻澤作右衛門等の十九名にして、比較的中農の財産家たるは論を俟たず。然かも當時比較的財産家と駢稱せられたる一人當りの戸別割第一期分二圓五十二錢、二等は二圓十錢の賦課にして、之を三期の年額に徴收するも、蓋し殖民創業の民力に相應せざる苛税重斂なる負擔なりしと謂ふべきか。更に一面地所割に比較して兩々相對照せんか、一戸に付宅地一個當金十五錢、畑地一反歩に付金五錢九厘なりし賦課標準率に之を徴するも、亦敢て其の權衡を失したるを觀ず。當年度に於ける地所割總豫算額五百五十二圓八十四錢にして、其の内譯宅地は二百五個割金三十圓七十五錢の少額なれど、畑地は八百九十四町四反歩、之れが割高金額五百二十七圓六十九錢六厘の賦課額なるが如しと雖も、殖民經營の最中にして教育費の如き。建築費の如き水路開鑿の如き幾多の支途を要すべき時局に際し、發展進歩の形勢より之を洞察するも尤も歳出を消糜すべく、發達時代に於ては敢て偏重なる負擔にあらざるは勿論畑地耕土の全面積八百九十四町四反歩に對するに就き、其の生産力に應ずる點に於ても、假令當時は物價の低廉にして農家經濟の收入は鮮少なりしかば殆んど民力に相應せざる賦課徵稅ならすんばあらず也。亦一面前段に於て略叙したるが如く、土地所有權は漸次移動し去りつゝ中農以下の耕土は、殆んど大地主豪商の手裏に飯せんとしたる状態ありしに鑑み、否な飯せんかを虞れしが爲め寧ろ減稅縮少の方針を採るを以て、殖民を招徠する唯一手段ならんかと揣摩せざるを得ず。されど當時三拾三年頃は鐵道も縱横に通せんとし、師團の不基さへも漸く樹立せんとしたる發達時代なりしかば、農産物の收入は未だ米作に於て農家經濟を左右せしむる程の進運に達せざるものあれど、畑作農産物の輸出に對しては販路は恢大せられ、收益利金の潤澤を増さんと欲する機運の蔚勃たるものあれば、創業建設的の經營に忙殺せられ、民力相應の負擔額にあらざるのみか、寧ろ餘りの誅求收斂にあらざりしやを疑ふものなきにあらず

殖民發達篇

計 拾 五 名

神居村々費地割元

一地所割總豫算高五百五拾二圓八拾四錢

内

一金三拾圓七拾五錢

一金五百二拾七圓六拾九錢六厘

計金五百二拾七圓六拾九錢六厘

内五圓六拾錢六厘

決 議 高

宅地二百五個割一個金拾五錢

畑地八百九拾四町四反歩ノ割

一反歩ニ付金五錢九厘

畑 地 乘 算 過

六四 明治三十三年度戸別割調査會

西御料地總代人利根川伊太郎宅を會場と内定し、漸く殖民經營の萌芽を發せる西御料地に村稅收入の團樂的會議を催したり。組長坂口彦右衛門及び調査員種市喜市の諸氏等約廿一名相聚合して、兎にも角にも一種の協議會を開會したり。其議する所何事ぞ、明治三十三年度戸別割調査に關する問題にして之れが緊急なる村費賦課の問題たりし也。時に明治三十三年四月十日にして其の決定の結果は、明治三十三年度戸別割の賦課等級にありとす。其の賦課法の區別に就き大体を叙せんに全額の六分を戸別割に賦課し、四分をば御料局の開墾反別に賦課すること及一面に於ては邊別停車場大倉組の石原穂次郎を一等と認定したるが如き、其他和田兩吉。堅木某を二等と認定したるが如き、久保惣太郎を三等と認定したるが如き、賦課等級額を決定せるにありて、議事中的重要なる問題たらすんばならず。而して一等級とは美瑛農區内に於て金額を納付するに就き、最大を出すべきものたる事を確定して財

産の豊富なる者を一等格と爲し、其の標準を確然たらしめたるが如き、若くは殖民地に於ける總べての寄留人に對しては戸別割の半額を賦課せんと劃定したるが如き、其の重なる議定事項たりし也。當時の會議に預かりし諸氏を擧ぐれば左記の如しとなり。

殖民發達篇

一	二	三	四	同	同	八	九	十	十	十二	十四	十六	十七
調	調	調	調	同	同	調	調	調	調	調	調	調	調
一	二	三	四	同	同	八	九	十	十	十二	十四	十六	十七
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組
長	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

坂	種	谷	大	伊	神	尾	長	中	白	落	武	高	澁	垣	和	上
口	市	城	城	藤	山	上	瀨	西	井	合	藤	野	谷	見	田	西
彦	喜	武	武	金	音	澤	彌	直	三	房	八	善	良	周	多	春
右	市	吉	吉	太	五	藏	治	治	代	五	百	治	助	造	吉	吉
衛	藏	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎
門	藏	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

調	員
同	員
調	員
神樂村惣代人	

内田仲四郎
大野勝藏
柳澤竹治郎
利根川伊太郎

第三、基本財産造營編

(イ) 神居村字忠別太の基本財産

神居村に於ける唯一の財源とも目すべき字忠別太の基本財産は、今日に於てこそ田畑の耕作地に成墾し、多大の収入を擧げつゝ、あれ否な闡村の寶庫たるべく管鍵を握りつゝある也。其の史的因縁を辿れば之れが起源は實に明治廿七年初めて永山村外一ヶ村本田親美氏時代に於て貸附許可を得たるに動機せずんばならず。基本財産たる土地の面積は五拾三万坪の尨然たる廣濶を占めつゝありしも、其の初めは勿論廣漠たる蒼茫の原野にして、開拓の功果遅々として進歩の蔗境に達せず、漸次土地の開墾を爲すべく企畫を樹て、一定の鐵下年限を設けて村人の希望者に小作契約を締結しつゝ、之を貸附して其の開墾に着手せしめぬ去ればにや、其の結果として年々歳々幾分かの拓墾開闢てふ功程を奏せしかば、明治三十三年に於ては廿四万九拾坪（八拾町三畝歩）の附與を得て其の所有權の確保に一步を進め、蓋し之を第一回の附與と做す。未開地處分法の恩賞に預かるを得たりし也。明治三十三年三月拾三日園田北海道廳長官より無償附與の指令を受けたること左の如し。

- | | |
|---|------------|
| 北海道廳指令第八六四號 | |
| 北海道石狩國上川郡神居村 | 總代人 中川淺次郎 |
| 北海道石狩國上川郡神居村 | 總代人 掛場吉右衛門 |
| 北海道石狩國上川郡旭川町外二箇村戸長 | 管理者 仁科養 |
| 明治三十三年七月九日願石狩國上川郡神居村字忠別太ニ於テ畑甲四拾一町三反一畝二歩同乙三拾七町八反二拾五歩同丙九反二拾九歩明治三十三年法律第二拾六號北海道國有未開地處分法第三條ニ | |
| 基本財産造營篇 | 二六三 |

基本財産造營篇

依リ無償付與ノ件許可ス

但シ明治二十七年拾二月四日貸付許可ノ内

明治三十三年拾二月四日

北海道廳長官 男爵 園田 安賢 印

左れど明治三十三年時代に於ては尙ほ未成墾に屬すべき渺漠たる原野は實に二拾餘万坪を占有しつゝ、殆んど曠望際涯なきの剩餘地を奄有したりき。然かも未成墾土地のうれば大概沮洳たるの濕潤を含み一種の草原と叢澤たるやの觀ありて一大長脈の水路溝を劃し、渠道を開墾するにあらずんば豫想的の耕土を得ること頗る難中の難たるの状態ならずんばならず。従つて此の曠原たる五拾三万坪の内二拾餘万坪に對して、縦横線の如く脈の如きの大長水溝を開墾すべき費金尠少にあざれば、其の投資難に容易ならざる事態とて、何となく九鼎大呂の重きあれば、神居村民の到底負擔に堪へざる處なりしが爲め、左りとて他に好箇の財源なきを以て三拾三年附與せられたる所有地の一局部を割き、凡そ廿町歩を競賣に附し其の代價一反歩に拾五圓とすれば、三千圓の鉅額を得べきを以て之を排水溝の開墾や、及び開墾に於ける拓殖費の補助に充て水利を擧げ水田を拓き、成功するに就ては其の幾分を運轉せんと欲するの鴻謀畫圖に就き、前旭川町外二ヶ村戸長仁科養氏が慷慨淋漓として、脈々たる熱血を灑ぎて之を描寫しつゝ、當村第一期戸長松下高道氏に與ふる一片行政上の管見にあらずや。左れど松下戸長時代に及んで其の意見の施行せられずして畫餅に歸したるのみか、他に資金の道を圖らんとして拓殖銀行に貸借せんも、擔保を備へざるが爲め止むなく一頓挫を呈したりき。然かも共有地基本財産の管理委員たりし掛場吉右衛門氏が、明治三十三年度同共有地に於ける畑貸地料取書を読みせん乎、金二百六拾五圓九拾三錢九厘の總額にして其の内譯二百四拾六圓八拾錢九厘は之れが収入額たりしも十九圓十三錢は之れが未納額たりしにあらずや。是れ輒ち忠別太の基本財産たる共有地より既成畑耕作に於て、優に二百六拾五圓強の収入を擧げ園村の財源と爲り、委員掛場吉右衛門氏より戸長松下高

道氏に與へたる貸地料報告の一節たりし也。翻つて明治三十五年度に於ける掛場管理委員の報告に據らんか、全年度の畑貸地料二百四十六圓八拾錢九厘の收額を擧げつゝあるにあらずや。次の如く三拾四年以來第一回の附與を得たる既成開墾地よりは、着々其の収入を村帑に藏めつゝあるも、一局部に於ける二拾餘万坪に對しては、未だ開墾せられずして拓發其の功を奏せざりしも、銳意開拓着手の結果は沮洳たる草澤を變じて耕作畑に既成するを得しかば、同坪の内部分的の不用處分を受くるに達しぬ。去れば其の後明治三十三年五月廿一日に於ては、畑地廿一町歩を賣却して二千二百廿五圓の收歛を得しかば、之を轉換して開墾資金に充當せんことを計畫したり。されば明治三十三年五月長松下高道氏が、神居村基本財産の内畑二拾一町歩を賣却し、其の資金を開墾費に充て以て將來の長計を樹て、基本財産の根蒂を鞏固にせんと欲し、同年四月拾日之れが土地賣却に關する認可伺と、併せて其の指令書を左に拔萃しつゝ當時の村是に關する趨勢を窺ふに供ふ。

甲第三五〇號

神居村基本財産土地賣却ニ付認可伺ノ件

石狩國上川郡神居村字忠別太畑目的

一地積五拾三万三千五百坪

總地積

但シ明治廿七年拾二月四日許可

内部分付與地

一畑反別八拾町二畝拾六歩

成功地

但シ明治三十三年七月九日付與

此内

畑反別二拾一町一反四歩

(今回賣却地別紙圖面ノ通り)

基本財産造營篇

基本財産造營篇

殘反別五十八町九反二畝二十二歩

右地積神居村基本財産トシテ明治廿七年三月四日付貸付ノ許可ヲ得漸々成功ヲ遂ケ明治三十三年七月九日付前記反別八十町二十六歩部分付與ノ許可ヲ得耕作致シ來リ候處去ル三十年以來地質相變シ作物生育ニ非常ノ障害ヲ來シ隨テ收穫毫モ無之甚シキ損耗ヲ被ルニ至リタリ尤モ貸付地全部ト云フニアラサルモ過半畑地ニ適セルモノト認ム。是レ畢竟地質濕潤ナルト貸付前監獄囚ヲシテ三四年間試作セシメタルニ基因シ肥料欠乏土地疲瘠シタルモノ、如シ。貸付後兩三年農作者開墾ニ從事スト雖モ作物豊カナラサル因リ漸次退去スルノ不幸ニ立至リ此ノ儘差置クトキハ最早ヤ成功年期ニ關スルノミナラス荒蕪ニ復スルハ疑ハサルナリ。就テハ地積ノ全部成功及ヒ粗惡地質ノ回復ヲ計ラレカ爲メ總代人有志者ハ反覆講究シ、農事ニ經驗アル者其ノ他學士等ノ説ヲ聽キ且ツ又全村字雨紛ノ水田ニ徵シ、水田作成ヲ計畫シ灌溉溝ヲ設置シ水利ヲ得ルニ至レハ總地積適良ノ水田トナルハ明瞭ナリ。依テ客年灌溉溝水路實測ヲ試ミタルモ該經費ニ堪ヘス停止スルノ已ムヲ得サルニ出テタリ。然ルニ本年ニ於テハ彌々年期切迫シ差置キ難キ場合ト雖モ如何セン本村ノ微力ナル數千圓ヲ投セサレハ工事成ラス如何トモ善後ノ策ナシ。一ツハ土地ヲ擔保トシ公借ヲ以テ經費ヲ充補セント種々企圖スト雖モ貸借見込ミナキノミナラス。利子償還ニ充ル地料サヘ得難シ、貸附出願ノ主意ニ反スト雖モ前陳ノ通り土地ニ意外ノ變動ヲ醸シ、現今ノ狀勢ニ於テハ成功ノ目的無之ニ付明治廿九年七月道廳訓令第三十九號區町村基本財産管理規程第九條ニ依リ損害相償ハサル場合ト認メ萬止ヲ得ス、前記朱書反別二十一町一反四歩ヲ限リ賣却致シ其ノ金額ヲ以テ本村將來ノ長計ヲ樹ント欲ス。別紙灌溉溝工事設計概算書圖面及總代人評決書相添ヘ管理規程第十七條ニ依リ相伺候條此段何分ノ御指令相仰キ候也

明治三十五年四月十日

神樂外一ヶ村戸長 松下 高 道

上川支廳長 加藤 寬 六 郎 殿

上川支廳指令第三〇二號

神樂外一ヶ村戸長 役 場

明治三十五年五月十八日甲第三五〇號申請神居村字忠別太共有地ノ内二十一町一反〇〇四歩賣却ノ件認可ス

明治三十五年廿一日

上川支廳長 加藤 寬 六 郎 印

前叙の如しと雖も二十餘万坪の危然たる大地積を開拓せんこと容易にあらざるのみか、拓殖資金尙ほ未だ足らずして缺陷ありしが爲め、其の補填の策を講せんとして明治三十九年に及んで、拓殖銀行より三千二百圓を貸借して之れが開拓資金の缺を補へ、漸く開墾事業に就て前途一導の光明を添へ、其の基本財産に關する村財政的難問題を瀾縫するの機運に嚮ふ。然かも其の間明治三十六年に於て水路の開鑿を畫せんが爲め、如上の通り廿一町歩の賣却地金二千二百廿五圓を以て其の資金に充つる等幾多の企業を圖りしかば、明治三拾七年に及びては意外なる水禍災變に遇ふ。去れば其の悲境と難關に遇へ折角多大なる勞苦辛酸と、多大なる巨額村費を投入したる共有地の命脈とも云ふべき既成一大水路溝も、處々亡潰せのみならず既成の畑作地に被害を與へたること、蓋し鮮少にあらざりしかば全年は黃波万頃を漲らし、穰々たるの農作ありしかば纔かに其の愁眉を開くを得たりき。而して基本財産造營に熱血を揮灑せる村民及び篤志家の向上的精神は、凜乎として抜くべからざるものと與に一段の昂奮を發揮しつゝ、明治三拾八年に及んで之れが水路溝の破壊も復舊工事に因りて、再び元の面目を維持し蘇生するを得たりき。此の一大頓挫は寧ろ進路の昂奮的動機と爲り、再び三千二百圓の資金を拓殖銀行より貸借するの計畫と爲りぬ。明治三拾八年に於ける神居村起債の認可と之れが北海道拓殖銀行に對する地所擔保の指令書を掲載すべき也。

基本財産造營篇

北海道廳指令第七〇四號

上川郡神樂村外一箇村戸長役場

明治三十八年拾二月一日付甲第九九一號申請神居村起債ノ件許可ス

明治三十九年二月廿八日

北海道廳長官 男爵 園 田 安 賢

此の如くして幾多の波瀾曲折を辿りつゝ、我が神居村共有地の基本財産は造營せられしにあらずや。大正二年に及んで其の經營着々功を奏したりしかば、村債の總べてを返済して碧落一洗亦殆んど雲翳だも残さずして、餘裕綽然たるの組織的整齊を加へつゝあるの達運に遇ふ。如上の叙事に就ては共有地の經營上に於ける大體の變遷に過ぎず、若夫れ其の間に發生したる精到なる史的沿革に就ては、漸次是れより筆鋒を新にして史實の穿鑿を得るに隨ひ細叙せんと欲す。

(口) 監獄署敷地としての献納決議

明治三拾五年四月廿日は戸長松下高道氏に於て突如として緊急的一の動議を提出せられたるが、此の會議に出席して議決の班に加はりたる者は、總代人掛場吉右衛門。館入榮次郎の二氏と、組長島山熊太郎。小泉又三郎。片岡秀八。坂本徳藏。塚田彌次郎。西田竹次郎。上島元右衛門。堺榮次郎。本元倉吉の九氏にして、共有地の内二万五千坪を監獄署敷地として之を献納せんと欲する問題にてありき而して此問題の孕生しつゝある動機は、札幌監獄書記青木稷三郎氏が當時態々當地に派遣せられ、札幌監獄署の分監を忠別太に建築せんが爲めに、之れ敷地を全地内に簡選じ、適宜の措置を得んことを熟議するに就き、其の妥協を遂げんとしたるにあり。さればにや戸長松下高道を始めとし總代人及び組長に於ても、一村の一大繁榮を期俟する點に於て札幌分監設置の問題は、亦其の一方策なるのみならず、共有地の保存行爲を謀る點に於ても好箇の題案なるが爲め、殆んど同案は一瀉千里の勢を以

て滿場異議なく之を可決したると與に、札幌監獄書記青木稷三郎の商議に應ずる事と爲し、一旦同敷地と指定したる個處は灌漑溝設備の爲め賣却せんと決定したるに關せず、同地所中に劃し無代價を以て監獄署に献納せんこと即ち是れなりし也。然かも同會議の結果は監獄敷地の二万五千坪を献納すべく讓與の決議を遂げたるのみならず、其の後堀内典獄も旭川に出張し松下戸長と商議を遂げたれど、近文方面に於て別に好箇の國有土地を司法省管轄の敷地と確定して變更したると、又分監設置の事や時機尙早の嫌へもあれば、建議行はれずして中止の姿となりしかば、我が忠別太に於ける共有地監獄敷地の献納は竟に消煙霧散に飯したりき。是れ豈折角の妙案商議も近文方面に變更したるが爲め、端なく有耶無耶の間に葬られ一頓挫を來たし、曩には義捐的なる寄附行爲の下に土地を献納すべく、建築の美名に誘起せられたるものありしかど、龍頭蛇尾に終はりこそ頗る恨事と云ふべけれ。左に當時の決議書を摘録して之れか參稽に供へんか。

決 議 書

- 一、神居村共有地の内二万五千坪を監獄署敷地と爲して札幌吏員青木稷三郎來村の上商議に及ばれたるに就き此の回答方如何
- 右共有地の内監獄署建築敷地相談は先づ其の相談に應ずる事に決す。但し代り地所は充分監獄署及支廳に盡力を仰ぐに答辯するものとす
- 一、部分付與地の内前記坪數は灌漑溝設備費の爲め賣却と決したる地所中無代價を以て監獄署へ献納す

但し賣却地積減坪は其の接續地を以て補填す

明治三十五年四月廿日

戸 長 松 下 高 道
總 代 人 掛 場 吉 右 衛 門

基本財産造營篇

基本財産造營篇

組 總 代 人 長

本	堺	上	西	塚	坂	片	小	島	館
元	元	嶋	田	田	本	岡	泉	山	入
倉	榮	元	竹	彌	德	秀	又	熊	榮
吉	次	右	次	次	藏	八	三	太	次
	郎	衛	郎	郎			郎	郎	郎
		門							

(八) 忠別太共有地の貸下動機

基本財産たる忠別太共有地の貸下げを得たる所以の動機に就ては、蓋し村民の一致歩調の下に共同の熱誠と總代人大河内三千太郎。同疋田新助の貢獻的なる心血を瀉ぎ一村經營の爲に銳意奮迅したるにありと謂はざるべからず。之れに加ふるに明治廿六年永山村外二ヶ村戸長本多親美氏の懷抱と畫策其の宜しきを得たるに飯せざるべからず。抑も忠別太の共有地を得たる所以の動機と目すべきものは明治廿四年に於て、忠別太に在りし空知集治監の外役所囚人が其の附近の原野を開墾し、道路を洞開しつゝ、ありしかど、明治廿五年の秋に至りて同外役所廢止の噂さへ喧傳したると同時に、其の翌明治廿六年に及び、果然同外役所を廢して端なく囚人一同其の他官吏の引揚げを看るに及ぶ。然るに當時集治監に格勤因縁あるの徒輩は、外役所一帯に於ける跡地の貸下げ運動に汲々として奔走する者多かりしが、又一面に於て此の好機會を逸せず神居村の住民約七十二名の蹶起して、此の運動に對抗すべく一致歩調の下に協議會を開きぬ。以て新一村の共有財産として其の貸下の策に出でんとしたるにあり。然るに當時總代人大河内三千太郎氏は、嘗て集治監に奉職せる因縁ありし事とて、其の土地に對して自家の利益の爲め之れが貸下を得べかりし便宜的宿縁と、其の他暗中飛躍すべく有利なる位置に立しかば、其の貸下げに運動し自家の將來所有權と爲し、贏利を博し得らるべきに拘はらず、清廉高潔自ら公共的一村に於ける將來共有財産の爲に奮然蹶起して、超然高擧しつゝ、他の銅臭的官吏に於ける其の態度に似ず、高俠義膽なりし淡懷雅量が夫れ克く一村發達の前途を焦慮しつゝ、其の協議會を開き、以て前段の如く神居村共有財産とすべく議案を熱信誠懇に之を首唱し之を提案したるは、蓋し共有財産と爲るべき動機なりと謂はざるべからず。然かも同氏は一村の總代人として一村の爲に貢獻したること此の如くして、當時集治監の職を辭し運送業を營みつゝ、傍ら公共的村落の爲に盡瘁したる人たりし也。然るに村民七十二名の總べてが大河内氏の献策に賛意を表し、一瀉千里の勢を以て之を可決し、直ちに貸下出願の問題を確定したり。其の際當村は永山村外二ヶ村戸長役場の管轄する處なりしかば、戸長本多親美氏の其の間に在りて斡旋しつゝ、其の貸下願書に對し首尾能く圓滿成功の手續を竭くしたると同時に、總代大河内三千太郎氏。同疋田新助等の斡旋盡力との結果に基き道廳に提出したるに、明治廿七年五月端なく其の貢獻を奏し、基本財産として共有地の貸下許可を得るの幸運に迫る。是れ乃ち忠別太に於ける基本財産を造營すべく動機にして、其の提唱者たる大河内三千太郎氏總代の如きは、實に當村の財源を造りたる恩賚人として深く其の偉勳を銘記せざるべからざるのみか、村史の上に於ても特筆大書せずして可ならんや。否な基本財産の首唱者として長へに敬虔的に之を崇尊し、以て其の高俠憤懷と、其の仁慈恩誼を感謝せずんばあるべからず。大河内氏の提唱し貢獻したるに憑りて得たる共有地面積は斯の如くして實に五十三万坪の然尨たる大地積にて、曠野蒼渺

基本財産造營篇

の下に無盡の寶庫を藏し、將來の青田麥圃を拓發したる也。今左に當時の忠別太原野に於ける貸下認可の指令書を登載して江湖察覽に供へんと欲す。

北海道廳指令第四二三七號

石狩國上川郡神居村總代人 大河内三千太郎

外一名

戸長 本多親美

明治廿七年七月六日付願石狩國上川郡神居村字忠別太ニ於テ(一村共有地トシテ)畑目的ヲ以テ土地五十三万三千五百坪貸下ノ件開届ク

但實測ノ上ハ地積變史スルコトアル可シ

明治二十七年十二月四日

(三) 水田開發と村債の企圖

基本財産たる神居村共有地の水田灌溉溝を洞開せんが爲に、明治三十六年三月十七日戸長松下高道氏は積極的行動を企て左の如き村債を起し、速かに稻作の收益を擧げ田疇を興さんと欲したると與に、之れが經營方法の議案を神居村總代人會議に提出したり。乃ち其方法に據れば、共有地に於ける部分付與の畑地反別八十町歩を擔保として神居士功組合の賦課に應ずべく起債を行ふに就き、先づ以て其の金額二千五百圓を募集して、土地全部の面積百九十町歩の内八十町歩を水田に開鑿し、之れに灌溉を充分疏通せしむるにありとす。而して村債の償還に就ては其の期限を滿十ヶ年と爲し、利息の定率は年一割二分と定め、元金は四ヶ年据置きと爲して之れが利子を支拂へ、五ヶ年目より漸次元利金償還を講せんと欲す。然かも五ヶ年目の初年には元金四百圓利率金三百圓を償還する事と爲し、六

ヶ年目の二年には元金四百二十圓、利子金二百五十二圓と爲し、七ヶ年目の三年には元金四百二十圓、利子金二百十六圓と爲すべく定め、八ヶ年目の四年には元金四百二十圓、利子金百五十一圓十二錢と爲すべく方法を定め、而して九ヶ年目の五年に於ては元金四百二十圓、利子金百圓八十錢、十ヶ年目の六年に於ては元金四百二十圓、利子金五十圓四十錢の支拂と爲すべく、元利金償還の方法たりし也。戸長松下高道の提案は行政上の施設として、神居村基本財産を經營するに關して頗る利益的保存行爲なりしが爲め、總代人掛場吉右衛門氏及び同上野利藏氏に於ても、討議熟圖の結果として異論なく可決贊襄を表したるものありしかど、其の計畫は端なく實行するを得ずして沮喪の姿となりしは、千秋の恨事とせずんばならず。左れど折角の計畫を水泡に歸するは水田開發の頓挫を招ぐの徑路なれば、更に一面に於て個人より二千圓を借款して、一時の窮途を糊塗するに到來せる也。之を要するに當時水田の開發は盛んに起工經營の最中にてありしかば、勞働費支拂の急務は寔に焦眉の急を要するものあるが爲め、村債を募集するが如き曠日彌久に亘るの虞れなしとせば、到底工事の使用に間に合はざるのみか、寧ろ戸長松下高道の計畫せる村債方略よりも一時の彌縫策に應せんと欲するには、個人的私債方畧の簡捷にして便宜なるに若かざるものありしを以て也。

(木) 神居士功組合の計畫と雨紛水利會との關係

神居村共有地の原野を開拓し水田を開發せんと欲せば、當初最も急務なりしものは水路溝を開鑿して灌溉を完全ならしむるに若かず。左れば明治三十三年の時代に於ては雨紛一帯の地より、舊豫定市街地(今の美瑛原野)を経て神居共有地に至る迄蜿蜒として絲の如く、一大水路溝を開鑿するにあらざるんば、此等の原野に灌溉すること能はざるのみならず、水田の開鑿は得て其の功を期俟すべからざる事態は前段に於て之を畧叙したるが、然かも此の一大水路溝を開鑿して水田を勃興せしむるに就しは

此の灌漑に浴すべき沿道の部落は、皆總べて至大なる干係と緊密なる脈絡關係を有せしが爲め、一大傘蓋の下に水利組合を組織し、土工組合を設置するにあらずんば其の成功得て期すべからざる事や勿論なりしかば、此の組織を計畫せんが爲に先づ以て經費を要するかを概算するに就き、水路溝の開鑿線を測量するを以て急務と爲す。乃ち明治三十三年の融雪期を以て私設計畫に基き、神居共有地の住民を始めとし、老實穩健なる總代人本間利右衛門氏。掛場吉右衛門氏。中河淺次郎氏より眞摯熱誠なりし篤志家小泉又三郎氏に至る迄、皆其の美譽を賛じて私費を投じて惜まざるの公共的の一大傘蓋の下に行動すべく測量に従ふ。技術家須藤市造を雇ひ之れが踏査を行ふに及ぶ。而して之れが測量せんと欲する水路開鑿線は先づ其の起端を美瑛川より疏水せしめ、雨紛川を横切り雨紛神社下上山麓より忠別太一線長く雨紛道路に縫へつゝ、共有地端の立岩に至る約六千間の延長なり。一號線より曲折して山麓に沿へ石狩河の支流に縦横之を灑ぐにあり。詳かに切言せば雨紛川横なる雨紛神社の下山麓より忠別太共有地端の字立岩に至る約六千間の延長なり。左れど其の後の計畫測量線は延長實に四千八百七十五間に於て、敷幅實に三尺法り一割にてありし計畫なりとす。然るに當時の上川支廳長林顯三氏に其の計畫を諮りしに、同支廳長は大に其の卓越なりし豪圖を嘉みし、概測量丈は吏員を派遣してさへも之を踏査せしめ、其の援護を與へんことを甘諾せられぬ。然かも折角疏水しつゝさへも果して美瑛川の水質は、れ丈け稲作水田に適切なるや否やは、村民一同の齊しく疑問とする所也。去ればにや美瑛河水の分折を得んが爲に、北海道農事試験場に一水を掬じて其の試験を囑託したるに、毫も水田稲作の上に於て障害の分子を含有せざるが爲め、差支へなきの結果を齎したりしが故に、益々村民をして意氣飛揚せしめ、向上的の發展を期せんとの計畫を進めんとす。左れど前途大に囑望すべき此の妙案善謀の水路開鑿に伴ふ水利組合を組織せんとする時機に方りてや、雨紛及び美瑛の二部落は此の一大傘蓋の下より分離せざるべからざるの境遇に逢ふ。然らば一致共同より雨紛の分離せざるべ

からざる所以は何ぞや、或は他にあらず抑も雨紛原野は當時已に開拓の上に於て附與の成功を受けつゝあれば、耕作地を對物保證として之を提供し、拓殖銀行より起債を得て資金の融通を得べかりしに拘はらず、美瑛原野及共有地は之れに反して貸下時期の遅緩なりしのみならず、併せて成功難の遅々として進まず、耕土の未だ成功なかりしと同時に、之を拓殖銀行の對物保證に提供せんには到底不能なりしを以てのみ。更らに言を換へて之を謂へば、美瑛原野に於ける當初の豫定地區劃法は、所謂美瑛町市街の宅地區劃なりしが爲め、何となく其の面積煩瑣に亘りつゝありて、一戸に就き五反四畝歩の割合なりしに、雨紛原野は之れに反し當初より農業的本位の區劃にして、一戸分五町歩の大地積を耕作するを得しは、蓋し雨紛と美瑛とに於ける當時耕作上に於ける成功と、農家經濟の上に於ける収益とに就き雲泥の差ありしのみならず、附與成功を得る點に於ても亦其の遲緩を免かれざりし所以は、蓋し共同一致より雨紛が脱して獨立的土功の經營を圖らんとする動機たらざるばあらず。爰に於てか雨紛は新に分離して神居の土功組合より脱するの不調と變化したると與に、水利會と稱するに至る。之を私設雨紛水利會と稱するもの即ち是也とす。新に荆起したる雨紛水利會に於ては獨立濶歩の態度を取りつゝ、其の耕土七十戸分に對する即ち三百五十町歩を擔保とし、拓殖銀行より一萬三千圓の鉅額を借入れたりしかば、碑礪茲に振へ風發茲に奮起して一致團體を鞏くし歩調を揃へ、美瑛河畔の水脈を牽き雨紛原野の水路を開鑿し、其の沿ふたる一帯の水田を開發するの大成功を告げぬ。雨紛水利會の會長は總代人本間利右衛門氏之れが衝に當り、同總代人中河淺次郎氏は之れが副會長たりしが、拮据しつゝ水田の開發に銳意し、土工の成立に碎身其の任を竭し、翁然として農業稻作の勃興を促がし、拓殖銀行の資財に憑りて竟に出支其の措置に適ひ、積極的行動の手段は端なく其の果實を穫るの幸運に遭ふ。之れに加ふるに同會の役員たる上野利藏。館入榮次郎。佐々田與七郎。青山平右衛門。佐藤寅松。坂上由太郎等の諸彦は會務に執掌しつゝ、拮据其の職を盡くし、の功蓋し鴻

大たりし也。前段に於て精到に描録したるが如く、美瑛原野の拓發や當初市街宅地の區畫割なりし事實は、抑も明治廿五年北海道廳に於て旭川町一條十八丁目より同町二條十二丁目の貸下げと與に、神居村に通りに於ける即ち美瑛町二百三十戸に對する宅地市街地として十一町八反歩の解除なりしと同時に、之れが貸下げ許可を得たり。要するに此の二百三十戸の市街宅地を除くの外、明治廿七年より同廿九年に至る迄は美瑛原野の全帯を劃して農業本位の區劃に一變せしめ、然かも一戸分に對する面積は五反四畝歩を貸付するに至る。其の全面積殆んど百町歩餘に垂んとす。其の間重なる共有地計畫の變遷と美瑛耕土の發達に伴へ、土功組合の組織計畫に就ては徐々と叙せんと欲す。而して神居共有地に通ずべく疏水工事の豫算見込み資金は、實に二万圓の計畫を樹てたりし也。神居水利組合の組織も一難を経る毎に一難來りつゝ、意氣沮喪の間に万目の映する處炎天熱地の沙漠中に清泉名花を發見したり。其は何事ぞ組合協議會即ち是也。

(へ) 神居村灌溉溝開鑿に就ての協議會

(神居水利組合の動機)

明治三十三年四月十日神居尋常小學校に於て、神居村共有地に於ける疏水工事を經營せんが爲に、總代人掛場吉右衛門氏。同本間利右衛門氏其の他村内の篤志家廿九名相集會して緊急動議を開き、其の問題の成否如何に由り、一村の一興一低に關すること至大の干係ありと見做し、前段に於て畧叙したるが如く、大河内三千太郎氏が熱心主張して之れが共有地の貸附を得たる基本財産の造營如何は、先づ以て水路溝を開鑿すべきを以て急務中の急務なりと認め、徐ろに今後同共有地に於ける後圖を熟議し、其の將來に對すべく農業發展の爲めに從來の畑作本位を一轉して、稻作本位に活動すべく大計畫を樹てんとす。乃ち當時其の協議會に於て滿場一致の上確定議を経たるもの左の如し。第一曰く美瑛

河水を疏通して之れが脈絡を曳き、雨紛原野を縦斷しつゝ、一大長溝を蜿蜒せしめ、美瑛町裏手の市街解除地より神居村共有地に經過すべく、溪流の潺湲たりとも云ふべく程の灌溉に供ふる疏水路を計畫し、之を村事業として起工しつゝ、飽迄其の完成を期すべく經營すること即ち是也。第二曰く疏水工事に要すべく資金及び共有地開墾に要すべく資金に充つるが爲め、金二万圓の村債を起さんと欲すること即ち是也。第三曰く村債方畧に關する委細の規程に就ては別に定むる處に準據すること即ち是也。第四曰く村債借入れに關する準備事務を處理せんが爲めに三名の委員を選擧し、總代人を補佐して其の衝に當らしむること即ち是也とす。然るに委員は公選の結果として中河淺次郎。正津正之助。青山平右衛門の三氏當選せらる。同日本協議會の班に列しつゝ、徐ろに後圖を審議討論すべく大計畫に就き謂々の論侃々の説を臆藏なく吐露したるの諸氏は、總代人掛場吉右衛門。同本間利右衛門の二氏を首めとし、篤志家としての面々は大河内三千太郎。小泉又三郎。畠山熊太郎。伊藤藤太郎。有澤七次郎。本元倉吉。田子龍平。澤田喜一。宮田寅松。山形元八。宮村彌三郎。上樂鶴次郎。正津正之助。山村時太郎。中原庄平。笹田與七郎。高木吉次郎。尾崎太右衛門。中河淺次郎。野口勝太。館入榮次郎。青山平右衛門。佐藤寅松。髮林勘兵衛。東大吉。宮崎甚平。岩城長作。唐島外次郎。室崎與太郎等の諸彦にして、蓋し共有地の命脈を維持すべく疏水溝の一大計畫たるを與に、此の鴻圖が端なく當村稻作を興すべく水田開發に關する一大協議會なりと謂はざるべからず。亦從つて此の灌溉溝に於ける開鑿は水利組合組織に於ける動機なりと謂はざるべからず。亦從つて將來に於ける土功組合組織に於ける動機なりと謂ふも可也。左れ此の危然たる大鉅額の二万圓村債の計畫こそ、前段に於て概陳したるが如く美瑛原野に於ける貸下地は、雨紛原野の附與成功地のりれと異れ、拓殖銀行に對物保證とするに難くして到底計畫の如く村債借入れを企圖すること能はず、去れば雨紛は曩きに畧叙したるが如く、美瑛水利の組合より脱して超然として獨立組織の水利組合を設け、明治三十三年より水路溝を起

工し、明治三十四年に灌漑の疏水を稻田に利用したるも、神居共有地の美瑛は雨紛よりも遅くれたる結果と爲り、拓殖銀行に對する村債難の餘波として波瀾として、止むなく灌漑溝に於ける工事の遅延と爲り明治三十五年に開鑿工事を初め、明治三十六年に及んで灌漑すべく成功に赴かんとす。是れ蓋し農村經濟上に於ける餘義なき事態たりと謂ふべき也。

(ト) 拓殖銀行及道廳技術官の灌漑溝踏査

猫額大の原野に雨紛と神居との水利組合に分離し、各長溝路を洞開せんとし一箭二禽を射るの策なりしが、明治三十四年忠別太共有地水田開拓の爲め村債借り入の交渉を拓殖銀行に謀るや、同年一月拓殖銀行頭取曾根静夫が來旭を機とし、當時共有地の委員たる掛場吉右衛門。中河淺次郎等は之れを欺待して種々なる斡旋の勞を採りたりき。委員の斡旋首尾能く其の功を奏したると同時に、本間利右衛門氏外六十有餘名の名義を連帶して之れが貸借契約の交換を了したりき。是れ即ち拓殖銀行と團體私債に於ける交渉の第一回に於ける一段落を告げたる所以也とす。又土功組合の出願に就ては明治卅七年七月北海道廳技師關屋某氏。地方課長屬川越常次郎の二氏は實地踏査として美瑛原野に派遣ありしが爲め、總代人掛場吉右衛門氏。首唱家小泉又三郎氏は之れが案内として水路溝の實態に就き、一々緻密なる説明を與へ是非共土功組合の創立は、之れと相關係して緊要缺くべからざる機關なる所以を訴へ、關屋技師の一行をして首肯せしめ飽迄土功組合設立の趣旨を徹底せしめんとす。然かも斯の如くして關屋技師の一行は水田及び水路を洞觀したる結果に就き、且つ告げて曰く現在既に業に雨紛に於て水利會を組織しつゝ、あると同時に、一線長く灌漑溝水路を劃したる上に更らに搗て、加へて神居は雨紛水路の灌漑區域を通過して、別に一線の灌漑溝を開鑿するが如きは、所謂屋上屋を架せんと欲するものと同然にして、併せて二條の灌漑溝を鑿するものなれば、寧ろ冗費を省き二條の水路溝を開

鑿せんよりは、一條の水路溝を鑿するに若かさる所以を得策ならんことを説明せられたりき。然かも此の際雨紛に於ては既に業に神居より分離して灌漑を開鑿せる當時なりしかば、神居が雨紛の灌漑區域に別に一線の水路溝を劃するに就き、反對論の沸騰しつゝありて葛藤を呈せんとする模様ありしが爲め、旁々以て關谷技師一行の實地踏査に出張ありし所以ならずばならず。兎に角關屋技師は現在開鑿しつゝ、ありし灌漑溝に就ては、技術の上より之を觀察して不完全にはあらざれど、此の如き眇乎たる部落に於て殊更らに二條の灌漑溝を同一の地を通過するに拘はらず、其の水源たる美瑛河の分水を得る點に於ても同一なれば、強いて二條の灌漑溝を開鑿せんよりも、寧ろ一條を劃するを以て得策なることを縷陳せられたりき。川越屬又曰く獨り微々たる美瑛の土功組合とせずして、雨紛をも之れに加盟せしめ。其の門戸を洞開して其の共同を容れ、戮力一致の下に之を組織するを以て尤も得策ならんことを諭せらる。左れども神居土功組合は前段に於て概叙したるが如く、貸下土地の開墾拓殖に就ては史の上に於ける事態關係を異にするが爲め、神居土功組合は單獨的の徑路を辿りつゝ、敢て雨紛に關する事なくして雨紛は雨紛として水利會を別に組織したる事は、既に已に其の梗概を説き畧ぼ創立の要を網羅せるが爲め、是れより以下に亘りては神居土功組合の設立認可に至る迄の變遷を叙せんと欲す。

(チ) 土功組合設置の稟請

神居土功組合に關する首唱家として熱誠家としての掛場吉右衛門。土田金作。小泉又三郎等の諸子は蹶起して其の鑿設を看すんば止まざる底の確乎不拔の意見を樹て、着々諸般の準備を整へ或は五十三名の賛襄を募りて、之れが組合員たらしめ或は創立總會を開きて土功組合の組織を議決すると同時に議長を撰定し、組合規約を定め其の他工事設計より創立費豫算。假議事規則の成立。就中本土功組合

の組織に就ては尤も主眼とも目すべき畫龍點睛たるものは、蓋し神居土功組合規約書案なりと謂はざるべからず。同規約書案は空知郡角田村若くは長沼村に於ける認可規約に模倣して、之れが典型を需め草按したるものなるが故に、其の抜本塞源の骨子に於ける要綱は、皆彼より採擇せるものなりと謂ふも可也。然かも同組合規約は第八章より第八十二條に至りて編成せられたるものにして、第一章は總則第二章は費用及夫役現品の賦課徴收。第三章は財産及會計の規定なるが組合長の支拂命令權。出納検査權は其の重要なものにして、組合財産の賣却貸與又は組合工事の請負事業は、其は見積金額百圓以上のものは公入札に附すべき事項なれど、第二章に於ては組合費徴收の範圍を規定せる事項を以て尤も緊切なるものにして、組合員の所有權及び占有權に屬すべき水田反別を標準として之を賦課すべき事と、並びに組合事業施設の場合に夫役現品を賦課する條項を以て、其の重要なものなりと識認せずんばあらざる也。第四章に及んで夫役現品及事務員の職務權限にして組合長の擔任事務及び專決所權を以て重なる條項と認め、評議員の議事業務を以て其の尤も重要なものなりと推さざるべからず。第五章は議員會の組織及び選舉にして、普通の選舉法と同様類似のものなりと觀れば可也。去り乍ら其の第二款に至りては議員會の議決すべき必要事項にして、例せば組合規約を變更するが如き、諸規則を設定し及變更するが如き、收支豫算。決算報告と承認するが如き、組合費及夫役現品の賦課徴收方法を定むるが如き、組合財産造營物の管理方法や不動産の權利得喪を決定するが如きは、何れも議員會中に於ける重要事項にして、殆んど組合の浮沈消長に關する議定權を規定したるものなりと謂はずんばならず。第六章は組合員の加入及脱退に關するものにして、新に組合員たらんと欲する者は水田所有の見込反別其の設計圖面を添付して申込を要するが如き、蓋し水田稻作の經營者として適當の農業者なるや否やを推敵すべき方法なるものにして、直接組合員として其の經費を負擔するに耐え得べきかを認知するの條項ならずんばならず。第七章に至りては規約及工事設計を變更せんとす

る場合は議員三分の二以上の同意あらずんば、其の變更を企圖するを得ざる旨を規定したりき。第八章に至りては解散及清算の場合を規定したるものにして、亦本規約中に於ける掉尾の必要條項たらずんばならず。解散に關する總會を開く時は議員會に關する規定を準用すると同時に、組合長其他總會に於て選舉したる二名を清算人と定め、以て解散に伴ふ殘餘の財産は現在組合員に分配し、若し夫れ清算の場合に於て其の債務を辨濟すること能はざる時は、其の不足額は解散當時に於ける組合員より之を追徴せんとしたるが如きは、蓋し俱体的の條項にして解散後に於ける紛擾葛藤を禦ぎ、其餘塵を拂拭すべき最良規定たるのみならず、世間有ゆる會社及組合等に關する團體の解散に伴ふ弊費を豫め廓清せんと欲する警醒的條項なるを認むべき也。此の如くして掛場。土田。小泉の三氏は水も洩さず爪も立てざる精銳なる畫圖を遂げ規約を設置したり。五十有餘名の團體が之を援護し、之を翼賛して飽迄組織を完ふせんと欲し、明治三十五年法律第十二號北海道土功組合法に於ける所謂法定の同意を得たるが爲め、同意者の連署書類と組合員人名録を添へ、其他組合創立總會決議録。工事設計書。創立費豫算等の外、創立總會に於ける出席組合員人名並びに總會に於て議決したる假議事規則。神居土功組規約書案を網羅して一件書類と爲し、明治三十五年三月二日付を以て左の如き認可申請をば時の北海道廳長官男爵園田安賢氏に之を提供したり。

土功組合設置に付認可申請

今般明治三十五年法律第十二號北海道土功組合法に基き灌漑用水の施設維持に關する事業の爲め上川郡神居村神居土功組合の設置を發起し、法定の同意を得たるに依り明治三十六年二月廿二日創立總會を開き規約案其他適法の決議を経候に付御認可相成度同法施行令第一條並に同法施行細則第十一條に依り別紙關係書類相添此段申請候也。

明治三十五年三月二日

基本財産造營篇

基本財産造替篇

神居士功組合設置發起人

石狩國上川郡神居村美瑛町五丁目右七號

掛 塚 吉 右 衛 門 印

同國同郡同村同町三丁目左七號

土 田 金 作 印

同國同郡同村同町三丁目右八號

小 泉 又 三 郎 印

北海道廳長官 男爵 園 田 安 賢 殿

工 事 設 計 書

一金三千九百九十九圓二十七錢八厘

内 譯

金三千三百廿九圓二十七錢八厘

金 百 七 十 圓

金 四 百 圓

金 百 圓

金 百 圓

一、本設計の金額は組合員所有の土地反別に割當て徴收す、納入期間は工事施行當日に於て各負擔額の三分の一、工事竣功期限二週間前に於て殘額三分の二を納入せしむること

創 立 費 豫 算 書

二金七十二圓五十二錢五厘

内 譯

工 事 費
測 量 設 計 費
用 地 買 入 費
監 督 費
總 額

金 八 圓 二 錢 五 厘

金 五 十 錢

金 一 十 圓

金 三 十 圓

金 十 五 圓

金 二 十 圓

金 二 十 圓

金 十 圓

一、本創立費は一時創立委員に於て借入れを爲し支辨の上工事費と同時に賦課徴收して返済するものとす

神居士功組合創立總會議事録

明治三十六年二月廿二日本會議を神居尋常小學校内に於て開會す

出席議員三十九名

一、午後二時より會議を開く

一、發起人總代として掛塚吉右衛門起立して神居士功組合の設置は組合員より法定の數に充つる同意を得たるを以て此の創立總會を開く旨を告げ、尙ほ本會議の議事に於ける整理を期する爲め假

會議規則を定むるの議を呈す

(仮會議規則案は別紙に添付す)

組合員(土田金作)此の土功組合創立會は組合員の尤も慎重熱慮を要する者なれば議事体に習はず各自相談的に團變し該件を議了せんことを希望する旨を發議す、議員賛成の上可決す

基本財産造替篇

規 約 書 調 製 料

用 紙 料

郵 便 料

辨 當 料

出 願 書 其 他 雇 入 料

會 議 費

豫 備 費

借 金 に 對 する 利 子 見 込

一、發起人総代の發議にて議場整理上議長一名選舉に仍らず、幸に當村戸長松下高道氏の來臨あり且つ同官は組合に包含せる神居村共有地の管理者なるを以て組合の一人として議長に推選する事に可決す

依て同氏に承諾を求めたるに直に之を承諾す

一、松下高道氏議長席に着く

一、議長より本會書記を組合員片岡秀八氏に依頼する旨を宣告す

決議録署名議員を左の六名に指定す

中嶋政八。小形源八。高倉武右衛門。上樂鶴次郎。上樂淺次郎。片岡秀八。

尙は第一號議案として本組合設置の可否を議すべき旨を告ぐ

組合員(上樂) 本組合と各所に設置しある私立組合との差異及法律にて制定せられたる一應の主意を説明せられたし

議長本組合は北海道に對し特別制定せられたる主意より法人的組織に係るを以て他に對する信用上の件を懇篤に説明す

議場靜肅稍や暫くにして議長異議なければ設立に決する旨を告ぐ異議なく可決す

一、第二號議案として神居土功組合規約案を議すべき旨を告ぐ

議長より本規約案は既に空知郡角田村或は長沼村に於て認可を得たる規約書且つ北海道應より示されたる模範に基き參配の上起草したるものなれば逐條の審議を省き各章を區切し採決すること

を謀り異議なく之を決す

書記每章之れを朗讀し異議なく原案に可決す

議長第參號議案として工事設計書を議する旨を告げ尙本議題は組合設立の骨子にして、各自双肩

に係る重大の件なれば暫時休憩し各組合員に於て篤と熟議して議了せんことを望む旨を演べ茲に

三十分の休憩をなす

午後五時十分前案の會議を開く旨を告ぐ

組合員(高倉)灌漑溝設計の概要を説明ありたしと演ぶ

議長之を發起人に問ふ

發起人(掛場)灌漑溝は雨紛學校の裏手に當る美瑛川より分水し、雨紛原野區畫第六號より基線道路東側に沿ひ一號線に至り夫れより曲折山麓に沿ふて石狩河に放流す溝の敷巾は三尺に法一割に堀鑿する見込み組合員(高倉)敷巾三尺にては狭きに失する考あり。在來地の既成部分を見るに下流に沿ふに従ひ或は供給する能はざるに至るやも計り難し、仍て敷巾五尺以上としては如何

發起人(掛場)水路敷巾に付ては水田計畫の見込反別に依り技術員に於て定めたるものにして殊に敷巾を廣むるとすれば土坪に大なる關係を及ぼす隨つて工費の多額を要するに至るに因り兎に角

技術者の設計に一任する方可ならん。

議長採決を宣告す

満員總起立異議なしとして原案に可決す

組合員(山形)より灌漑溝の開鑿は可及丈け本年水田の給水を爲す様竣功せしむるの動議を呈す

仍て議長は組合員に謀り議題となす

満員賛成の上其の筋へ出願の上は可成急速に許可の運を交渉して本年水田給水に間に合ふ様竣功せしむることに可決す

第四號議案として創立費の承認を需むる旨を告ぐ

本案は豫算の範圍内に於て創立委員長が一時借入金と爲しつゝ支出し置き追ふて工事費徴收と同

基本財産造營篇

二八五

基本財産造營篇

時に賦課徴収する事に決す
 議長是れにて本會議の議題を終了せる旨を報告す
 議長、決議録の朗讀を書記に命ず
 書記、其の決議録を朗讀す
 爰に於てか議長は閉會を宣告し于時六時四十分なりとす

(リ) 神居土功組合設置に就ての賛助者

畑作本位と水田本位とが當時に於て誰か烏の雌雄を識らんやと云ふ有様なるが、明治三十六年二月十日掛場吉右衛門氏。小泉又三郎氏。土田金作氏等が神居土功組合設置の急務なる所以を首唱したるは、蓋し一面灌漑溝を開鑿しつゝ、畑作本位を一轉し、水田開發の大計畫を樹つべく農業界の面目を革め、之れが農家經濟の一新紀元を劃せんと欲したるにありと謂はざるべからず。去れば同氏等は廣く同志者の賛襄を需め、部落民の總べてを網羅しつゝ、土功組合なる組織の下に一大傘蓋して、一致共同の活動を圖り、飽迄之れが創立をして北海道土功組合法に準據せしめ、公然たる營利的法人としての團體認可を得んとす。而して組合の地區は大体左記謄本の如くにして、南雨紛原野零號線よりして北共有地を奄有すると與に、其の組合員は概數五十名にして事業施行の方法及び順序に於ては、先づ以て灌漑水路の開鑿急務なるが爲め美瑛河より疏水せしめ、雨紛道路に沿へ一號線より曲折しつゝ、山麓を縫へ、石狩河支流に激くにありて其の延長實に四千八百七十五間、敷巾三尺法り一割の一大長路溝にして、明治三十六年五月迄に竣工せしむるの計畫たりし也。而して之れが創立費及び其の工事資金は四千五百十圓を計上したるにあらざとせんや。當時拓殖日猶ほ淺くして開墾草創の時代なれば、富力進歩せざるは謂ふ迄もなく、民力の至難なる局面に際し斯かる巨額の工事資金を負擔せんとす。何

ぞ夫れ難きや。殊に水田を開發せんとする事業の如きは、より以上の支出財帛あるにあらざんば開發事業の一擧や亦得て期俟すべからざるものあらんとす。爰に於てか拓殖銀行に對する村債交渉の幕を開きたること、前述の如き縫綴策を講ずるの止むなきに至らんとす。其の水田開發の苦境や想へ觀るべき也。乃ち當時に於ける土功組合の計畫及び其の同意賛襄の氏名録を掲げて左に之を摘録せんか。

神居土功組合設置通知書

- 北海道土功組合法に基き神居土功組合を設置致度左の事項御承知の上同意相成度同法施行細則第二條に依り及御通知候也
- 一、組合事業の目的は灌漑溝の施設及維持とす
- 二、組合の地區は
 - 南雨紛原野零號線より北共有地を包含す同地境迄
 - 組合員の概數五十名
- 三、事業施行の方法及順序
 - 灌漑水路は美瑛川より分水し雨紛道路に沿へ一號線より曲折し山麓に沿へ石狩川支流に注ぐ延長四千八百七十五間敷巾三尺法り一割とす
 - 水溝路は本年五月迄竣工せしむる目的
- 四、創立費及工事施設費の概算

金	百	五十	圓	創	立	費
金	四	千	圓	工	事	費
- 五、同意表示の形式に就ては本簿に署名捺印すること

期間は明治三十六年二月十二日迄

基本財産造營篇

基本財産造營篇

神居土功組合設置發起人

二八八

石狩國上川郡神居村字美瑛町五丁目右七號

掛場 吉右衛門 印

同國同郡同村同町三丁目左八號

小泉 又三郎 印

同國同郡同村同町二丁目左七號

土田 金作 印

右同意候也

明治三十六年二月十一日

神居土功組合設置同意者

上川郡旭川町大字旭川字一條通四丁目右四號

草野 久吉 印

同郡同町同所十四丁目左十號

友田 文次郎 印

同郡同町同所十三丁目左三號

河嶋 藤三郎 印

同郡同町字四條通六丁目右三號

溝口 菊太郎 印

上川郡旭川町大字旭川字一條通五丁目左五號

佐藤 音次 印

同郡同町同所一條通六丁目右六號

荒井 初一 印

同郡同町一條通八丁目右九號

金津 次三郎 印

同郡同町同所字宮下通十二丁目右七號

忽滑谷 寅右衛門 印

同郡同町同所字五條通十五丁目左二號

伊藤 永松 印

同郡同町同所字宮下通十九丁目

藤田 善太 印

上川郡神居村字臺場原

高田 寅松 印

同郡同村字美瑛町五丁目右八

髮林 勘兵衛 印

神居村共有地内

宮川 太助 印

同

南 桑松 印

神居村字美瑛町十一丁目右

高倉 武右衛門 印

基本財産造營篇

二八九

神居村字美瑛町八丁目左
 同 字イ通 中田勘右衛門印
 同 同町八丁目 土田與藏印
 同 字雨紛三號線 片岡秀八印
 同 字イ通左九 盛水源之丞印
 同 字八通右十二 松田林三郎印
 同 字ホ通左五 佐藤七右衛門印
 同 同字八丁目 山形源八印
 同 同字イ通左十四 上樂淺次郎印
 同 同字イ通左一 奥村松藏印
 同 同字イ通左一 土田金藏印

同 村同字口通右六 岩佐源吉印
 同 村同字イ通左十 森澤榮藏印
 同 村同字共有地内 青木八藏印
 同 村同字口通左十一 木村万次郎印
 神樂村字神樂町御料地構内 熊谷三喜藏印
 神居村字口通左十三 岩城清次郎印
 同 左十四 森田長作印
 同 村字雨紛一號線 上樂鶴次郎印
 同 村字イ通左十三 大門淺次郎印
 同 村同字八通左十 中島政八印

神居村同字イ通一	沼田	豊吉印
同 字美瑛町	坂井	甚松印
同 村同字左十五	土田	豊次印
旭川町大字旭川字宮下通九丁目左三	淺川	浩印
同 字一條通八丁目左五	鈴木	子印
同 字二條通十五丁目右一	米澤	虎吉印
同 字一條通三丁目左	山野	乙松印
同 四丁目右十	矢嶋	宇八印
同 字四條通八丁目左一	吉田	槌松印
同 町大字一條通六丁目右四號	佐々木	太五郎印

不 明	成田	熊三郎印
不 明	矢後	儀平印
神居村字美瑛町十一丁目	福玉	仙吉印

(又) 神居土功組合に關する總會

土功組合の創立に就き其の認可を得んとするに際し、衆議を蒐集して弘く組合員の意見を釋ね、一致戮力の行動に出でんとす。是れ乃ち創設の場合に於て其の基礎未だ鞏固ならずして、何事も整齊を欲くの時なれば當然の措置なりと謂はざるべからず。本會の要旨を摘録せんか蓋し組合員も法定の數に充つたるのみならず、同意者を得たること如上の次第なるが爲め、假會議規則を議定すべき事と澆灌溝に於ける計畫及び其の經費を議定すべき事と、其他工事は同年中に竣工せしめ、水田に引用するの進捗を看んと欲するにあり。而して創立費の如きは委員長に一時借入金の方略を講すべく附託を爲し、漸次之れが徴收賦課を行はんとす。是れ豈本會議事中に於ける重要事項にあらずや。今左に創立總會に討議したる筆記を登載して、一層當時の模様を詳密ならしむると同時に各組合員の意見を紹介せんとす。

神居土功組合創立總會決議録

明治三十六年二月廿二日開會

會 場 神居尋常小學校

基本財産造營篇

開場時刻 午後二時

閉會時刻 午後六時四十分

一、出席組合員三十八名

決議事項

一、創立總會議長を神居村共有地管理者同村外一ヶ村戸長松下高道に撰定す

一、神居土功組合の設置を議定す

一、神居土功組合規約を議決す

但該規約官廳へ出願の上にて於て字句の訂正は勿論或は本條の修正を要する時は大体の主意に變動を生ぜざる限りは創立委員長に於て訂正するを一任することに議決す

一、工事設計書を議決す

一、創立費を議決す

一、灌漑溝起工は最初發起人に於て目論見たる如く、本年水田開發の使用に給水する様直ちに測量に着手せしめ、其の設計結了次第組合認可の如何に係はらず、着手の出願を爲し可及的早急許可順序に取運をなすことを議決す

一、創立委員は投票の結果に依り掛場吉右衛門に撰定す

右之通決議候也

明治三十六年二月廿二日

神居土功組合創立會場に於て

神居村共有地管理者

議長 戸長 松下 高道 印

神居土功組合發起人

掛場吉右衛門 印

小泉又三郎 印

土田金作 印

同 議事録署名議員

中嶋政八 印

山形源八 印

高倉武右衛門 印

片岡秀八 印

上樂鶴次郎 印

上樂淺次郎 印

神居村土功組合創立總會出席組合員人名

掛場吉右衛門

小泉又三郎

高倉武右衛門

土田金藏

岩佐源吉

松田林三郎

森田長作

佐藤七右衛門

土田金作 印

中山政八 印

山形源八 印

土田與藏 印

髮林勘兵衛 印

岩城清次郎 印

藤田善太郎 印

南田善太郎 印

基本財産造營篇

宮川太助	森澤榮	二九六
中田勘右衛門	青木八藏	
高田寅松	片岡秀八	
上樂鶴次郎	盛永源之丞	
土田豊治郎	大門淺次郎	
上樂淺次郎	神居村共有地 管理者戸長 松下高道	
木村万次郎	奥村松藏	
溝口菊太郎	坂井甚松	
沼田豊吉	草野久吉	
金津次三郎	熊谷三喜藏	
忽滑谷寅右衛門	佐藤音次	
合計	三十八名	

神居士功組合創立總會假議事規則

- 第一條 本會の議事を處理するを以て目的とす
- 第二條 本會は左の役員を組合員中より選舉するものとす
 - 一、議長 一名
 - 一、書記 一名
- 第三條 議長は本會の議事を組合員に謀り且つ議場諸般の事項を整理す
- 第四條 書記は議長の指揮に従へ會議に關する總べての事項を明記し會議中庶務を掌る
- 第五條 議長の選舉は總組合員中より選舉の結果同點者あるときは年長者を以て定め同年齡者あるときは抽籤に仍り定む

- 第六條 書記は議長の指名を以て定む
- 第七條 會議は午前九時に於て始め午後四時に終る尤も時宜に仍り之れを伸縮することあるべし
- 第八條 議員の着席順序は豫め抽籤を以て其の番號を定め、議事中議員の姓名を稱へず其の番號を稱へ用ふべし
- 第九條 着席は撃折を以て報ず着席後は議員は狼りに議席を離るゝことを許さず
- 第十條 議員は開議中發言せんと欲するときは起立し議長何番と呼び許可を得るにあらざれば發言するを得ず但し議員互の應答を許さず
- 第十一條 議員運參の時は議長の許可を得て着席すべし
- 第十二條 議長は時宜により議員の發言を止め又は議事を中止することあるべし但し此の場合其の旨議員に告ぐ
- 第十三條 會議は尤も靜肅を旨とし且つ喫烟を禁じ總べて議事を妨ぐるの舉動あるべからず但し諭告するも肯せざるときは退場せしむることあるべし
- 第十四條 議員は議事に當り質問討論の權を有すと雖も人身上に關し褒貶毀譽に涉るを許さず
- 第十五條 議案は總べて書記をして朗讀せしむ
- 第十六條 會議は總べて逐條審議を以て決すべし
- 第十七條 議長の意見若くは議員の請求に據り議案の條項順序に抱はらず分合し議決することあるべし但し總べて過半数以上の議員の賛成により決を取るものとす
- 第十八條 論議未だ終らずと雖も議長に於て論旨盡きたりと認むるときは發言を止め決を取ることあるべし

基本財産造營篇

第十九條 議事の可否は起立法に仍るものとす

第二十條 修正案を提出せんとするものは之れを議長に提出し又は議場に於て陳告することを得但し本條の場合には議員五名の賛成者あるにあらざれば議題となすことを得ず

(ル) 神居土功組合の不認可と神居水利組合(其の一)

神居土功組合の不成立に了はりしかば、更に蘇生したりしとも謂ふべき神居水利組合は小泉。掛場等の諸彦が經營の下に愈々進捗の機運に嚮へ、會員六十六名の灌漑溝は關屋技師の説明したるが如く、開墾工事の竣成後に於ける成績は小泉及び掛場。土田等の委員が苦心經營せられたりし丈けありて、其の疏水に於ける潺湲たりし點と謂ひ、其の稻作發育上に於ける無害有益なりし點と謂へ、頗る佳況にして組合員の満足なりしは論を俟たず、従つて組合員の総べてが之れが灌漑溝の水利に浴すべき水田總反別は約二百町歩を有し、溝水の一度開墾せられてより元來渺漠際涯なかりしと共に、疏水あらざる一大原野が此の恩賚を享けつ、水田の開墾を勃興せしめ、稻作疑問たりし未開の土壤に米穀を生産せしめたる組合員の經營慘憺たりしと、滿腔の血誠とか端なく此の二百町歩の水田を開墾したるを想起せんか、拓殖當時を追懐しつ、何となく組合員の孰れも自家の奮起心と、自家の堅忍不拔なりしとに就て、自家が自家の艱難を忘れつ、開墾を成功したるに、端なく無量の感慨は何人も油然として深夜孤燈の下、秋月皎痕を輝かすの宵に於て、收穫せる一穗の稻株を白に杵きつ、誰か悵然として既往を顧み、其の勞の嘗たならざるを懷ひ愈々昂奮せざるものあらんや。自家の運命は自家の開拓する處なるを識らば、二百町歩の開拓は自家の開拓せる處にあらざして何ぞ、是れ敢て天祐にあらざる處也。同組合員の有する水田一反歩の平均收穫は、現今一石四斗の生産額を擧げつ、あるが、雨紛米のそれの如く一反歩平均二石の收穫を得ざる所以のものは何ぞや、其の理由は雨紛と神居とは土壤相

接續したるに關せず、然かも同一美瑛川の水利を享くるに關せず、其の耕作栽培法は謂ふ迄もなく氣象の點に於ても、種子播種法に於ても略ぼ同一なるに關せず、此の如く重なる收穫産量の差異を來たしつ、あるは、蓋し土壤の地層構成を別にして美瑛河畔に沿ふたる個所は砂質壤土なれば、相應の收穫を有し敢て雨紛に譲らざるものあれど、山脈の重疊して聳立せる麓邊より其の中間に挟まりたる土地は、元來陷没し、一個の窪谷てふ構成を呈して濕潤を含みつ、ありしが爲め、乾燥分子の欠乏して不溶解物の多量なりし結果は、灰分尠く腐植物質の分量に富み概するに酸性土壤なりしを以て、收穫生産の雨紛米のそれと比較して鮮き原因なりしが爲めならずんばあらざる也。故に水利組合員の總べてが大に之れに鑑みる處ありて、排水溝を設けて其の濕潤を除き、勵めて水氣を洗滌しつ、あるの一法と、又一面に於ては粘土若くは砂土を混淆して土壤の改良を施し、宅地法を應用するなど殆んど組合員の總べてが之れが土壤の改良に銳意しつ、酸性質を變更すべく組合の熱心に計畫を講ずるの場合なりと謂ふべき也。而して餘りに多岐に亘り冗長に陥るの虞れあれど、如上の土壤に對して如何なる稻種類を栽植しつ、あるかを叙せしめよ。同組合に屬する二百町歩の水田に於て目下奨勵して播種せる稻種は、概して赤毛。黒毛。坊主。六八日。チンチ。の五種類なりとす、就中赤毛の一種に至りては、第一開墾當初より試播せる稻なりしかど、其の次ぎ第二に於て坊主早稻の播布が端なく流行と爲り、幾多の變遷を経て現今に至りては黒毛と稱する早稻を栽培するに至る。而かも黒毛早稻は夫れ能く寒水と冷氣とに耐ゆるか爲め、神居の如き暑熱氣温を受くるの期間比較的餘りに内地のそれの如く多からずして、霜冷寒水の分量の多き神居に於ては好箇の稻種として、一般に使用し歡迎せられつ、あるを觀るにあらすや。

(ヲ) 神居土功組合の不認可と神居水利組合(其の二)